

第3回幕別町議会定例会

議事日程

平成21年第3回幕別町議会定例会
(平成21年9月8日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名
6 前川 雅志 7 野原 恵子 8 増田 武夫
- 日程第2 会期の決定
(諸般の報告)
- 日程第3 行政報告
- 日程第4 報告第8号 専決処分した事件の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）
- 日程第5 報告第9号 平成20年度幕別町健全化判断比率の報告について
- 日程第6 報告第10号 平成20年度幕別町簡易水道特別会計の資金不足比率の報告について
- 日程第7 報告第11号 平成20年度幕別町公共下水道特別会計の資金不足比率の報告について
- 日程第8 報告第12号 平成20年度幕別町個別排水処理特別会計の資金不足比率の報告について
- 日程第9 報告第13号 平成20年度幕別町農業集落排水特別会計の資金不足比率の報告について
- 日程第10 報告第14号 平成20年度幕別町水道事業会計の資金不足比率の報告について
- 日程第11 認定第1号 平成20年度幕別町一般会計決算認定について
- 日程第12 認定第2号 平成20年度幕別町国民健康保険特別会計決算認定について
- 日程第13 認定第3号 平成20年度幕別町老人保健特別会計決算認定について
- 日程第14 認定第4号 平成20年度幕別町後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 日程第15 認定第5号 平成20年度幕別町介護保険特別会計決算認定について
- 日程第16 認定第6号 平成20年度幕別町簡易水道特別会計決算認定について
- 日程第17 認定第7号 平成20年度幕別町公共下水道特別会計決算認定について
- 日程第18 認定第8号 平成20年度幕別町公共用地取得特別会計決算認定について
- 日程第19 認定第9号 平成20年度幕別町個別排水処理特別会計決算認定について
- 日程第20 認定第10号 平成20年度幕別町農業集落排水特別会計決算認定について
- 日程第21 認定第11号 平成20年度幕別町水道事業会計決算認定について
- 日程第22 陳情第24号 日豪F T A交渉の中止と日米F T A促進反対に関する陳情書

会議録

平成21年第3回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成21年9月8日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 9月8日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (18名)

議長 古川 稔

副議長 千葉幹雄

- | | | | | |
|---------|---------|---------|---------|---------|
| 1 中橋友子 | 2 谷口和弥 | 3 斉藤喜志雄 | 4 藤原 孟 | 5 堀川貴庸 |
| 6 前川雅志 | 7 野原恵子 | 8 増田武夫 | 9 牧野茂敏 | 10 前川敏春 |
| 11 中野敏勝 | 12 乾 邦廣 | 13 芳滝 仁 | 16 大野和政 | 17 杉坂達男 |
| 18 助川順一 | | | | |

- 6 地方自治法第121条の規定による説明員

町 長 岡田和夫

副 町 長 高橋平明

副 町 長 遠藤清一

教 育 長 金子隆司

会 計 管 理 者 菅 好弘

総 務 部 長 増子一馬

経 済 部 長 飯田晴義

民 生 部 長 新屋敷清志

企 画 室 長 佐藤昌親

建 設 部 長 高橋政雄

忠類総合支所長 古川耕一

教 育 部 長 米川伸宣

総 務 課 長 田村修一

企 画 室 参 事 長谷 繁

地 域 振 興 課 長 佐藤和良

糠 内 出 張 所 長 所 拓行

保 健 福 祉 課 長 原田雅則

- 7 職務のため出席した議会事務局職員

局長 堂前芳昭 課長 仲上雄治 係長 金田恭之

- 8 議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

- 9 会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。

- | | | |
|---------|---------|---------|
| 6 前川 雅志 | 7 野原 恵子 | 8 増田 武夫 |
|---------|---------|---------|

議事の経過

(平成21年9月8日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣言]

○議長（古川 稔） ただ今から、平成21年第3回幕別町議会定例会を開会いたします。
これより本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（古川 稔） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（古川 稔） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員に、6番前川雅志議員、7番野原議員、8番増田議員を指名いたします。

[会期の決定]

○議長（古川 稔） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本定例会の会期は、本日から9月25日までの18日間といたしたいと思います。
これにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)
○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。
したがって会期は、本日から9月25日までの18日間と決定いたしました。

[諸般の報告]

○議長（古川 稔） ご報告をいたします。
教育委員長から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定により、平成20年度幕別町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価の報告書が議長宛に提出されております。
幕別町農業委員会会長から新農地制度の円滑な運用に向けた農業委員会の体制整備等のお願いの文書が議長宛に提出されています。
また、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定による、例月出納検査報告書が議長宛に提出されていますので、お手元に配布してあります。
後刻ご覧いただきたいと思います。
これで、諸般の報告を終わります。

[行政報告]

○議長（古川 稔） 日程第3、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。
岡田町長。
○町長（岡田和夫） 平成21年第3回町議会定例会が開催されるにあたり、日頃より町政各般にわたってお寄せいただいております、議員各位の温かいご指導・ご協力に対しまして、心から感謝とお礼を申し上げますとともに、当面する町政の執行につきまして、ご報告をさせていただきます。
8月30日に行われました第45回衆議院議員総選挙は、国民の関心が高いと報道される中、本町の小選挙区選挙においても、期日前投票が前回の1.8倍に達し、最終的な投票率は79.3%で、前回の75.1%に比べ4.2ポイント伸び、町民の政治への期待や関心の高さが表れたところであります。

政権交代が現実のものとなり、今後、町行政へもさまざまな影響が想定されますことから、過日の庁議におきまして、職員はこれまで以上に情報の早期入手に意を用い、町民の負託に応えていくために万全な体制をとるよう、指示いたしましたところであります。

さて、本年も10月1日に113年目の開町記念日を迎えるにあたり、偉大な先人たちが理想郷の実現を目指し、不屈の精神で本町の発展の礎を築かれたご遺徳を偲びますとともに、町民各位の限りない郷土愛により、本町が十勝はもとより北海道の中核的な町として隆々発展いたしておりますことに、あらためて深甚なる敬意と感謝を捧げるものであります。

例年、開町記念日に本町の功労者を顕彰いたしておりますが、先日、表彰者選考委員会からいただいた答申を尊重し、7名の方々を顕彰させていただくことといたしました。

まず、自治功労であります。永年にわたり本町の自治振興のため町議会議員として活躍された本町の故永井繁樹さん、同じく選挙管理委員や国民健康保険運営協議会委員などとしてご尽力いただいた美川の山田孜さんに、自治功労賞をお贈りさせていただきます。

次に、消防団員として地域住民の安全確保にご功績のありました 緑町の吉田賢治さん、忠類錦町の丸田耕志さん、札内青葉町の藤木修一さん、札内中央町の斎藤政章さん、以上4名の方々に社会功労賞をお贈りさせていただきます。

また、永年にわたり十勝家畜商業協同組合の役員として畜産の振興にご貢献された 途別の中村由雄さんに産業功労賞をお贈りさせていただくことといたしました。

受賞されます皆様の永年にわたるご活躍とご功績に対しまして、心より敬意を表しますとともに、感謝申し上げる次第であります。

次に、過日決定されました本年度の普通交付税について申し上げます。

本年度の普通交付税の総額は、54億6,427万3,000円で、前年度決定額との対比では2億8,352万6,000円、率にして5.5%の増となりました。

本年度の普通交付税算定の主な特色といたしましては、一つには、新規に算定された「地域雇用創出推進費」が創設されたことにより、本町では約1億3,000万円が措置されておりますが、この制度は、厳しい雇用失業情勢により平成21年度・22年度の時限的措置として算定されたものであります。

次に、平成19年度から地方自治体における行政改革効果などの、いわゆる努力成果を反映する「頑張る地方応援プログラム」についてであります。本年度におきましては、歳出削減の取り組みとして、人件費の減や公営企業への繰り出しの減、さらには国営事業償還金が歳出から除かれたことなどにより約4,500万円ほど、前年度より増額措置されたところであります。

また、起債償還に伴い交付税措置される事業費補正につきましては、平成8年度に借入れを行った地域総合整備事業債の交付税措置終了に伴い、前年度対比で約4,900万円ほど減額となったところであります。

その他、単位費用の変更、補正率の変更、また、高齢者人口が伸びたことによる高齢者福祉費の増などによりまして、総体で前年度より2億8千万円程度の増額となっております。

なお、本年度の決定額と当初予算の比較におきまして、約2億8,000万円を留保できる財源が生じたところでありますが、過去の起債の繰上げ償還や基金への積み戻しなど、今後の財政運営に有効な手立てを検討してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、厳しい財政環境の中、交付税が歳入に占める割合が高い本町におきましては、貴重な一般財源であることから、交付税の確保・充実など、制度改正に向けて町村会等と連携し、さらに強く働きかけてまいりたいと考えております。

次に、マイマイガの大量発生と対策について申し上げます。

昨年に引き続き、今年もマイマイガが、十勝管内を始め、町内においても大量に発生したところであります。

このガは、約10年周期で2年から3年ほどの間に大量発生し、その後、幼虫に病気が流行することで終息するといわれておりますことから、来年、大量発生する恐れがあるところであります。

マイマイガは、基本的には森林の中で成長し、水銀灯の光や白い壁などを好み、電柱や住宅の壁などに卵を産み付け、越冬した卵が翌年の春から夏にかけてふ化し幼虫となります。

その後、7月下旬頃に羽化し成虫となり、8月が大発生のピークになると言われております。

人体への影響については、幼虫に触ったり、成虫の鱗粉(りんぷん)にふれると、皮膚の弱い人は、かぶれたりかゆみを伴うことがあります。

駆除の方法については、主に森林で生息しているということもあり、根本的な解決は難しいものがありますが、卵を取り除いたり、春先にふ化する初期の幼虫であれば、市販の殺虫剤で駆除ができますので、町民の皆さんにも家の周囲の駆除についてご協力をいただき、少しでも発生を抑えることが大事であると考えております。

このため、9月の町広報紙においては、マイマイガの習性や、駆除の方法等をお知らせしたほか、ホームページでも周知に努めているところであります。

また、本町独自の対策といたしましては、ガが特にたくさん集まっている街路灯や防犯灯の電球を、ガの寄りにくいナトリウム灯やLED灯などに、順次、交換しているところであります。

さらに今後、街路灯や防犯灯、公共施設の壁などに産み付けられた卵の除去を行なうこととしているところであります。

次に、農作物の生育状況について申し上げます。

今年の春先は比較的穏やかな天候が続いたものの、6月中旬から7月にかけての天候不順による影響で生育の遅れや農作業の遅れを生じたところであります。

地域や圃場によってばらつきはあるものの、全体的な傾向として、7月の長雨による圃場に雨水が停滞し、防除などの作業を適期に行えなかったことなどから、生育の遅れだけでなく、一部の圃場では湿害や病害も発生するなど、収量や品質の低下が懸念されているところであります。

このようなことから、7月末には、ゆとりみらい21推進協議会の指導部会において、営農技術指導の強化を図ったところであります。

主な作物について申し上げますと、小麦につきましては、すでに刈取り作業を終えたところでありますが、収穫量は平年を下回る反当り7俵から8俵程度となっており、品質も心配されるところであります。

9月1日現在の作況調査によりますと、地域によってばらつきはありますが、てん菜はほぼ平年並みに回復したものの、馬齢署は小玉傾向で規格内収量の低下が予想されているところであります。

豆類につきましては、平年並みから5日程度の遅れで、小豆の莢の数はかなり回復してきておりますが、収量・品質の低下が心配されるところであります。

また、牧草やサイレージ用とうもろこしにつきましても、若干回復したものの、平年並みから3日程度の遅れとなっております。

いずれにいたしましても、今後は良好な天候が続きまして、本格化する収穫作業が順調に進み、少しでも平年の収穫量に近づくことを願っているところであります。

次に、集中豪雨による道路災害について申し上げます。

7月27日の夕刻から28日未明にかけて発生いたしました集中豪雨は、27日19時29分に十勝中部・南部地域に大雨洪水警報の発令となり、28日0時42分には警報解除となったところでありますが、20時台には時間雨量29ミリを記録し、総雨量では60ミリほどに達したところであります。

これにより、町道稲士別線など8路線で路肩・のり面崩落が発生したところであり、関連する緊急整備工事等の補正予算を計上させていただいたところであります。

次に、公共工事の発注状況について申し上げます。

8月末現在での公共工事の発注済額は、10億3,700万円となっております。

今年度予算に加え、繰り越しとなっております平成20年度の2次補正の「地域活性化・生活対策臨時交付金」、並びに第2回臨時会で補正をさせていただきました「地域活性化・公共投資臨時交付金及び経済危機対策臨時交付金」等を含め、発注率にいたしますと53.2%となっております。

土木工事関係では、旭町11条通道路整備、札内西公園整備、忠類簡水配水管布設等、また、建築工事関係では、札内青葉保育所改修、及び札内南小と忠類中体育館の耐震補強工事等の発注を終えたところであります。

今後の発注では、都市公園遊具改修や小・中学7校の耐震化工事等の発注を予定しており、引き続き早期発注と適期発注に意を用い、安全な工事の遂行に万全を期してまいりたいと考えております。

以上、当面する諸問題等につきまして、ご報告をさせていただきましたが、議員の皆様には、引き続き町政の執行に対しまして、一層のご指導、ご支援を賜りますようお願いを申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長（古川 稔） これで行政報告は、終わりました。

[付託省略]

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

日程第4、報告第8号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって日程第4、報告第8号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（古川 稔） 日程第4、報告第8号、専決処分した事件の報告についてを議題といたします。説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 報告第8号、専決処分した事件の報告につきまして、ご説明させていただきます。

議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

本件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分を行いましたので報告をするものであります。

専決処分第8号であります。議会の委任による専決処分事項の指定に基づき、損害賠償の額の決定及び和解について、平成21年8月7日付で専決処分を行ったものであります。

理由であります。平成21年7月22日午後9時10分頃、幕別町字千住84番地3地先の町道札内川堤防線におきまして、走行中の車両の左前輪が道路の陥没部分に落下し、その衝撃によってホイールが変形する事故が発生したものであり、これに対する物的損害を相手方に対しまして賠償し、和解するものであります。

損害賠償及び和解の相手方ではありますが、幕別町字明野658番地の1に住んでおられます、小田嶋知之氏であります。

損害賠償及び和解の内容でございますが、損害賠償といたしまして小田嶋氏に支払う額は、車両修復費3万3,915円とし、双方ともこれ以外に今後一切の請求、異議の申立てを行わないものとするものであります。

なお、全国町村会総合賠償補償保険に加入しておりますことから、賠償額につきましては、全額保険給付されるものであります。

また、今後このような事故が起きないように、町道の管理点検に努めるよう指導をいたしたところでもあります。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(古川 稔) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、報告のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本案は報告のとおりといたします。

日程第5、報告第9号、平成20年度幕別町健全化判断比率の報告についてを報告いたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長(高橋平明) 報告第9号、平成20年度幕別町健全化判断比率の報告につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書の3ページをお開きいただきたいと思います。

この度の報告内容であります財政健全化判断比率の算定につきましては、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第3条に基づき監査委員の審査に付し、議会に報告し公表しようとするものであります。

なお、監査委員における審査意見書につきましては別冊のとおり意見書が提出されているところであります。

法律第3条に基づき算定いたしました健全化判断比率であります。算定項目につきましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4項目について算定したものであります。

実質赤字比率につきましては、算定対象となります一般会計等に属する会計であります一般会計及び公共用地取得特別会計において、実質収支が黒字のため算定されないものであります。

次に、連結実質赤字比率につきましても、算定対象となります一般会計等に属する会計と、国民健康保険特別会計以下8特別会計及び水道事業会計において、実質収支等が黒字のため算定されないものであります。

次に、実質公債費比率でございますが、平成20年度算定結果につきましては、23.9%と平成19年度と同数値であります。

本算定につきましては、3カ年の平均値として算定されるところでありますが、単年度数値で見ますと、平成19年度単年度数値に比べ2.46713%低下したものの、今年度算定対象年からはずれました平成17年度とほぼ同数値でありましたことから、算定対象年であります平成18年度から平成20年度の3カ年平均値としては同じ算定値となったものであります。

しかしながら、算定の分母でございます標準財政規模等につきましては、平成19年度に比べ9,165万4,000円減少している点から考えますと、平成19年度から実施しております繰上償還及び借換えの効果が発現され、財政状況が改善していることが伺えると考えているところでございます。

次に、将来負担比率につきましては、178.2%と算定され、平成19年度と比較をいたしまして、10.2%減少したものであります。

本指標につきましては、ストック指標として財政指標に加えられたものでありますが、本指標につきましても、分母が標準財政であります。数値低下の要因につきましては、実質公債費比率同様繰上償還実施による効果及び公債費の償還額に比べ新規町債の発行を抑制してきたことによる町債残高の減によるものでございます。

以上本町における健全化判断比率の算定結果について説明いたしましたが、各比率における早期健全化基準につきましては、表のとおりであり、本町の算定結果においては、その基準を超えている項目はございません。

以上、報告をいたします。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

報告第9号は、報告済みといたします。

[一括報告]

○議長（古川 稔） 日程第6、報告第10号、平成20年度幕別町簡易水道特別会計の資金不足比率の報告についてから、日程第10、報告第14号、平成20年度幕別町水道事業会計の資金不足比率の報告についてまでの5議案を一括報告といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 報告第10号、平成20年度幕別町簡易水道特別会計から報告第14号、水道事業会計の資金不足比率の報告につきまして、一括してご説明を申し上げます。

議案書は4ページからをご覧くださいと思います。

この度の報告内容であります資金不足比率の算定につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、第22条に基づき資金不足比率の公表等を行なうものであります。

また、資金不足比率の算定につきましては、対象となる会計ごとに算定を行うこととなっておりますことから、会計ごと算定を行い、監査委員の審査に付し、議会に報告し公表しようとするものであります。

なお、監査委員における審査意見書につきましては別冊のとおり意見書が提出されているところであります。

法律第22条に基づき算定いたしました、簡易水道特別会計以下水道事業会計までの資金不足比率につきましては、実質収支等が黒字のため算定されないものであります。

なお、各特別会計等における資金不足比率の算定結果に対する経営健全化基準につきましては、それぞれ表のとおりとなっておりますが、本町の算定結果においては、いずれの会計においてもその基準を超えていないところであります。

以上、報告第10号から第14号までについて報告とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、一括して質疑を求めます。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

報告第10号から、報告第14号までは、報告済みといたします。

[一括議題]

○議長（古川 稔） 日程第11、認定第1号、平成20年度幕別町一般会計決算認定についてから、日程第21、認定第11号、平成20年度幕別町水道事業会計決算認定についてまでの11議件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、提案理由の説明を省略し、お手元に配布のとおり、委員会条例第7条第1項の規定により、議長及び議員選出監査委員を除く全議員をもって構成する、平成20年度幕別町各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ、審査することにしたいと思います。

なお、地方自治法第98条第1項の規定による検閲、検査権を付与するものにとりたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件については、議長及び議員選出監査委員を除く全議員をもって構成する、平成20

年度幕別町各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ、審査することとし、地方自治法第98条第1項の規定による検閲、検査権を付与することに決定いたしました。

[陳情付託]

○議長（古川 稔） 日程第22、陳情第24号、日豪F T A交渉の中止と日米F T A促進反対に関する陳情書を議題といたします。

ただいま、議題となっております、陳情第24号、日豪F T A交渉の中止と日米F T A促進反対に関する陳情書は、産業建設常任委員会に付託いたします。

[休会]

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

議事の都合により、明日9日は、休会いたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、9月9日は休会することに決定いたしました。

[散会]

○議長（古川 稔） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は9月10日、午前10時からであります。

（10：26 散会）

第 3 回幕別町議会定例会

議事日程

平成21年第 3 回幕別町議会定例会
(平成21年 9 月 10 日 10時00分 開会・開議)

開会・開議宣告（会議規則第 8 条、第11条）

議事日程の報告（会議規則第21条）

日程第 1 会議録署名議員の指名

9 牧野 茂敏 10 前川 敏春 11 中野 敏勝
(諸般の報告)

日程第 2 一般質問

会議録

平成21年第3回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成21年9月10日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 9月10日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (18名)

議長 古川 稔
副議長 千葉幹雄

- | | | | | |
|---------|---------|---------|---------|---------|
| 1 中橋友子 | 2 谷口和弥 | 3 斉藤喜志雄 | 4 藤原 孟 | 5 堀川貴庸 |
| 6 前川雅志 | 7 野原恵子 | 8 増田武夫 | 9 牧野茂敏 | 10 前川敏春 |
| 11 中野敏勝 | 12 乾 邦廣 | 13 芳滝 仁 | 16 大野和政 | 17 杉坂達男 |
| 18 助川順一 | | | | |

- 6 地方自治法第121条の規定による説明員

町 長 岡田和夫
副 町 長 遠藤清一
会 計 管 理 者 菅 好弘
経 済 部 長 飯田晴義
企 画 室 長 佐藤昌親
忠類総合支所長 古川耕一
総 務 課 長 田村修一
地 域 振 興 課 長 佐藤和良
商 工 観 光 課 長 八代芳雄
こ ど も 課 長 森 範康
福 祉 課 長 横山義嗣
保 健 課 長 羽磨知成
経 済 部 参 事 飛田 栄
こ ど も 課 長 森 範康
土 地 改 良 課 長 湯佐茂雄

副 町 長 高橋平明
教 育 長 金子隆司
総 務 部 長 増子一馬
民 生 部 長 新屋敷清志
建 設 部 長 高橋政雄
教 育 部 長 米川伸宣
企 画 室 参 事 長谷 繁
糠 内 出 張 所 長 所 拓行
学 校 教 育 課 長 伊藤博明
町 民 課 長 川瀬俊彦
農 林 課 長 菅野勇次
保 健 福 祉 課 長 原田雅則
経 済 建 設 課 長 細澤正典
学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長 稲田和博
住 民 課 長 吉田隆一

- 7 職務のため出席した議会事務局職員

局長 堂前芳昭 課長 仲上雄治 係長 金田恭之

- 8 議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

- 9 会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。

- | | | |
|---------|----------|----------|
| 9 牧野 茂敏 | 10 前川 敏春 | 11 中野 敏勝 |
|---------|----------|----------|

議事の経過

(平成21年9月10日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣言]

○議長（古川 稔） これより本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（古川 稔） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（古川 稔） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、9番牧野議員、10番前川敏春議員、11番中野議員を指名いたします。

[諸般の報告]

○議長（古川 稔） ここで、諸般の報告を事務局からいたさせます。

○事務局長（堂前芳昭） 12番乾議員より、本日、遅参する旨の届け出がありましたので、ご報告いたします。

[一般質問]

○議長（古川 稔） 日程第2、これより一般質問を行います。

一般質問は、通告順に行います。

次に、発言時間について申し上げます。

一般質問についての各議員の発言は、会議規則第56条第1項の規定によって、答弁を含め60分以内といたします。

最初に、芳滝仁議員の発言を許します。

芳滝仁議員。

○13番（芳滝 仁） 通告に基づきまして、質問をさせていただきます。

幕別町における愛食運動の推進を。

幕別町の基幹産業は農業であります。

本年は、先日の町長行政報告にもありましたように、6月、7月の長雨、天候不順によりまして、被害が拡大し、大変な深刻な状態ですが、現在の良質な農畜産物の安定的な生産供給は、農業従事者の努力と、行政や関係機関のさまざまな取組みによりつくり上げられてきました。

第5期幕別町総合計画第2章、「農業を核に競争力のあるまちづくり」の基本計画の中で、今後の取り組みとして、「都市と農村の交流」また「農業に対する理解の促進」「消費者と生産者との結びつきの強化」「高付加価値化の促進」が明記されています。

以上の計画を具体的に推進する施策として、愛食運動の推進があると考えます。

現在、輸入する農産物が増大し、BSE、鳥インフルエンザの発生や、食品表示問題などにより、食に対する信頼が大きく揺らぎ、また消費者と生産者の距離が離れ、顔の見える関係が希薄になっています。

このような問題を背景として、全面的に食生活を見直し、安全、安心な食生活をするため、地産農畜産物やその加工品を地元で食し、また、消費する取組みが広がっています。

本町においても、昔から言い伝えられてあります、「身土不二」の教えを基本として、「幕別町愛食週間」を制定し、関係機関と連携し、味覚工房の機能を活かした幕別町ふるさと味覚工房まつり等を行い、上記の基本計画を具体的に推進し、学校を含め、町民全体で食について考え、実践する機会を

創出する必要があると考えるところでありますが、町長の所見をお伺いいたします。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 芳滝議員のご質問にお答えいたします。

幕別町における愛食運動の推進についてであります。

愛食運動につきましては、輸入農畜産物の増加や食品表示の問題などにより、食に対する信頼が大きく揺らいでいる中、生産者をはじめとした関係者が、安全で安心な食料の生産・供給に努めるとともに、消費者である住民が身近な地場産品の良さを理解し、積極的に愛用しようとするもので、非常に有意義な取り組みであろうと認識いたしております。

北海道におきましては、「地産地消」や「食育」、さらには北海道に合った「スローフード運動」を総合的に推進するために、行政、生産者団体、経済団体などで組織する「北のめぐみ愛食運動道民会議」が主体となって、この運動に取り組んでいるところであります。

具体的には、毎月第3土曜日と日曜日を「どんどん食べよう道産DAY」として愛食の日を定め、地産地消のPRに努めたり、生産者が消費者の方と対面販売により直接交流する産直市「北のめぐみ愛食フェア」を開催するなどのほか、「北のめぐみ愛食レストラン」の認定や「生産者がつくる愛食料理コンテスト」の実施など、さまざまな運動を展開しているところであります。

本町の取り組みといたしましては、特に愛食運動という明確な位置づけはいたしておりませんが、町や教育委員会などはもちろん、各農協などにおいても随時取り組んでいるところであります。

また、このような取り組みを進めるにあたっては、行政だけではなく、農協をはじめ関係機関との連携が不可欠であることから、昨年5月には町内3農協と「地産地消及び食育の推進に関する協定」を締結したところであります。

この協定での取り組み内容を大まかに分類しますと、相互に関連しますが、「食育」につきましては、試験圃を活用し、町内の小学生を対象にした「農業体験塾」や一般町民の方を対象にした「農作物収穫体験会」の実施のほか、子供たちに町内産の食材を使った給食を提供するなどして、郷土への関心や食に関する理解を深める「ふるさと給食」などの事業に取り組んでおります。

「地産地消」につきましては、牛乳消費拡大実行委員会による運動や忠類農協のベジタ、札内農協のファーマーズマーケット、幕別町農協女性部による農畜産物の直売、さらには直売を含めたイベントとして、「産業まつり」や「どんとこいむらまつり」など、所謂「収穫祭」などの事業を展開しているところであります。

また、「スローフード運動」につきましては、保健福祉センターで実施しておりますライフステージに応じた料理教室や、ふるさと味覚工房を活用して実施いたしております味噌作りや、豆腐作り講習会などがあり、いずれもできるだけ地場産の食材を使用するよう心がけているところであります。

ご質問の「幕別町愛食週間」の制定や「幕別町ふるさと味覚工房まつり」等につきましては、取り組むを進める上で有効なものであると理解するところでありますが、愛食運動は年間を通して、あらゆる機会を活用して取り組んでいくことが大切であろうと認識いたしております。

前段申し上げました各種事業を有機的に結び付けるなど、さらに充実させるとともに、関係機関と連携を図りながら、町民がより一層地域の農畜産物に触れ、理解を深めることができるよう愛食に関する機会の創出に努めてまいりたいと考えております。

以上で、芳滝議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○13番（芳滝 仁） 再質問させていただきます。

先日、高橋前宮内庁の侍従長という方のお話をお伺いする機会がありました。

天皇、皇后両陛下の食事をつくっていらっしゃった、長年つくっていらっしゃった方で、大変、外に出られる以外は、宮中では本当にその食材を生かした、また環境に配慮した食事をされていらっしゃるというふうな話を聞かしていただき、また、その高橋さんでありますけれども、たくさんの何十種類もの桜の花の写真をを見せていただいて、本当にやさしい気持ちで料理をつくるのだということで、

花を観賞する機会を多くしているのだというようなお話をされていました。

そういう話を聞かしていただいて、食ということが本当に大切なのだと、これは命の元であり、文化の元であるのだということを、再確認をさせていただいたようなことでありました。

愛食運動ということで、今回は提案させていただくわけでもありますけれども、もう、おとついでありましたか、忠類の住民の方々の集まりで、忠類上尾会、くしくも杉坂議員が会長していらっしゃるところであります、とうもろこし刈りが一面に載っていました。大変、うれしく誇らしく思ったところであります。

長年そういう取組みをしてくださってやるということに敬意を表するわけではありますが、そういう活動こそが本当に地域の食というものを進めていくのだということで、大きな役割を果たしていってほしいのだろうと思うところでもあります。

ご答弁の中では、特に愛食運動という明確な位置づけをされていないということで、幅広くそういう活動を進めていかれるというご答弁でありました。

丁度その上尾会の横に、やはり答弁にありました北のめぐみ愛食レストランの認定の記事が載っておりました。

管内で24レストランが認定されているのですけれども、残念ながら、調べてみましたら幕別、レストランも少ないこともありますけれども、認定されているそういうレストラン、お蕎麦屋さんとかということが見当たらなかったのです。

さみしいなと思ったのであります。

大変お蕎麦なのかでも、いいお蕎麦屋さんがあり、いいお蕎麦が打たれてあります。

ある意味では、愛食運動ということを経営として名前を出して進めていくという中で、町内の関係機関のいろんな方々が愛食ということで、進んでいかれるというふうなきっかけになっていくのではないだろうかというふうな思いで質問させていただいているところでもあります。

この質問の趣旨は、書いてありますように第5期総の取組みの中で、今後の取組みとして大切なこととして、都市と農村の交流、農業に対する理解の促進、消費者と生産者との結びつきの強化、そして高付加価値化の促進ということが謳われてあります。

そういうことを戦略的に、その行政が進めていくというふうなことで、この愛食運動ということを経営付けて進めていく必要があるのだろうというふうな思いで質問させていただいたところでもあります。

いろんな農協等関連機関で今、食に対する取組みがどんどん増えて、札内の農協のそれこそ、即売会なんかを含む人々が集まっていって、結構交流も進み、そして理解も促進をされているわけでもありますけれども、具体的に戦略をもってやっていくという方向性が必要なのではないかと、その辺の取組みにつきまして、どのようにお考えであろうかと、そのようなところを、お伺いをしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほど申し上げましたように、農協をはじめ、いろんな団体等が地場産品の地消ということで、活動させていただいています。

それを特に町として戦略的に組上げ、ネットワークを講じたようなことは、現在はしていないのが実態でありますけれども、今後それらについても、いろんな形の中で、できるものがあれば行政の立場からもまたいろいろ計画を持って、あるいは戦略的なことを立ち上げていく必要もあるのかと思いますけれども、今当面はまずそれぞれの団体、あるいは機関が実施をさせていただいているというのが実情であろうというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○13番（芳滝 仁） 戦略的に進めていくという中で、愛食という意味につきまして、これは食を愛する、人を愛する、地域を愛する、環境を愛する、いろんなことに関わっていく、文化としても大切な運動であろうかと認識をしております。

そういう食文化として進めていく、そういう食文化の発信地として幕別町は豊富な基盤を抱えているわけでありますから、ぜひ、そういう戦略を持った詰め方をしていただければと思うところであります。

具体的に、愛食週間であるとか、味覚工房まつり等につきまして、これはそういう文言を出ささせていただいたのですけれども、味覚工房につきましては、私も毎年、味噌つくりに行かせていただきまして、毎年あそこで作らせていただいたお味噌を毎日いただいています。

やはり、そういう体験を通して非常に大切だなと、交流ができるし、そして対的にそういうものをつくる体験をさせていただくということで、食に対する思いだとか、農業者との関わりだとか、そういうことをふかくできる。

そういうことを通しまして、その戦略を進めていく中で味覚工房あそこが行政として、ましては、五期総の推進を進めていく、いわゆる交流であるとか、理解の促進であるとか、高付加価値化だとか、そういうところについてのやはり一番のその進めていくところであるのではなかろうかという思いを今、常に持っているところであります。

そういう意味で、味覚工房の一つの強化を図っていく、臨職が二人いらっしゃって一生懸命取組んでくださっており、いろんな形で広範囲な一つの交流を進めてくださっているわけでありますけれども、もう少しあそのいろんな問題あると思うのですけれども、体制を強化をしていって、そして五期総に関わりましたことのいわゆる今後の取組みつきまして、進めていく必要があるのではないかなと思うわけであります。

あそこは年間1,500人以上の方が利用されていらっしゃるということが報告をされてあります。

学校関係は元より、ふるさと館のジュニアスクールもそうでありまして、老人会や多くのサークルがあそこを利用してくださっています。

しかし、あまりそれが町民のところに目に見えない、それだけの多くの方々があそこを利用して親しんでいらっしゃるということがあるわけでありますから、あそこを発信地として強化をしていかなければいけないのではないだろうと思うわけでありますが、その辺のお考えはどうでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） お話ありましたように味覚工房、今利用件数がだいたい年間400件くらい、1,570人あまりでしょうか利用されているということでありますけれども、これはだいたい当初あそこに味覚工房を設置した目的というものは、だいたい果たされているのかなと。

施設の規模、あるいは職員の配置だいたい今の状況がいっぱいかなと。

これをさらに強化し増やしていくということになると、施設の面、あるいは人的配置の面、あるいは町民の皆さんの利用をさらに普及促進していくための手段、いろんなことを考えていかなければならないだろうと思っていますので、これらは今の状況を見ながらさらに今後検討はしていかなければならないかというふうには思っております。

ただいま味覚工房以外にも先ほどちょっと申し上げましたけれども、保健福祉センターの調理室、あるいは百年記念ホールの調理室なんかも年間100件以上の利用があり、利用者も1,500人程だという状況であります。

そうしたことも含めながら全体的に食育を含め、いわゆる地産地消愛食運動に繋げていければというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○13番（芳滝 仁） 百年記念館も年に一度利用させていただいて、そしてお米の地産地消の形でさせていただいております、大変お世話になっているわけでありますけれども、その拠点つくりということで、やはり必要でなかろうかなと思うところであります。

そういう意味で、味覚工房まつりというふうなことで、先ほどご答弁にありました、そのいわゆるコンテスト、生産者が加工して、そして町民との交流を深めていくようなそういうコンテスト等、そういう催しであるとか等々やることによって、ぜひとも戦略を持ったその愛食運動、特にその五期総

の掲げました項目を達成できる方向に進めていただければなと思うところであります。

その高付加価値化というところで、一つ質問させていただきたいと思いますが、この愛食運動の最後に身土不二という文言を載せております。

これは地元で取れた物を地元で食するということが一番人間の、その生活にとって、健康にとって、一番いいだろうということが昔から言われているわけであります。

そういう考え方は、今そういう方向に見直されて、どんどんそういう方向に地域の人々の中で進められているところでありますが、この身土不二という考え方のところには、昔からということでありますから、いわゆる有機農法であります。

その促進というふうなことが考えとして示されているところであります。

2006年でありましたか、有機農業の推進に関する法律ということで、いわゆる有機農業推進法というものが成立をしております、その中の8条で行政としてはできるだけ必要な施策を講じて支援をしろというふうな形になっております。

今幕別町の農業実者に置かれましても、本当に土を豊かにするといううえで、大変苦勞されて、有機農法を取り入れて豊かな作物をつくることに懸命に努力をされているところであります。

忠類と合併になりまして、そのいわゆる畜産廃棄物であります大量にあります。

そういうのを交流することによって、ますますその有機農法を進めていく、これは完熟しませんとかえって細菌を増やしていくというふうな懸念があったり、あるいは数量を確保できないというふうなことがあったりという問題があるのだと指摘されてありますけれども、いわゆる地元の物がいい作物が取れて、そして地元の物がそれを食してその生きていくことによって、いわゆる幕別町の農業生産物に付加価値が付くのだというふうなその統合性が取れないのか。

そういう意味でも、その味覚工房が果たしていく役割というのが大きいのではないかというふうに考えるわけでありますが。

運送費が大変高くついて、現品は安いのでありますけれども、それであれば買った方が安くつくというようなことがあるそうであります。

できるだけそういうところに支援をしていく方向で、地産地食であります。

そういう一つの食文化、食に対する取組みを進めていけると思うことでありますが、高付加価値化というところでそういう捉え方ができないだろうかと思うわけでありますがどうでしょう。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） お話ありました味覚工房に関わっての例えば工房まつりというようなこと、あるいは料理のコンテストというようなことも言われました。

これは十勝全体が農業が基幹産業でありますから、いろんな町、いろんな組織の中でそういったことも現に行われております。

私どもが加盟しております十勝圏振興機構なんかでも同じようなコンテストが開催をされている。

特に多いのは、主婦の方が出られるケースが多いというようなことも言われておりますけれども、ただ本町の場合、味覚工房をつくっていろんな催しをやる。

これはやはり行政だけではなかなか進めることは難しいのだろうと、最終的には農協さんをはじめとする農業関係者の皆さんとの提携が必要になってくるのだろうというふうに思っております。

そういった意味で、食文化、もちろん有機農業もそうでありますけれども、農業者の方々、そして地産地消、食育そういったものを含めただけで味覚工房がさらに活用され、有効に活用、利用されることが我々としても望ましいことだと思いますし、行政の立場からもまた当然努力はしていかないとしないというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○13番（芳滝 仁） 今日の道新でありますけれども、産業クラスターの中の食クラスターということが道経連から提言がありまして、そして農業、製造業、流通業、観光業を連携をさせて産業を振興していくということで予算付けをしていくのだというふうな方向が打たされております。

幕別町もそういうふうなところで、積極的に情報を収集して食によって産業を起こしていく、それについてはきちっとした高付加価値化を図りながら町民が一体となって進めていけるような、そういう愛食運動の推進ということをぜひ戦略的に進めていただきたいということを申し上げまして質問を終わらせていただきます。

○議長（古川 稔） 以上で、芳滝仁議員の質問を終わります。

次に、斉藤喜志雄議員の発言を許します。

斉藤喜志雄議員。

○3番（斉藤喜志雄） 通告に基づきまして、学校や幼稚園そして保育所等々における新型インフルエンザの集団感染防止策について何点かお伺いをいたします。

現在私共が直面している未知のウイルス、新型インフルエンザは、今春5月の大型連休前後に初めて国内での感染者が確認されたことに始まりました。

その後6月頃まではA香港型や、Aソ連型と三つ巴で流行をしていましたが、やがて初夏に入るとともに、ほかの二つが終息したこともあって、流行が一段落したのではとやや油断していた矢先に、甲子園出場の高校球児の間にも、その感染が広がるなど、再び猛威を振るいはじめ、第二派が日本列島全体を襲っております。

こうした背景には、新型インフルエンザが弱毒性で、その症状が比較的軽く、従来の季節性インフルエンザ程度とされて、しかも抗インフルエンザ薬でありますところのタミフルやリレンザが効くとの情報が流れたこともあって、私たちはじめ、関係諸機関厚労省や各自治体、あるいは各種医療機関、さらには、教育機関である学校等々も含めて、そういった方々の脳裏から危機感や警戒感が薄れた間隙をぬって急速にその広がりを招いたものと考えるところであります。

ご案内のとおり8月15日には、沖縄県宜野湾市で国内初の死者が確認されたのに始まり、18日には神戸市、そして19日には名古屋市、さらには今月の30日だったでしょうか宗谷管内利尻町の保健士の方もお亡くなりになる、40代の方がお亡くなりになる等々、犠牲者は増加の一途をたどっています。

なお、専門家によれば新型インフルエンザの致死率は季節性のそれをはるかに凌駕するとの見方も示されているところであります。

一方、基礎疾患を持つ患者や小児ぜんそくの子どもが重症化する事例が北海道小樽市などを含め、全国で相次いでおります。

特に、子どもが感染して39度の以上の発熱を伴った場合、肺炎やインフルエンザ脳症を発症する危険性とともに、その後遺症が残る恐れがあるとも言われており、改めて基本的な感染防止対策の徹底が強く求められているものと思うところであります。

こうした事態を憂慮した舛添厚労相は、管内の多くの小、中学校で2学期が始まった8月19日、学校が再開されると、急激に拡大する危険性があると、集団生活が行われる学校が、パンデミックの火種になる可能性を指摘して警戒を呼びかけました。

北海道では19日前後でありますけれども、本州では9月1日が2学期の始まりでありますから、そういう視点から舛添厚労相は言われたのだというふうに思いますし、合わせて予想できなかったということでありましたけれども、前段指摘をしたとおり、必ずしも予想ができなかったわけではありません。

私どもの脳裏からくどいようですが、危機感や警戒感が薄れていたことがこの事態を招いたものとして私はどうしても、うなずけないものを感じているところであります。

ともあれ、例年秋から冬に掛けて季節性インフルエンザが流行するため、医療機関を含め地域で感染を広げない対策の一つにこれまでも重視されてきたのが、学校や幼稚園、あるいは保育所などでの集団感染防止での取組であることは、すでに経験済みであります。

これらを踏まえて、以下何点かその対応策などについてお伺いをいたします。

その1点は、保育所、幼稚園、学校などの集団感染の定義はどのようになっているか。

そして2点目は、新型インフルエンザの集団感染防止に向けて、幼稚園、保育所、学校現場に町な

り、あるいは町教委として、どのような指導や対策及び対応をしているか具体的にお答えをいただきたいというふうに思います。

そしてその三つは、家庭や関係諸機関との連携はどのように組織化されているかも含めて以上3点に渡ってご質問をいたします。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 斎藤議員のご質問にお答えをいたします。

学校等における新型インフルエンザの集団感染防止対策についてであります。

本年4月にメキシコにおいて確認された豚由来の新しいインフルエンザは、その後も衰えることなく感染が拡大し、夏休みが開け新学期が始まってからは、全国各地で休校や学級閉鎖、学年閉鎖が相次いでおります。

加えて、新型インフルエンザによる死亡者が国内においても発生するなど、今や新型インフルエンザの蔓延は国民の生命や健康に重大な影響を及ぼしており、子ども達への感染を一人でも少なく終息期を迎えることが急務であると認識いたしております。

ご質問の1点目、「学校等の集団感染の定義について」であります。

本年6月25日に、厚生労働省が「新型インフルエンザにかかる今後のサーベイランス体制について」示した通知の中で、同一集団について、「原則として同一学級又は部活動単位などで、7日以内にインフルエンザ様症状による2名以上の欠席者が発生した場合」としております。

インフルエンザ様症状とは、「38度以上」の発熱に加え、鼻水や鼻づまり、のどの痛み、咳のうち、少なくとも1つ以上の症状を呈した場合」とされておりますことから、集団感染とは、このような症状による欠席者が、7日以内にクラスや部活動などに2名以上発生した場合ということになりますが、このほかにも、スクールバスによる通学児童生徒などの場合においても集団感染に該当するものとされております。

なお、北海道教育委員会では、9月4日以降、「学校において新型インフルエンザの集団感染の疑いがある場合には、道の対策本部から学校の設置者に対して臨時休業を要請するのではなく、各学校や市町村教育委員会において、道教委が定めた臨時休業の目安等により、臨時休業の措置を講じること」としたところであります。

この目安によりますと、「学級閉鎖」は、A型インフルエンザと診断されたり、インフルエンザの症状で欠席した児童生徒が、学級の10%に達した場合とされ、同一学年で2学級以上の学級閉鎖となった場合は「学年閉鎖」、学年閉鎖が2学年以上となった場合は「学校閉鎖」、また、「臨時休業の期間」は、原則として、土・日・休日を含む「5日間」とされ、「3日間」の季節性インフルエンザよりも厳格になっております。

また、学校の設置者等が感染予防の観点から、特に必要があると判断した場合には、直ちに学級閉鎖等を検討することができるとされているところであります。

ご質問の2点目、「新型インフルエンザの集団感染防止に向けての、幼稚園、保育所、学校現場への指導や対策、対応について」であります。

幕別町におきましては、7月6日に忠類中学校において新型インフルエンザ患者が発生し、北海道教育委員会からの要請を受け、翌日の7日から12日までの6日間、臨時休業を実施したところでありますが、その際に、臨時の校長会議を開催し、経過説明と今後の対応について、指導と周知を図ったところであります。

その内容は、大きく6点ございますが、1点目は、「新型インフルエンザは、ほとんどの人が免疫を持っていないため、通常のインフルエンザに比べると感染が拡大しやすいこと」、2点目は、「新型インフルエンザの感染経路は、通常のインフルエンザと同様に、咳やくしゃみとともに放出されたウイルスを吸い込むことによって起こる飛沫感染と、ウイルスが付着したものに触れた後に、目、鼻、口などの粘膜等を通じて感染する接触感染が考えられること」、3点目には、「インフルエンザウイルスは、日光に弱く、体外では急速に減少していくため、教室などの換気を頻繁に行うこと」、4点目は、

「机やドアの引き手など頻繁に触れる箇所の清掃については、濡れタオルや雑巾での拭き取り清掃が効果的であること」、よって、5点目には、「ウイルス感染を予防するためには、何にも増して石鹸による手洗いやうがいをしっかり行うことが大切であり、児童生徒に対しては、学校内のみならず家庭においても励行するよう指導すること」、加えて、6点目としては、万一、臨時休業となった場合の対応として、「保護者との緊急連絡網の確認や休業期間中の学習指導・生活指導についてあらかじめ準備をするよう努めること」などについて、再確認したところであります。

また、各学校における予防対策として、来校者に対する消毒用アルコールや緊急時に使用するマスクの配布を行っているところであり、幼稚園に関しても、学校同様の予防対策を実施するよう指導しているところであります。

なお、常設保育所、へき地保育所及び学童保育所につきましては、感染予防及び施設内消毒の方法などのマニュアルのほか、町対策本部の情報等も逐次、提供するとともに、児童に対しては、登所時に健康状態の観察及び確認を行い、引き続き手洗いとうがいを実施していると、お聞きをいたしております。

ご質問の3点目、「家庭や関係諸機関との連携について」であります。

各学校におきましては、保護者や学校医と連携し、学級担任と養護教諭を中心に児童生徒の健康状態の把握に努め、健康管理を行うとともに、「保健だより」などを通じて、うがい、手洗い、咳エチケットの徹底と、咳や発熱などの症状がある場合には、マスクを着用し、早期受診、早期治療に努めることなど、感染予防策の周知に努めております。

また、学校において新型インフルエンザの集団感染が疑われる場合は、学校医、保健所と連携し、必要に応じて臨時休業の措置を講じるなど、適切に対応するとともに、臨時休業の期間中は、保護者と連携し、児童生徒の健康観察と感染状況の把握に努めてまいります。

さらに、各種集会やスポーツ大会等の主催者に対しても、インフルエンザ様症状を有する児童生徒や大会関係者の参加自粛など、感染拡大防止の措置を講ずるよう要請するとともに、町の対策本部会議において情報を共有化し、関係機関との連携のもと、更なる感染拡大の防止に努めてまいりたいと考えております。

以上で、斉藤議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 斉藤議員。

○3番（斉藤喜志雄） そこで何点か再質問させていただきたいというふうに思いますが。

まず最初に、現状町内のいわゆる教育機関と呼ばれるような小・中学校並びに幼稚園、さらには保育所等々で新型インフルエンザの発生状況についてはどのようになっているか、どのように把握をしているかお聞かせをいただきたいと。

○議長（古川 稔） 学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤博明） 昨日現在の状況で申し上げますと、現在すでにインフルエンザを発症して、すでに治って学校に通って来ている子どももいますので、それらを除きますと現在は7名、小・中学校で7名の児童、生徒がインフルエンザのA型陽性という診断を受けております。

その他にも発熱を訴えている児童・生徒も若干います。

以上です。

○議長（古川 稔） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（原田雅則） 忠類のへき地保育所におきましては、31日に1名の園児、児童が感染いたしましたして、その後経過を自宅の方で療養していただいて、その後兄弟も下の子にしまして、その子と一緒に自宅で療養しているところを兄弟の弟の方が感染いたしましたので、2名以上の場合については閉所するというような決めごとでありましたけれども、保健所の方とも相談いたしました結果、家庭内で後日感染したということで閉所には至らなかったということでございます。

その後、通っている児童の母親が感染しましたが、その児童2名兄弟がおりまして、その方たちも一緒に自宅で7日間、濃厚感染者ということで接触者ということで自宅で療養していただいた結果、

現在その3名の方以外は、広まりは見ておりませんので、今回の関係におきましては終結したもの
とさせていただきます。

○議長（古川 稔） こども課長。

○こども課長（森 範康） 幕別地域の認可保育所、へき地保育所及び学童保育所につきましては、今
日の時点で発熱症状を訴えるお子さんはいらっしゃいますけれども、新型インフルA型陽性という診
断のお子さんはおりません。

○議長（古川 稔） 斉藤議員。

○3番（斉藤喜志雄） 私は、それぞれの学校や、それぞれの機関でいわゆる対応に温度差があつては
ならないと思っているのです。

対応に温度差があると必ずここは、ここから負の連鎖が始まる。

そのように思っているのですが、少しお聞きをしたいのですが、先ほど町内の校長を集めてその対応策
等々について7月だったでしょうか、臨時の校長会議を開いていろんな指示をなされた。

私は指示の内容については、適確であったなと思いながら先ほど聞かせていただいたのであります
が、問題は学校というところは、ご案内のとおり学習指導要領が前倒しで実施されておりまして、従
ってギリギリの中で時数確保でぎっちり縛られている。

できれば休みたくない。

ここの部分をどういうふうにして回復しよう。

これは教育委員会が時数確保に向けての月例報告を求めている。

これ教育委員会が求めているのか、本当は道教委が求めているのですが、従ってその事務的な手
続きをしているということは承知しておりますが、いずれにいたしましても、従って学校の中でのそ
れぞれの休みたくない、できるだけ確保したい、よっぽどひどくならないと、そんなことはないとい
うふうに思いますけれども、非常に学校は苦慮していると思います。

幼稚園も含めてですけれども、これはどこでもそうだと思いますけれども。

そういう意味で私は、対応に温度差があつてはならないと考えている。

だとすれば、学校から言えば再度、例えば先ほど10%になれば学級閉鎖だと、こういう新しい道教
委からの指針が示されたら、私も承知をしておりますが、そういったところでの判断基準等々が、こ
れは曖昧になったら温度差が出てきますから、そういう意味では、町の中にいい組織があるのだと思
うのです。

学校保健会というのがありますか。

学校保健会の中で、一つきちっと関係者を集めて、ただ単なる校長だけでなく、複数の人間がと
りわけ学校の中における養護教諭、この種の問題については非常に養護教諭が大きな役割を果たす
と思っておりますので、養護教諭を含めた、できれば学校医を含めた、そういうような緊急の会議をも
って町内のそれぞれの機関が同じ内容で、同じ状況で対応していくということが私は求められている
のだらうな。

そうしないと対応に温度差が出てくると、現状から言えば。

そう思っているのですが、そのあたりの臨時の何かそういったような会議等々については、お考え
があるかどうかお聞かせをいただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 対応に温度差があつてはならない、おっしゃるとおりだと思います。

特に、新学習指導要領前倒しの中間年になっておりまして、授業時数を確保するという観点から学
校の視点から言えばできるだけ授業時数を確保したいという観点になる気持ちは分かりますが、決し
てそうあつてはならないというふうに私は思っております。

その為に、学校保健会、養護教諭を中心とする緊急会議、これは学校医も含めてであります、学
校医には学校保健安全法に基づく学校安全計画これを作成しなければなりません。

その中でも、いわゆる学校医との連携については、謳われているところであります。

確かに今の状況からすれば、基本的な考え方として意思を統一しておく、先手、先手を打っていかねばならないと。

お答をしましたように、学校の設置者等が感染予防の観点から特に必要があると判断した時には直ちに学級閉鎖を検討してあげるといふような目安にもなっておりますので、このことの意味合いを全体に周知すべく、緊急会議と言いますか、その機会は校長会、教頭会もございますけれども、今言った別な組織での保健会という観点の中での検討はさせていただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 齊藤議員。

○3番（齊藤喜志雄） ぜひ、そのあたりをよろしく願いをしたいなど、こんなふうにも思うところがあります。

次に、町の中にも実は、これは後から私知ったわけでありまして、町の対策本部会議というのが6月時点位でしょうか設置されているやに聞いているところですが、そこが新型インフルエンザに向けて、どのような対応をしていらっしゃるのかお聞かせをいただきたい。

○議長（古川 稔） 保健課長。

○保健課長（羽磨知成） 対策本部会議につきましては、当初から鳥インフルエンザを対象として5月確か1日頃だったと思いますけれども対策本部を設立をいたしております。

以来、会議は5回開催しております。

その時々が発生の状況、また国・道の対策の変更等が生じた場合、また管内で発生した場合等にその都度開催いたしてまいりました。

会議の内容といたしましては、現状の把握、共通認識を持ったなかで、国や道がどういう対策を取っているか、それに対して町の方としてどういう対策を取るべきか、こういうことについて検討を重ねているところでございます。

以上です。

○議長（古川 稔） 齊藤議員。

○3番（齊藤喜志雄） ごめんなさい。

6月でなく、5月だったという、私の認識違いでございます。

いずれにしても、対策本部会議が開かれたと、これ先ほども言いましたように、弱毒性だ、タミフルも効く、リレンザも効く、そのような情報が流れたためお互いに緊張感なくしていましたよね。

私は、国から流れてくるその情報に基づいて、それを分析したり、あるいは若干の情報を町民に流したりというだけでは極めて消極的だと思っているのです。

できれば、ある町村ではやっているのですが、予防講座というのを例えば開く。

本来的には、ひどくなったから慌てて、それを蔓延を防ごうといっても、先ほど言いましたように負の連鎖が始まってしまってからでは遅い。

従って、町民の方々の安全・安心を守るという観点から、積極的な予防対策というのが必要になってくる、求められてくる。

だとすれば、せっかく設けられている対策本部ですから、医師団を含めた、医師等々、医療機関等々、町には保健婦さんもいらっしゃいますが、保健婦さん等々も含めた、そういう形での予防講座的なものをもっと積極的な対策を講じていくということが私は必要なだろうと。

危機が、非常事態が起きたから、さあ対策本部会議ですよでは、私は本来の趣旨を果たしているとは必ずしも言えない。

もっと積極的なところを求めておきたいと思うのですがいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（新屋敷清志） 先ほど申し上げましたけれども、5月に対策本部を設置いたしまして、以降北海道、保健所と密接な関係、連携を取りまして対応してきている訳なのですが、このことにつきましては、広報誌をもちまして、数回流しているところです。

また、保健所におきましても、それぞれ対応が変わってきております。

最初は、軽いということになってきているのですけれども、その後、流行期に入ったということで、その後医師の協力を願ったりすることもありまして、その中で道の保健所の対応も変わってきましたので、連携を図りながら幕別町におきましてもホームページに載せていたり、あと広報誌で流して連携を図ると。

あるいは今、先ほどもちょっと出ているのですけれども、保育所だとか学校につきましては、それぞれの担当の方にそのようなことが流行ってきておりますので気を付けていただきたいということも流したり、後は父兄にも先週なののですけれども、保育所あるいは学童保育所等にもこのようなインフルエンザがありますので感染予防に努めていただきたい。

あるいは今週に入りましても、へき地保育所の方もそれぞれ、そういう団体、集まる場所だとかそういうところに細かく指示をさせていただいております。

また、今後もうどういう形がいいのか分かりませんが、広報誌は随分使いながら対応していきたいということと、ホームページも随分変わってきておりますので、対応に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（古川 稔） 齊藤議員。

○3番（齊藤喜志雄） 一定程度、啓蒙形成が行われているということは、私も理解をしておりますが、それぞれ働いているお父さんやお母さんたちを含めて、なかなかそういったところに目が届かないケースも十分あり得ますし、お年寄りの方々につきましては、いわゆるホームページを開いてうんぬんというのはなかなか抵抗感のあるところでもあります。

従いまして、そういう努力は認めつつも予防という観点からくどいようですが、私は何と云うのでしょうか、そういう講座みたいなものを開いてみるということも大事なのかな。

特にどこへ呼びかけてほしいかと言うと、企業に呼びかけてほしい。

企業に呼びかける。

企業には、一定程度の企業になりますと必ずそういう保健担当の、保健担当というか職場の環境の人と言ったら何と云うのかな、名称を何と云うのか思い出せませんが、そういう方々がいらっしゃるから、そういったところを呼びかけて、そして総体的に、例えば学校もこういう取組みをしますよ、企業もこういう取組みをしますよ、そして対策本部が中心になって、そういう講座を開いて、町民全体の中にどうやってこの危機を乗り切るかという、物、情報が共有化され、行動化されてくることが、実は非常に大事になってくると思うので、あえて申し上げたところでありますが、ぜひご検討をいただきたいというふうに思っております。

ご回答は、何かあったことで回答というふうに受け止めたいというふうに思います。

そこでちょっと元へ戻りますが、この予防対策の最大のあれは、飛沫感染とそれから接触感染をどうやってあれするかということでもありますから、そういう観点で少し学校関係でお尋ねをしたいというふうに思いますが、マスクだとか、あるいは消毒液だとか、それから薬用石鹸等々のいわゆる確保とその配布量はどのようになっているかお尋ねをいたします。

○議長（古川 稔） 学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤博明） 原則としてこちらから学校長に対してお願いをしているのが、学校に通学してくる時点で若干の発熱がある場合には、お子さんが家庭においてマスクを着用してきてくださいと。

ですから、私どもが学校に対して配布をしていますマスクは、朝来たときは元気だったのだけれども、急激に発熱が発生して、保護者の方が学校に迎えに来るまでの間、飛沫を防ぐという点からお配りをしております。

それからアルコールの消毒液ですけれども、これは児童・生徒につきましては、石鹸でよく洗っていただくという指導をしておりますので、あくまでも学校を児童・生徒以外の方が尋ねる場合に、で

すから職員玄関に置くということが多いかと思いますが、アルコールで消毒をしてくださいというお願いをしております。

石鹸につきましては、薬用石鹸ではなくて、通常の石鹸を使っておりますけれども十分に提供、配付しているところであります。

以上です。

○議長（古川 稔） 学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤博明） 申しわけありません。

アルコールにつきましては、大規模校で1リットルの物を現状2本提供しておりますけれども、それは無くなり次第補充をする考えであります。

それからマスクにつきましても、大規模校につきましては100枚、それ以外については50枚を提供しておりますけれども、これも無くなり次第補充をするという考え方に立っております。

以上です。

○議長（古川 稔） 斉藤議員。

○3番（斉藤喜志雄） 石鹸が薬用石鹸とそんなに価格的には私は変わらないというふうに、価格を調べてみました。

変わらないですねほとんど。

従って、できれば薬用石鹸を配布する方がいいのかなということを思います。

そこで、過日実はこの質問をするにあたって、学校へ行ってきました。

何校か回っております。

どこの学校であるのも、来校者のところには置いてあって、消毒液があるのです。

ところが、これは私は学校経験者としてはいささか、もう少し町で頑張ってもらえないかなというふうに思っている。

特に、小学校の低学年になってくると、お手洗いだけでは必ずしも十分ではないのです。

まして、今は普通の手洗い用の石鹸と、薬用ではないということも含めて、どういうことかと言うと一生懸命先生こうやって歌を教えながら、こうやってどういうふうにあれするかというのを教えているのですが、全体でやっている姿を見ていたら、だだだで行って、洗えと言うから洗ったと。

ぱぱぱとやって、ぱぱぱという、こういう感じのものもあったりして、私は、できればというか、そんなに高いものではないからやってほしいのですが、それぞれの教室の出入り口に1個ずつ配置をしていくということであります。

それは、お手洗いというのは、だいたい1日にどれくらいやっているのですかと言ったら、だいたい4回ですよ。

4回というのは、だいたいの学校のあれになっています。

ところがその間に子どもたちは、おトイレも行きます。

トイレ行ったら当然手を洗いなさいよと言うけれども、一斉に洗うときのような良い子の皆さんになっていないくて、ちょっと水を掛けた程度で終わってしまっています。

従ってそういう感じの子どもが、低学年になればなるほど多くなる訳で、従いまして、せめて低学年の学級くらいまでの出入り口のところには、消毒液を置いて、消毒液でこうやってきちっとやりなさいよということをぜひ必要ではないかな。

どうですかというので現場の声も聞いてみました。

管理職に聞いたら、町の味方になって、あまりお金ないからと言うから、養護教諭の先生に聞きました。

そうしましたら、そうしてくれたら本当にありがたいですね。

そういう思いで子どもたちの安全、安心に関わって、養護教諭が真剣な眼差しで答えておられました。

このあたりについて、お金ないですね。

どうでしょうか。

ぜひ、検討して取決めたいと思うかどうか、そのあたりも含めて、お考えをお聞かせいただきたい。

○議長（古川 稔） 保健課長。

○保健課長（羽磨知成） アルコール消毒等の手配等は私の方で行っております。

現在、6月の補正で310万補正させていただきまして、防護服とかマスク、アルコール消毒等を購入させていただいておりますが、一応備蓄ということでやっていましたが、このような状況になりましたから放出しているところでございます。

ただいま、学校、公共施設等に配置いたしておりますが、なかなか物が無いというのが現状でございます。

注文しても入らないと、来年3月になるとか、またポンプ自体、外の容器ですね無いというのが現状でございます。

これらの目途がつけば、今議員言われたようなことの対応もできることは可能かと思いますが、現段階においては、非常に厳しい状態でございますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長（古川 稔） 斉藤議員。

○3番（斉藤喜志雄） 前向きなお答をいただいたわけで、ぜひその実現化に努めていただきたいし、あちこちと手を広げていただいて、その確保に努めていただきたいものだなというふうに思います。

これはご存知、いまさら私が言う、素人の私が言うまでもありませんが、インフルエンザというウイルスはこれは変異することがあります。

従って今回の新型インフルエンザも変異をしたのだろうというふうに言われております。

だから一定程度年齢の方たち、特別体力が衰えていなくて一定程度の私くらいな年代の連中が発症率はうんと低いのです。

だいたい高校生前後から幼児くらいまでの間。

いわゆるその抗体を、変異前の抗体みたいなものを持っていない連中が。

それはその、何で消毒がというのは、今朝ほどのニュースでも言っていましたけれども変異が始まったのかなという、非常に元気な方が亡くなっています。

そんなところで、その抗体が変異が始まるということになれば、手荒いだけでは極めて不十分です。

スペイン風邪のときに、思い起こしていただければお分かりのとおり、もうすでにアメリカで600人もの死亡者が出ていますと踏まえれば、これはインフルエンザというのは変異していくのです。

従って、日本の中でも変異が始まったのかなと、こう言っているときに、旧態依然とは言いませんよ。それもやらないよりやった方がいいのですが、私は転ばぬ先の杖と思って、ぜひ消毒液を用意されることが、子どもたちの安全・安心を守ることに大いに繋がるものと考えるので、このようにしつこく申し上げているところであります。

与えられた時間があまり無いな。

以上、何点か申し上げましたが、要するに私は、この移さないマナー、エチケットあるいはモラル、こういったものをどうやって社会的に確立していくかという取組みが行政や、学校関係者や、あるいは家庭に求められている。

とりわけ保育所等々は働いている方がいらっしゃる。

学校休みになったからって、私の耳に聞こえてきたのは、本当に困るよねと言っている認識が、そういう認識が多い。

うちの子は元気だよ。

何で学校休まないといけないの。

おかげで私は仕事に行けない。

ぜひ、くどいようですけれども、移さないマナーやエチケットやモラルをというところで果たす行政の役割というのが非常に大きいものがあるかと思いますが、機材や器具そういうものを用意するだけでなく、本来求められるところの、例えば対策本部というのは、そういった積極的な、一見

消極的なように見えますが、積極的な取組みも合わせて期待をして私の質問を終わります。

○議長（古川 稔） 以上で、斉藤喜志雄議員の質問を終わります。

この際、11時25分まで休憩いたします。

（11：10 休憩）

（11：25 再開）

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、中野敏勝議員の発言を許します。

中野敏勝議員。

○11番（中野敏勝） 通告に基づきまして、2点について質問いたします。

地上デジタル放送に対する支援についてであります。

テレビのアナログ放送が終わり、地上デジタル放送、地デジに完全移行する2011年7月24日まで2年を切りました。

地デジ対応家電の普及が加速、中継局整備などの課題があるが、総務省今年5月にまとめたアンケート調査の結果によると、地デジ対応の受信機を購入した世帯数は、全国で61%と初めて6割を超え、道内でも55%になり、道内の家電量販店では地デジ対応テレビが好調な売れ行きを見せ、前の年に比べ液晶テレビでは、ここ3年右肩上がりが続いています。

さらに、競争の激化によって値下がり、エコポイントの導入も追い風となっています。

一方、低所得層、特に年金暮らしの高齢者家庭にあっては、地デジテレビが購入できない。

まだまだ使えるテレビがありながら、このままでは見られなくなってしまう。

一人暮らしや二人で暮らしていても、テレビは生活の必需品であります。

せめてチューナーを取付けて楽しみたいが、これもままならない。

地上デジタル放送に切り替わらなければ、今までのテレビで十分楽しむことができるのです。

このような家庭に、せめて高齢者支援助成など必要と考えます。

町としてのお考えを伺います。

二つ目、札内東中学校駐輪場の整備についてであります。

札内東中学校は、広範囲の地域から自転車を利用して通学している生徒が多くいます。

以前、駐輪場の路盤の舗装工事を平成16・17年に行われ、とても使いやすく、自転車も整頓されて生徒に喜ばれていましたが、屋根のあるところと屋根の付いていないところがあり、屋根のないところにある自転車は、雨が降ったときはずぶぬれ状態、帰宅のときの子どもたちにとっても不快感を与えています。

また、せっかく舗装にいただいたところの4分の1ほどが雨の降った後は水浸し状態になっています。

さらに、教職員の駐車場横の通路も水溜まり状態になっています。

このような整備要望は行われていないものか、また、安全・安心の上から点検はどのように行われているのかお伺いいたします。

以上。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 中野議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「地上デジタル放送に対する支援について」であります。

ご質問にもありましたとおり、現在のアナログテレビ放送は平成23年7月24日をもって終了し、デジタルテレビ放送に完全移行することとなります。

国は残された期間内で円滑にデジタル化へ移行できるよう、愛称「デジサポ」と呼ばれている「テレビ受信者支援センター」を昨年10月に開設し、利用者への説明や相談に対応しているところであり

ます。

ご案内のように、本町でもデジサポによる説明会が去る9月2日から始まり、昨日までの7日間、コミセン等を会場に開催されており、高齢者世帯には個別訪問を計画しているとも伺っております。

また、国は送受信環境の整備にも力を入れており、本町においては忠類の丸山地区に本年3月、国の補助を受け、デジタル中継施設の整備をすでに終えており、計画的に準備が進んでいるものと思っていますところでもあります。

ご質問の高齢者支援助成についてであります。経済的な理由でデジタル化への対応が困難な方に対しては、国においても受信機器の購入を支援する制度を設けており、その対象となる方は、生活保護等の公的扶助を受けている世帯、障害者がいる世帯で、かつ世帯全員が市町村民税非課税の措置を受けている世帯、そして社会福祉事業施設に入所されていて自らテレビを持ち込んでいる世帯とされておりまして、NHKの受信料が全額免除となる世帯であります。

この対象になりますと、現在利用しているアナログテレビでも地上デジタル放送が視聴できるよう簡易なチューナーが無償給付されることとなっており、10月1日から申し込みの受付を開始すると伺っております。

このように、高齢者世帯を始めとした経済的な理由でデジタル化への対応が困難な方に対しては、国の一定の配慮もありますことから、町がさらに独自の支援を行うということは考えておりませんので、ご理解をいただきたいと思います。

以上で、中野議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 中野議員のご質問にお答えいたします。

「札内東中学校駐輪場等の整備について」であります。

札内東中学校は、当時15学級という過大規模の状態にあった札内中学校から、白人小学校と札内北小学校の校下を通学区域といたしまして、昭和60年に分離新設したものであります。

開校当時は、片道2キロメートル以上の通学距離を基準として、自転車通学の許可を行っていましたが、対象者の線引きが困難なことに加え、保護者からの要望を受けたことなどから、平成9年度からは自転車通学を自由化し、今年度においては303人の生徒のうち、概ね9割が自転車通学を行っているところであります。

ご質問の1点目、「学校施設等の整備要望について」であります。

教育委員会では、毎年11月に各学校に対しまして学校施設の営繕や備品購入の要望などについて調査を行い、その後、現地に出向いて実態や状況を確認し、安全性の確保といった観点から緊急度や必要性などを勘案したうえで、財政当局に予算要求をしているところであります。

お尋ねのありました駐輪場の雨水処理等につきましては、学校の要望には含まれておりませんが、学校から改修要望のありました教職員用駐車場通路の排水対策と合わせて、今年度中に排水処理を行ってまいりたいと考えております。

なお、各学校におきましては、自転車通学の安全確保の観点から、雨天の場合や降水確率の高い日などには自転車通学をしないことを生徒に対し指導しているところでありますので、駐輪場屋根の増設等につきましては、現在のところ計画しておりませんのでご理解をいただきたいと思います。

ご質問の2点目、「学校施設等の点検方法について」であります。

学校施設における校舎内外の保守点検につきましては、必要に応じて専門的な技術を有する事業者へ委託を行うほか、一般的な視点での巡回及び安全確認につきましては、学校長の責任において公務補の業務内容として、実施をしているものであります。

教育委員会といたしましては、これまでも極力、学校現場に出向き、学校施設の安全確保に留意しているところでありますが、今後とも、学校との連携を一層密にし、安心して安全な学校の実現に努めてまいりたいと考えております。

以上で、中野議員の質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 中野敏勝議員。

○11番（中野敏勝） 地デジの質問でありますけれども、再度お伺いいたしますけれども。

町として独自の支援は考えてないということでもありますけれども、もう既に十勝管内の自治体でも75歳以上の家庭、支援をして行っているところもあるわけです。

これは総務庁の職員に聞いたのですけれども、何箇所かあるようであります。

今までのチューナーですと、価格が1万円程度、9,800円から1万円程度というようなことでしたが、最近の新聞報道によると、アナログテレビで地上デジタル放送を視聴できる専用チューナーが非常に格安になってきたということでもあります。

9月19日から発売予定になっているようですけれども、1台4,980円のものが出るということでもあります。

答弁にもありましたけれども、各地で説明会が行われているわけですが、地上デジタル専用のチューナー、生活保護とか国の支援以外に、年金暮らしでいる方は非常に所得が少ないというような方が結構いるわけです。

生活保護以下の生活している家庭もあるわけです。

それらの家庭に、なんとか支援はできないものかということをお願いしているわけです。

何か工夫があれば答弁をお願いしたいなと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 今、おっしゃられましたように生活保護世帯、あるいは一定の障害者の方々の条件が合った方には国が支援する。

この後、おっしゃられましたように、例えば町内でチューナーを買う、町内で液晶テレビを買うと助成をするという市町村が出てきたり、これからまだ2年近くにいろんな町村独自の助成策も考えられてくるのかというふうには思いますけれども、私どもは、もちろんこれは国の施策でテレビがデジタルになっていく。

やはり本来的にいくと、やはり国の中でそういった施策をしていくのが一番なのだろうというふうには思っております。

それと、それでは都道府県の役割というか、都道府県は全く手を貸さないのか、全く採用はしないのかということもありますけれども、私どもも先ほど申しましたように現段階ではこれ以上のことは考えてはおりませんけれども、今おっしゃられたように今後の他町村の動向ですとか、あるいはまだまだチューナーなんかも7,000円台と言っていたのが、今言ったように5,000円を切るような状況ですので、これらも今後まだ安くなるのではないかという話もあるわけですから、こういったことも含めながら、私どもも今後さらに対応を十分検討をさせていきたい、そういうふうには思っております。

○議長（古川 稔） 中野敏勝議員。

○11番（中野敏勝） 地デジに関しましては、理解をいたしました。

次、東中学校の整備問題でありますけれども、札内東中学というのは、とても自然豊かでとても環境に恵まれた学校だというふうに常々思っております。

しかも部活等も非常に活発に行われていて、どうしても部活をやると時間が遅くなってしまう。

最近ですと日没時間が非常に早いために、暗くなって帰る生徒が非常に多いわけです。

それに増して寒くなってくるというわけで、水溜まりがあると凍る危険性もあるわけです。

こういうようなところを早急に排除していただきたい。

今年度中にやるというふうに言っておりますけれども、凍る前にぜひ整備をしていただきたいというふうに思いますけれどもいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） ご指摘のとおりだと思います。

凍る前に実施をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 中野敏勝議員。

○11番（中野敏勝） 凍る前に整備をしていただくという約束ですので、早急に直したいと思います。

それと、屋根の増設の関係ですけれども、自転車置場今年で終わるわけではないのです。

毎年生徒があれだけの数の自転車が乗って通学されているわけです。

そこへ今後計画を立てて、ぜひ設置をしていただきたいと思うのですがいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 答弁でも申し上げましたが、自転車通学の安全確保の観点から雨天の場合や、降水確率の高い日等については、自転車通学をしないようにというふうに学校で指導しております。

札内東中学校の駐輪場の屋根につきましては、当初1棟建てておりました。

その後、札内中学校にも設置はしてあったのですが、不必要であるということから東中の方に移設をしたという現状であります。

従って、東中には2棟あるわけですが、札中には今言った経過からございません。

これは教育的なバランスも含めて、教育的な見地からいってこのようなきちっと指導がなされていれば、さほど支障のあるようなものではないと。

むしろ札中さんの方から言わせますと、屋根は必要ではなくて、押さえる台が必要だというような要望もあります。

何といっても子どもの安全が第一だという観点でのご質問ですから、できるだけ雨天の場合、あるいは降水確率の高い日等においては、乗ってこられないように、そのことを基本として進めて参りたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 中野敏勝議員。

○11番（中野敏勝） 雨が降らないときは、乗らないように指導はしているものの、学校に来てから降るといふかそういうことも非常に多いわけです。

そんなところも考慮しながら、ぜひ前向きにこの設置を計画をしていただきたいというふうに思います。

質問については、以上でございます。

終わります。

○議長（古川 稔） 以上で、中野敏勝議員の質問を終わります。

この際、13時まで休憩いたします。

（11：43 休憩）

（13：00 再開）

（13：00 乾議員入場）

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、藤原孟議員の発言を許します。

○4番（藤原 孟） 通告に従いまして質問をいたします。

町民の町内での個人消費拡大策について。

道内の北洋と北海道銀行が8月に道内経済見通しを発表しました。

道内総生産の成長率は、マイナス2ポイントの下降修正であり、補正予算などで公共投資が増加に転じるものの、個人消費や企業の設備投資の落ち込みを補えない、先行き不安が払拭されず、家計企業とも消費投資行動は、引き続き慎重になる。

持ち直しのテンポは全国より緩慢で、内閣府は経済活動が底入れしつつある、下げ止まっていると示されたが、そのような状況を感じることはありません。

特に地元の小規模店にとっては、個人消費の動向が一番売上を左右するものであり、本町では、7月の補正で遅れながらもプレミアム商品券が発売されると決まりました。

しかし、町民にとって定額給付金を原資として、実施されると思っていた施策が今になって、今さら実施されることに戸惑いを感じています。

とはいえながら、商店街の現状は厳しいものであり、今年の夏の低温長雨による作柄不良が農業者の購買力を抑制しそうとか、勤労者の給料も1年前に比べ4.7%減少し、家計支出が依然として抑制されています。

このような経済状況の中で、大型店の値下げ戦争があり、地元の店の馴染み客がどんどん奪われております。

その対策として行政が地域の活性化のために、商店街を巻き込みつつ町民の家計に直接、目に見える対策を行う。

そして町民のため、町民が求めることを期を逃さず実施することであると思います。

最近の町行政の進め方を見ると、前例のある件は良いが、新規の案件に対しては、住民への説明不足で混乱をさせたり、対応時期の遅れなど、行政劣化現象が始まったかのように見えます。

しかし、年末の景気対策においては、このような劣化現象があってはなりません。

年末の家計の出費抑制が高まるので、個人の可処分所得を増やす、さらなる大型の予算を組むべきと考え2点について町長にお伺いいたします。

1つ、定額給付金の地元での経済効果。

2つ目、プレミアム商品券販売の現状と今後について。

以上です。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 藤原議員のご質問にお答えいたします。

「町民の町内での個人消費拡大策について」であります。

ご質問の1点目、「定額給付金の地元での経済効果について」であります。8月末現在での定額給付金の給付状況につきましては、対象世帯数1万1,221世帯に対して給付済み世帯数は1万968世帯、率にいたしまして97.75%、金額では4億2,040万円に対して4億1,518万円、率にして98.76%を給付いたしましたところであります。

また、子育て応援特別手当につきましては、対象世帯376世帯に対して374世帯、金額で1,422万円を給付いたしましたところであります。

これらの給付金が町内でいかに使われ、どのような経済効果があつたかにつきましては、調査したものもなく、具体的な数値をお示しすることができない状況にありますが、私どもが周囲の人々、あるいは来訪者などにお聞きしたところでは、多くの方が「日常の生活に充当した」と言っておられますことから、今回の定額給付金が町内での消費行動を押し上げたとは言い切れないものがあるのかと思います。

生活面での手助けになったことだけは、間違いのないのかなというふうに感じているところであります。

なお、これらの給付時期に合わせてプレミアム商品券が発行されることにより、町内での消費の高まりが期待できたとの考えもありますが、事業主体であります商工会におきまして、十分な議論を重ねた、検討された結果、「一時的な効果しか見込めない単発的な事業よりも継続性のある商工振興策に予算を使うべきである」との結論が出されて、発行が見送られた経緯につきましては、先の第1回定例議会でご質問でお答えしたとおりであります。

町といたしましては、引き続き商工会との連携のもと、できる限り経済効果が町内で循環するような施策の推進に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、「プレミアム商品券販売の現状と今後について」であります。7月の臨時議会で補正予算の議決をいただきましたとおり、現在、商工会におきまして、継続的な商工振興策の1つとして、年末の大売出しに合わせてプレミアム商品券を発行すべく、販売に向け準備を進めている状況とお聞きをいたしております。

プレミアム商品券発行事業の内容につきましては、額面500円の商品券12枚6,000円分を1セットとして5,000円で販売、1人10セットまでの購入を限度とすることとしており、幕別パークプラザと札内、忠類の商工会支所で11月の中旬に発売を開始し、使用期間を本年12月から来年2月末までの3ヶ月間とする計画となっております。

さらには、商品券を購入していただいた方の中から、抽選により賞品が当たるダブルプレミアムを予定しているとのことでもあります。

商工会といたしましては、本年度の実施状況を見極めた上で、来年度以降の実施内容を決めたいといたしておりますが、継続して実施することにより、少しでも地元商店街での消費を回復させたいとの意向を持っておりますので、町といたしましてもできる限り支援をしてまいりたいと考えております。

なお、このほか、プレミアムは付きませんが、北海道が創設しました「どさんこ・子育て特典制度」の一環としまして、商工会の工業部会に属する会員の事業所において商品券をもって割引することとしており、商品券が広く町民に定着することにより、町内での消費喚起に弾みがつくものと期待をいたしているところであります。

以上で、藤原議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 藤原孟議員。

○4番（藤原 孟） それでは、再質問させていただきます。

まず、定額給付金約4億近いお金が給付されるということです。

当然この事業の計画したころ、また給付ということになれば基本的な効果額、これは推定しているのではないかと、特に三大基本計画と言いますか、それはまず一つ目は直接効果額、二つ目は総付加価値効果額、三つ目が生産誘発効果額。

せめてこれくらいの数値は、当然発行者として押さえているものだと思いますがこの辺の数字について、まず質問させていただきたいと思います。

○議長（古川 稔） 経済部長。

○経済部長（飯田晴義） 定額給付金発行者ということになりますと、根本は国なのだろうというふうに思っております。

国におきましては、この定額給付金を給付する際に、当時の財務担当大臣が国内総生産GDPを0.2%ほど押し上げるといったような考え方を示してございましたけれども、その後、定額給付金まだ給付途中でありますけれども、政府においてはそういった見解ありませんし、民間のシンクタンク等においても、そういった結果というものはインターネット探しても見当たらないところであります。

私どもとしましては、なかなか効果を測定するというのは難しいものがあります。

民間のシンクタンクに委託をすればできないことはないのでしょうけれども、なかなかそこまでは現状至っていないというのが実態であります。

○議長（古川 稔） 藤原孟議員。

○4番（藤原 孟） それでは、真水で4億ですから、50%と計算しても2億、特に直接効果額というのは、だいたい6割でないかと推定しております。

それぐらい大きなお金がこの地域を循環してある。

これを行政側が、ただ単に支給するだけでなんの追跡もしないとなれば、特に今回の選挙で新政権は、非常に直接個人的に内需主導型と言いますから、家計、直接給付を導入する、こういうことが言われております。

特にこれから、そういう形がどんどん増えるとなれば、やはり今回の給付金のデータというののもしっかり押さえて、それが必要ではないかと思えます。

また、本町においては、定額金に合わせて大売り出しをした店もこれからありますから、いかにその店が売り上げに対して効果があったかということも個々の店では押さえているのではないかと思います。

ます。

ぜひ効果額、せっかく国にしてもどこにしても給付金があったこの地域にどれだけ循環されるか、それをやはり調査してデータとして押さえて、今後のデータの整理としてほしいということだと思いますので、その辺今後やっていただけるかどうかお伺いいたします。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 今おっしゃられた定額給付金が、町内でどのように使われたか、これは先ほど来申し上げておりますように、非常に難しいわけであります。

というのは、商品券でお渡ししたとか、現金で渡してどういうふうに使われましたかというよりは、今回は、それぞれの口座に振り込まれていますから、それを実際下ろしてきて何々の目的のために使った、そういうことはなかなか調査の段階では、お店に行っても出てこないだろうと思います。

自分たちのことを考えても、なんとなく口座に入ったままで、それが生活費の一部に使われてしまったというケースが多いのかな、そういうふうに思っておりますし、先ほど言いましたように、うちはほとんど97%くらいいっていますけれども、札幌市あたりはまだ50%くらいの執行でありまして、全道、全国的にみたトータルの経済効果というの、まだ現実には出ていない状況であります。

そういったことで、私たちの方でも例えば1戸各戸にアンケート調査みたいなものを作って、その集計結果を出すというようなことは可能かもしれませんが、今の段階でお店屋さんを調査する、あるいはほかにどんな調査方法があるか、ちょっと分かりませんが今現在では難しいのかなというふうに思っています。

なお、いい方法あるいは内部において、ちょっと検討はさせていただきたいというふうには思います。

○議長（古川 稔） 藤原孟議員。

○4番（藤原 孟） それでは、2番目のプレミアム商品券の販売の現状と今後についてという。

まず、取扱う商業者のことでまず伺います。

地域の小規模事業者の商いというものは、非常に年末に向けても明るい材料は少なく、特に大型店は今は半額競争をやっている。

当然7月にプレミアム商品券を決めた、その頃よりもさらに厳しい状況でないかと思っております。

しかし頑張っている地元の商店の応援となる事業は、これはやはりプレミアム付きの商品券の販売、特に本町において、使う側お客様を引き付ける、その為には今は1円でも安く売って対抗する。

そういうときに、経費の2分の1を負担させるという、それに特にこの事業はこれからも持続的に行うと示されれば、なおのこと実際にプレミアム商品券を取扱う末端の店にとっては不満が起きている。

こういうことを心配しております。

町の姿勢として、第2弾これをもし行われることになるのであれば、町内に拠点を置く商業者全店に経費無料の参加を呼びかけ、継続事業となるのだから、町の商店街一つのモール化として考えて商業者に一体化させ町民にはどの店で使えるとか、そういうわずらわしい気遣いをさせないで買い物をさせる、そういう利便性を高めて問題点を整理して継続事業とするならするで、販売を進める。

そういう考えがないかお尋ねをいたします。

○議長（古川 稔） 経済部長。

○経済部長（飯田晴義） 確かに町の支援というのは大切なことだと思います。

しかしながら基本的には、やはり商売をやっておられる会員の方、商工会の意思がまず一番大切だというふうに思っております。

いくら町でやりなさいと言っても、商工会として、あるいは会員として取組めないというそういうこともありますので、まずは会員の皆さんが、商工会がその気になっていただくというのが一番大事だと思います。

でそこに町としては、必要な支援をさせていただくと。

いわゆるその町と行政との連携を密にしながらやっていくことが大事だというふうに思っております。

その中で、参加については商工会の方で会員に対して呼びかけている、呼びかけるということであります。

これを一つの、組織、強化の事業にもしたいと。

つまり会員限定にすることで、消費が増える、売上が上がるということを誘い水としまして、会員も増やしていきたいと、そういうような意図も持っていらっしゃるというふうにお聞きをしているところであります。

従いまして、今後においてもあくまでも商工会がどういったことをやっていきたいのだということのお話をいただいた中で、我々としては、お互い協議をしながら事業に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 藤原孟議員。

○4番（藤原 孟） 会員とは商工会員を増やすということだと思いますけども、その辺は理解することであります。

それでは、当然プレミアムを買う個人としての考え方なのですがけれども、今、勤労者の年収が約4.7これも減収。

また本町の基幹と言われる農業の非常な天候不順ということで、作柄不良のため、たぶん年末に向けては消費の抑制傾向が強まるのではないかと、そういう心配はしております。

特に年金者個人というのは、長期的なやりくりの中で生活防衛をしながら、今流行りの言葉で言うとバーゲンハンターとなって、安い店に向かっていく。

当然プレミアム商品券を買う行為というのは、小さな先行投資型の行為でありますから、プレミアム率が高くなければ魅力ある施策という捉え方はできないと思います。

今年の3月、4月いわゆる定額給付金が支給されたことは、その給付金プラスプレミアム率これが大きなお得感と考えていたので、非常に町民は大きな期待をしました。

しかし本町では、一過性の事業はやらないとバツサリと切り捨てられ、町民の多くは失望の中で、また反逆心を持って、大型店や町外への買い物客となって流れていったのではないかと、そう思っております。

そういう中で、なんで今さらプレミアム商品券販売なのかという不満もあると聞いております。

ただ、可処分所得が増える政策が町が打つ。

プレミアム率が全道一になるとか、50%くらいの大きなものを付ける。

こういう施策を町独自でもし行っただけであれば、町民から圧倒的な支持を受けると思います。

特に町が導入した、250万円のお金、今はそれですけども、もっと大きなお金になれば個人と商店との間で、大きな循環効果が出るのではないかと考えますが、その辺の町長の考え方と言いますか、何か一つ目玉になるようなこと、やれるようなことはないか伺いをいたします。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） あの誤解があるのかもしれませんが、春にプレミアム商品券の発行をしなかったのは、決して町がやったら駄目だとか、町が補助しなかったからできなかったとかというのではなくて、あくまでも商工会の内部の中で、皆さんが話し合いをされてその結果今回は見送るということで、12月年末になったということですから、私どもが一方的にやめなさいとか、やりなさいとかどうしなさいと言ったわけではないということ、これはご理解をいただきたいというふうに思います。

それと、今回250万、これはプレミアム分が200万、そして事務費的な分が50万ということで、これは当然のことながら商工会の方でも、それなりの負担があって今回プレミアムを歳末の大売出しと合わせてやろうということでもありますので、これらについては、町としては事業主体である商工会に対して支援をするという立場から、こういう事業が行われようとしている、今準備をしている状況であります。

後、消費の拡大については先ほど言いましたように、道の施策、あるいは町としても今後いろいろ子育て支援に関わってそれが商店街振興に消費に繋がる施策、そういったことも当然考えなければならぬ場面もあるのだろうというふうに思いますけれども、今の段階でこれらのプレミアム商品券12月に向けてのこれからの事業を見ながら、また私どもも対応を考えていきたいというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 藤原孟議員。

○4番（藤原 孟） 最後ですけれども、今、今回計画しているプレミアム商品券の販売、これはいわゆる十勝では一番遅くて、十勝では一番少額の予算でないかと思っております。

一言で言うなら乗り遅れた列車にトロッコで追いかけているようなものです。

つまり消費者にとって、小出しでスピード感の無い気を失ったそのような施策であるということにしか写っていない。

厳しい個人の財布です。

財布の紐を緩めさせるような、施策ではない、そのような気もいたします。

貴重な財源の投入いたしますので、ぜひ個人消費の意欲を高める、先ほど答弁でありましたが、呼び水そういう役になる、そういう予算の使い道をもっと深く考えできましたら給付金の3分の1くらいは地域で取込めるような、そういう独自と言いますか、消費者にお買い得感を強く感じさせられるような施策をぜひ打っていただければと思います。

最後の質問ですので、答弁はいりません。

その辺、お含みおきいただければとよろしく願いいたします。

以上で終わります。

○議長（古川 稔） 以上で、藤原孟議員の質問を終わります。

この際、13時35分まで休憩いたします。

（13：23 休憩）

（13：35 再開）

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、増田武夫議員の発言を許します。

増田武夫議員。

○8番（増田武夫） それでは通告いたしました2点について伺いたいと思います。

質問の1点目、平和市長会議への参加を急ぐことについて。

1945年8月に広島・長崎に原爆が投下され、一瞬にして廃墟と化し多くの尊い命が奪われました。

放射能による後遺症は今日も今なお続いているところであります。

その後第五福竜丸の被爆を契機に原水爆禁止世界大会が広島・長崎で開催されるようになり、その後のたゆまぬ運動が世論を動かしてまいりました。

平和市長会議は、1982年、昭和57年に原子爆弾による悲劇が二度と繰り返されてはならないとの信念の元、都市と都市との緊密な連携を通じた核兵器の無い平和な世界の実現を目的に、広島市、及び長崎市によって設立されました。

その後、世界各地で活発な活動を続け、1991年には国連NGOに登録されました。

国連や平和関連NGOとの連携を図りながらの活動が、国際的に認められいろいろな平和賞も受けているところであります。

2008年には、国内の都市にも参加が積極的に呼びかけられ、2009年8月3日現在134カ国3,047都市に広がり、日本国内366市町村が加盟し、その数は急激に増えているところであります。

昨年来、十勝管内の平和市長会議加盟市町村は、10市町となり半数を超えました。

今年4月、チェコのプラハにおいて、オバマ米大統領は、米国が核兵器を無き世界の平和を追求す

ることを確信を持って宣言し、米国には核兵器を使用した唯一の国として、道義的責任があることを初めて明らかにしました。

この核廃絶の呼びかけは、核兵器廃絶の展望を切り開くものとして、我々をおおいに勇気づけております。

2010年には、核不拡散条約NPT再検討会議が開催され、核兵器の廃絶に大きく踏み出す場としなければなりません。

平和市長会議は、2020年までに核兵器廃絶を目指す2020ビジョンを打ち出し、全世界の都市に運動への参加を呼びかけているところです。

幕別町も早急に参加を決断して、核兵器廃絶と世界平和に貢献すべきと考えますが町長の見解をお伺いいたします。

質問の2点目、日豪・日米自由貿易協定問題と冷湿害対策についてであります。

本町の基幹産業である農業は、内外の厳しい環境の中で様々な困難を抱えております。

農業従事者の高齢化が進んでいるところでありますけれども、失業者が増加している今日にあっても農業後継者問題は一向に解決の兆しはなく、幕別町の将来にとっても重い課題となっております。

こうした状況の中で、オーストラリアとのEPA経済連携協定・FTA自由貿易協定の交渉は既に9回実施されており、16日発足予定の次期政権は、アメリカとのFTAとの促進を掲げております。

日豪のFTA締結は、北海道の試算でも北海道・十勝の農業に重大な損害を与えることを明らかにしています。

その影響は、酪農、畜産はもとより、小麦や甜菜などと、その関連産業で道内で1兆3,000億円に及ぶとしております。

日米のFTAは、それ以上の壊滅的な打撃を日本農業に与えることは明らかといえるのではないのでしょうか。

一方、本年の冷湿害は近年ないほどの状況となっており、国・道・町村の連携した対策が求められております。

湿害については、地域・条件による格差が大きく、きめの細かい対応が必要となっております。

こうしたことを踏まえて次の点について伺います。

一つは、日豪・日米FTAは、あらゆる運動を展開して阻止することが、本町農業ばかりでなく、地域経済にとっても重要と考えますが、その先頭に立つ考えがあるかどうか。

二つ目、冷湿害対策であります。

その一つは、政府資金の償還猶予を要請すること。

二つ目は、肥料・飼料の高値安定が経営を困難にしている状況にあります。

支援策の強化を求めること。

三つ目、基盤整備事業計画はどうなっているのか、また事業の前倒し実施を要請すべきと思うかどうか。

四番目、湿害の実態をよく調査して、明渠、暗渠の補修を含めた整備をあらためて検討すること。

五つ目、町としての支援策を行うこと。

畜産、酪農に対して、水道料金の値下げを思い切って行うこと。

来年度の営農が可能となるように、農協とも連携して、種子の確保や資金の手当てなど対策を強化すること。

以上であります。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 増田議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「平和市長会議への参加を急ぐことについて」であります。

昨年の第3回定例町議会におきまして、増田議員より「平和市長会議に加盟し、核兵器廃絶に向けて他都市と連携してはどうか」というご質問、ご提言をいただき、その後、平和市長会議の活動内容

や加盟市町村の状況などを調査するとともに、加盟について検討を進めてきたところであります。

ご質問の要旨にありますように、同会議は、原爆を投下された広島、長崎両市が、昭和57年に提唱し、設立されたものであり、設立の目的は、「核兵器廃絶の市民意識を国際的な規模で喚起するとともに、飢餓・貧困等の諸問題の解消、さらには難民問題、人権問題の解決及び環境保護のために努力し、世界恒久平和に寄与すること」としております。

日本国内ばかりではなく、世界で3,000余りの自治体が、政治色や党派を超えて連携し、国連において核兵器廃絶や軍縮に関するアピールを行うなどの活動を行っているところであります。

本町におきましては、これら同会議の設立目的や各種の活動内容などを検討した結果、「唯一の被爆国として、核兵器による悲劇を二度と繰り返してはならない」ということを他の市町村とともに訴えていくことは重要であると考え、本年8月に加盟の申請を行い、9月1日に加盟の認定を受けたところであります。

今後とも核兵器廃絶に向けた取組みを、さらに継続してまいりたいと考えております。

次に、「日豪・日米自由貿易協定問題と冷湿害対策について」であります。

ご質問の1点目、「日豪・日米自由貿易協定の阻止について」であります。日本とオーストラリアの経済連携協定交渉、いわゆるEPA交渉につきましては、平成19年4月に第1回の交渉を開始して以来、先の7月末の交渉で9回目を数えております。

特に、FTAといわれる自由貿易協定の交渉におきましては、農畜産物の関税の取り扱いについて議論がなされているところであり、その動向を注視しているところであります。

ご質問の要旨にもありますように、この交渉において農畜産物に関わる関税が撤廃されるようなことになれば、幕別町や北海道はもとより、日本全体の農業や経済に及ぼす影響は甚大であると認識いたしております。

また、日米FTAにつきましても、アメリカからの農畜産物の輸入量の多さから判断しますと、オーストラリアとのFTAよりもさらに大きな影響があるものと考えております。

こうしたことから、日豪FTAについては引き続き町村会や議長会などと足並みをそろえ、農畜産物の除外に向けて強く働きかけるとともに、もし仮に日米FTA交渉が行われるようなことになれば、あらゆる方面に強く働きをかけてまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、「冷湿害対策について」であります。

今年は、6月中旬から7月にかけての天候不順、低温や長雨の影響で農作物の生育不良や湿害が発生している状況で、収量や品質の低下が懸念されております。

このため、7月の末には、作況調査や営農指導を担当しております「ゆとりみらい21推進協議会」の指導部会において、その後の営農技術指導や情報提供の強化について確認をしたところであります。

また、8月19日には、私も議長や農業委員会会長と一緒に作物の生育状況や被害の発生状況の調査をさせていただいたところであり、地域や圃場によってばらつきはあるものの、全般的に湿害の影響を受けているものと認識いたしております。

「政府資金の償還猶予を要請することについて」であります。今年の天候不順は北海道だけでなく全国的な傾向で、特に7月の日照不足や多雨は全国的に農作物に被害を及ぼしております。

こうした状況の中で、国は被害が起きた場合の速やかな対応を図るべく、8月上旬、農林水産省内に「日照不足・低温等対策連絡会議」を設置したところであります。

同会議においては、農業共済団体に対して共済金の支払いや仮渡しが行えるよう準備の指示や指導をすること、関係金融機関に対して資金の円滑な融通を行うことや既貸付金の償還猶予等の措置が的確に講じられるようにすること。

さらには被害が確定した際には、相談窓口を開設し、現場の実情を踏まえた丁寧な説明や対応が行われるよう依頼することを決定し、すでに関係機関に通知されているところであります。

こうしたことから、被害にあわれた農家の方々に対する農業関係制度資金の償還猶予などの措置は的確に講じられるものと考えております。

次に、「肥料、飼料高騰に伴う支援策の強化について」であります。

肥料の高騰対策につきまして、国は平成20年度の補正予算において「肥料・燃油高騰対応緊急対策事業」として総額500億円、同じく北海道も10億2,500万円の支援策を講じたところであり、さらに農業団体の支援を加えますと、高騰額の概ね9割程度が補てんされる状況になっております。

しかしながら、これらの支援策は平成21年産に係る肥料、いわゆる平成20年7月～本年6月購入分の高騰分に対する助成であり、平成22年産以降の支援策については、いまだ不透明な状況にあります。

肥料価格につきましては、平成21年改定により、平成20年と比較しますと、20%から25%程度低下しておりますが、なお、高止まりであることから、北海道や農業団体は「農業生産資材等の価格高騰対策の推進」を国に対して要請しているところであり、本町といたしましても、引き続き町村会を通じて要請をしてみたいと考えております。

また、飼料価格の高騰につきまして、国は平成20年度の当初予算において、「配合飼料価格安定資金造成事業」として60億円。

平成20年度補正予算による畜産酪農追加緊急対策として「配合飼料価格安定基金運営円滑化事業」350億円を措置し、配合飼料価格安定制度の機能維持に取り組んできたところであります。

飼料価格につきましても、ピークであった昨年の10月から12月期の価格に比較すると、現在は約20パーセント低下している状況であります。穀物市場や原油価格が不安定な中であって、今後価格の上昇も想定されますことから、農協等関係機関と連携を図りながら、飼料価格高騰対策についても国に働きかけてまいりたいと考えております。

次に、「基盤整備事業計画について」であります。

基盤整備事業は、本町の基幹産業であります農業の振興上、生産性を高め安定した農業経営を確立するために欠かすことのできない事業であり、事業効果が低減となれば、繰り返し事業を実施しなければならないものであると考えております。

現在、本町におきましては、基盤整備事業のうち、湿害対策に係る事業として、二つの事業が実施されているところであります。

一つ目は、「道営畑地帯総合整備事業」で、現在4地区で実施中であり、二つ目は、本町独自の制度で、「農用地排水改善対策事業」であります。

前者の「道営畑地帯総合整備事業」は、完了地区を含めると全町に渡って実施されており、実施時期による機能の差はありますものの、湿害などに対する効果が発揮されているものと考えております。

本事業につきましては、暗渠排水整備などの所謂、面事業については、全額農業者等の負担となりますことから、あくまでもご自分の意志により参加され、地域期成会からの要望、申請により、町が積極的に関与しながら事業が実施されるものであります。

後者の「農用地排水改善対策事業」は、道営事業などの採択とならない小規模なものを対象としており、農業者の方が実施する明渠排水や暗渠排水の整備に対して、各農協を通じ町が補助金を交付するものであります。

本制度につきましても、農業者の方の負担が生じますことから、各農協において要望を取りまとめたいうで実施されているものであります。

いずれにいたしましても、暗渠排水整備等の面整備につきましては、個々に負担金が発生いたしますので、ご自分の整備意欲により事業が実施されることに加え、道営事業においては、一定の受益戸数、面積など地区的なまとまりが必要となりますことから、あらかじめ町において面整備を目的とした整備計画を立てるという性質のものではありませんが、町といたしましては、今後の基盤整備事業への取組みの基本資料を作成するために、本年度末頃を目処に、整備必要量などの意向調査を全町的に実施したいと考えているところであります。

このようなことから、現在実施中の地区以外につきましては、前倒しするというような考えはありませんし、現在実施中の地区におきましても、輪作体系などによる個々の圃場の作付け状況に基づいて工事のスケジュールが決められておりますことから、前倒しをして工事を実施するというようなこ

とはならないものと考えております。

なお、道営畑地帯総合整備事業につきましては、事業主体であります北海道に対して、事業予算の確保を毎年お願いをしているところであり、今後におきましても、事業の円滑な推進、新規地区の速やかな採択につきまして、引き続き要請をしまいたいと考えております。

また、本町の農用地排水改善対策事業につきましては、本年度分の取りまとめが既に終了しておりますが、本年の湿害による現状を踏まえ、追加で再度要望をとりまとめていただくよう、各農協を今直接訪問し、お願いをしたところであります。

次に、「湿害の実態調査と明渠・暗渠の整備について」であります。

農作物に対する湿害は、土質や周囲の環境などにより地域によってあるいは圃場によって状況に違いがあると認識いたしているところであります。

明渠排水の整備につきましては、国営事業や先ほど申し上げました道営畑地帯総合整備事業などにより整備がなされており、現在実施中の道営事業により今後整備が進められる明渠もあるところであります。

また、小破的な整備、補修につきましては、町の単独予算で随時実施しており、今後におきましても、必要に応じ実施をしまいたいと考えております。

一方、暗渠排水の整備につきましては、先ほど申し上げましたとおり、個々の農業者の方々の意志によりますが、引き続き基盤整備事業の重要性、道営事業や町の補助制度のPRに努めてまいりたいと考えているところであります。

次に、「町としての支援策について」であります。

はじめに、「畜産・酪農に対する、水道料の引き下げ」についてであります。畜産・酪農農家への給水は一部の地域を除き、大部分が簡易水道事業で供給されております。

水道料金については、享受するサービスの度合いに応じて、これに要する費用を負担することが、地方公営企業法で定める「受益者負担の原則」、「負担公平の原則」にかなうものと認識しておりますが、現状の簡易水道事業の経営につきましては、一般会計からの多額の繰入金によって賄われている状況にありますことから、水道料金の引き下げについては難しいものと考えております。

また、今回の湿害が、作物を問わず全般的に影響を受けている中であって、8月に入ってから好天により、小豆をはじめ、甜菜など、作物によってはある程度順調な回復を見ているものもあり、収穫作業が終了していない現段階では、どれぐらい収量が減るのか、農家の方の収入にどれぐらい影響があるのかなど不透明な部分が多いことから、それらがある程度明らかになった段階で、また国・道の対策を踏まえつつ、ゆとりみらい21推進協議会など関係機関と協議した上で、水道料金に関わる支援策の必要性も含め、町としての対策について判断をさせていただきたいと考えております。

次に「来年度の営農が可能となるよう、農協とも連携して、種子の確保・資金の手当てなど対策を強化すること」についてであります。これら対策につきましても、ただいま申し上げましたとおり、湿害による減収額がある程度明らかになった段階で、判断をさせていただきたいというふうに思っております。

以上で、増田議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 増田武夫議員。

○8番（増田武夫） それでは、順次再質問をさせていただきます。

まず1点目の平和市長会議への参加でありますけれども、ただいまのご答弁で9月1日付で承認されてきたということで、この核兵器廃絶の運動にとっても非常に大きな一歩だということで、心強く思っているところであります。

先日行われました、ねんりんピックのレセプションで、たまたま広島県の出身の方と谷口議員が同じテーブルになったということであります。

その際に、広島県の出身の方が、ぜひ平和市長会議に参加してほしいとこういいうことでパンフレットを持ってきていたようであります。

その中を見ますと、これは私がホームページで見たのは8月3日付の加入だったわけですが、9月1日付のこの加入の欄に幕別町が確かに載っていました。

そうした点で広島県の人たちは、そうしたねりんピックに参加する人たちまでもが、全国の自治体にぜひ参加してくれということで、熱心に運動されているのだなということで非常に感銘を受けたわけなのでありますけれども、この平和市長会議に参加されて、これからほかの市町村と一緒に運動をさらに強くしていただきたいというふうに思うわけですが、ご答弁にありましたように、これからも、そうした運動は幕別町も継続していくのだとそういうお話であります。

平和市長会議は、それぞれその時点で運動方針を発表されて取組みを強めているわけですが、今年8月10日に長崎で行われた平和市長会議の中で、長崎アピールというものが発表されております。

その中では、いくつか国際的に訴えることも非常に何点か述べられているのですが、その中で平和市長会議は互いに協力連帯して、特に以下のことを重点的に取組むのだということで、参加している市町村への呼びかけが4点に渡って述べられております。

その中の一つには、被爆者のメッセージを人類最も貴重な知的財産の一つとして、世界に伝えていくために、広島・長崎講座を開設するよう世界の教育機関に呼びかけ、平和文化を広めるため社会のあらゆるレベルで平和軍縮教育を推進するというそういうような項目もあるわけがあります。

そうした点で言えば、本町がこのそれに参加して、いままで取組んでこられました、例えば原爆パネル展の実施でありますとか、それから毎年原水爆禁止大会に対する代表者などに対するカンパなども行って、そういう運動を支援してこられたわけですが、こうした具体的な活動をさらに広げて、恒常的な活動として、町の意志としてこの運動を強めていくために、具体的な活動を広げてほしいと思いますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） お話にありましたように、今までも図書館では平和図書に係る展示、あるいは最近、今年はできなかったのですが、よくこちらの町村で被爆された方、あるいは戦争体験者の方々にいろんなお話を聞くような場を設けるといったようなこと。

あるいは今年も、町政に対するミサイルでなくて核開発の反対署名申請、そういったことなどの運動もしているわけですが、今後も今お話のありましたようなこと、平和の鐘のこともありました。

サイレンの吹鳴もどうかというようなことも内部で検討したこともあるわけですが、そういったこと諸々のことも含めながらこれからもそれらについて、平和運動に関わっての内部で検討を進めながら対応をしていきたいというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 増田武夫議員。

○8番（増田武夫） いろいろな活動の仕方があるのではないかと、思うわけですが、対外的にいろんな都市と連携して行っていくものも一つの重要な柱であると同時に、それを平和市長会議参加を契機に住民と一緒にこの問題を考え運動していく機会をやはり増やしていくことが必要ではないかと思うのです。

そうした点で今もお話がありましたけれども、町が主催して被爆者の体験を聞くでありますとか、そういう平和軍縮教育を推進、社会のあらゆるレベルで平和軍縮教育を推進することが、一つの課題として挙がっているわけで、そうした点での取組みをこれから工夫してやっていただきたいと思いますというわけですが、そうしたことを積極的に進めていく一つの証と言いますか、として、来年度予算にはぜひとも、この軍縮平和に関する予算の項を一つ設けられまして、やはり積極的なそういうものに対する取組みを、町の意志として進めていく必要があるのではないかと、思うのですけれども、最初はそんなに多額の額にはならないと思うのですけれども、積極的な運動を展開していくと、そういう意味では今までは、いろんな町長の交際費としていろいろ支出していた面もあるかと思いますが、そういうことではなくて、やはり町の意志としてそういう運動を積極的

に進めていくという意思をやはり予算編成の上でも示すべきではないかというふうに思いますがいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほども申し上げましたように、この平和市長会議の加入を契機にいろんな活動を進めていくということは、前段申し上げたとおりであります。

具体的に、今ご提言いただきましたように、予算の中にそういった項目を入れるかどうか。

これは活動の内容にもよって、またいろいろ予算の額も違ってくるのだらうと思いますけれども、そういったこともこれから新年度の予算に向けて十分検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 増田武夫議員。

○8番（増田武夫） 2010年、来年度は核不拡散条約NPTの再検討会議が開かれまして、それに向けて平和市長会議そのものも様々な運動を展開しているわけであります。

平和市長会議が2008年4月には、広島・長崎議定書という、そういう文書を決定いたしまして、NPT加盟国が核軍縮義務を果たすためにという、そういうことでスケジュールを定めて2020年に向けて核廃絶の方向にきちっとその歩みを進めていくのだというものが発表されて、平和市長会議の加盟町村そのものも、そうしたことの達成のために、努力するそういう方向が示されているわけであります。

そうした点で2010年、来年度というのは非常に国連の場においても、非常に重要な年になります。

それに向けた署名活動なども平和市長会議で呼びかけているわけですが、そうした運動も含めてぜひとも積極的な、先ほどの予算も、予算編成上の問題も含めて積極的な対応をお願いしたいというふうに思います。

それでは2番目の問題に移りたいと思います。

農業の問題であります。

この質問でも述べましたように、今非常に農業も厳しい状況に置かれた上に今年度の冷湿害ということでやはりこの時期を乗り越えて、やはりより多くの農家の人たちが来年度の営農を続けていけるような、そういう援助なり措置がぜひ必要な状況だというふうに思います。

やはりその前提としては、やはり安心してその農作物をつくれる環境を政治の責任でつくっていくことがどうしても、必要なわけです。

質問の1点目にも述べましたが、やはり国境での関税の措置、国境での措置をきちんと維持強化するというのが、やはり前提でないと日本の農業は守ることができないのではないかと。

それは多くの人の共通した認識ではないかと思うわけですが、残念ながら今までの在り方というのは、農産物の自由化を強化する方向でどんどん進んでまいりました。

オレンジだとか牛肉のその自由化を始め、米のミニマムアクセス米、77万トンも含めまして、どんどん外国の農産物が入ってくるという状況が続いてきたわけです。

その結果、自給率が40%前後まで落ち込んでしまうというような、穀物の自給率は27%という状況になったわけです。

しかしながらそういう状況の中で、現在オーストラリアとの経済連携協定のその交渉が9回にも及んでいると。

やはりアメリカとのFTAもオーストラリアとのFTAもそうありますけれども、農産物の関税0というものが重要な、避けて通れない柱となっているということは、みんなが心配しているとおりでというふうに思います。

町長の答弁にもありましたように、オーストラリアとのFTAが締結される結果がどうなるかということ、北海道の試算でも相当な影響があつて、地域経済も農家戸数は北海道で2万1,000戸減るだろうと。

関連産業の雇用も4万7,000人失業がでるだろうというような試算もされているようでありまして、やはりこれは、交渉をやはり中止する方向で運動を進めなければならないのではないかと。

また町長の答弁にもありましたように、輸入額のだいたいアメリカからの輸入は31%くらいに達していきまして、農産物の輸入の31%くらいはアメリカからの輸入だということで、このアメリカとのF T Aとの締結というのは、やはり米で言えば82%の減産になるだろうと。

肉だとか、そういう乳製品だとかそういうものも相当打撃を受けるということは、経済団体の研究機関の試算でもそういうふうに試算しているということからも、これは大変な状況だというふうに思うのです。

やはり日豪のF T Aの交渉の中止、それからアメリカとの交渉入りは絶対しないと、交渉に入ってしまうことは、やはり農産物の自由化まで突き進んで行きかねないということもあります。

ぜひ、その二つは再度運動の先頭に立ってほしいということを申し上げたいと思いますけれどもいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） お話のありました、農業交渉については、これは先ほども申し上げましたように、ここにありますが、十勝活性化推進期成会あるいは全道の町村会、これらも重要項目の中の要請活動として現在も行っております。

ただアメリカの場合、今回出てきたものですから、具体的なあれにはなっておりませんが、ただ問題は、我々が農業を守っていこうということでの阻止、ところが日本の国全体の、いわゆる農業以外の部分も当然交渉の中に絡んでくるというようなことがあって、私どもとしては、それと農業を一緒にしないでほしい。

農業は、やはり自給率を高めることによって、自分達の農業を守っていくことが大事でないかというようなことを再三申し上げておりますけれども、国全体の中では、いわゆる農業以外の工業関係だとか、そういった部分もW T Oの交渉の中でどうしても出てくる問題なのだろうかというふうに思っております。

ただ、我々は先ほど来申し上げておりますように、十勝・北海道をはじめ、やはり農業を守っていくという姿勢は変えることなく、これからも運動に参加していきたい、頑張っていきたい。

そういうふうには思っております。

○議長（古川 稔） 増田武夫議員。

○8番（増田武夫） このF T Aの問題というのは、日本の経済会の要求でもあるわけで、そうした点で言えば、いろんな意見があるということだと思っておりますけれども、しかしながらこの農業問題というのは食料の問題でありまして、国の国民の食料をどれだけ自給することが国の安定に繋がるのか。これに繋がる問題だというふうに思うのです。

やはり、だから農業問題を貿易一般の問題としては片付けられない。

やはりその国の国民の食料は、その国がきちんと確保し、その供給していく食料の言ってみれば主権の問題であって、これはほかの工業製品などと同列に論ずる問題ではないというふうに思うのです。

そうした観点から言っても、今アメリカとのF T Aを進めるという、この意図には非常に危険なものがあるのだと思うのです。

前の民主党の代表であった小沢一郎氏などは、こういうことを言っているのです。

民主党が政権を取ったら、米国との自由貿易を結ぼうと考えています。

韓国とも、中国とも結ぶ、ただし結ぶからには、例外なし、金融もなにもかも全部自由化するのだと。

こういった農業も例外なしにやっていくという、そういう発言をしているわけですね。

これはやはり、日本の国民の食料、自給率が穀物で27%しかない。

これは先進国の中では最低の水準で、やはり責任を持って国民の食糧を確保していくという立場に立てば、やはり食料、農業問題というものを、ほかの工業製品の自由化と同列に論じられない問題だというふうに思うのです。

そこで、そうした点で、例えば農業団体がこの問題で、アメリカとのF T Aとの締結の問題で、農業団体が大きな批判の声を上げたわけですが、それに対して自分の既得権を守ろうとするそういう声なので、これに耳を傾ける必要はないのだというようなことまで言うておられるのを聞けば、やはりそう簡単な考え方でF T Aの問題を施策に入れているのではないということが、示しているのではないかと思うので、これはやはり相当の決意で我々もそうした点をしないように、していかなければ日本の農業の未来はない。

日本の農業の未来はない、十勝の未来はないということにイコールだと思うのですが、そうした点でぜひとも性根を入れて我々も運動していかないとならないし、町長もその先頭に立っていただきたいというふうに思います。

次の問題に移りたいと思います。

そうした状況の中で、後継者不足その他で、幕別の農業の将来も非常に心配される状況があるわけでありすけれども、そのことに追い打ちを掛けるように、今回の冷湿害が起こっているわけでありす。

一つ目、二つ目の政府資金の償還猶予を要請したり、それから肥料・飼料の高値安定に対するその国の支援策を強化するというような問題でありますけれども、そうした中では町長の答弁にもありましたけれども、国もその対策の本部を設けて共済だとか、そういうものを前倒して実施するようというような指示もしているようでありすけれども、心配されることは今政権が替わるところで、相当な混乱といいますか、予算編成なんかも非常に遅れるのではないかなというように、必然的な要素もありますけれども、そういう時期にありまして、例えば政府の政府資金の償還猶予なんかもやはり相当継続してきちっとしてやってくれないと、その措置が遅れることも考えられますし、共済金の支払いなんかも、やはりなるべく早めてもらうようなことをしっかりと要求してもらわないと、政権交代の時期も重なっているだけに非常に心配されるというところだというふうに思います。

例えば、ならし対策なんか、米や畑作四品が1割以上減収した場合に発動される、その対策でありますけれども、普段でありますと翌年6月の支払いになるというようなことでありまして、これでは営農継続のためには遅すぎるというそういうこともあります。

特に新しい政府に対して、前の政府が手を付けてきたこのことを切らすことなく、早くやはり実施してくれということを特に要請してほしいと思いますけれどもいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 農業関係については、答弁の中で申し上げましたように、ある程度収穫が終わって、全体的な今年の結果が出て、そしてなおかつ共済あるいは今の品目横断の掲げる所得がどういう形で農業者の皆さんのところへ入っていくのか、そういったものが確定した中で、我々もそれに向けてどのような施策が、どのような支援が必要かということが出てくるのだらうと思います。

政権交代については、とにかく来週でしょうか16日以降にならないと大きな動きがよくわかりませんけれども、我々はやはりあくまでも農業者のため、農事者のための施策、スムーズな施策になるように、予算の編成もそうですけれども、政権交代があったからと言って事務や事業が遅れるようなことがあってはならないというふうに思っています。

当然、これ後新しい政権が出れば、6 社団体それぞれの動きもでてくるのだらうというふうに思います。

当然また私どもも町村会の一員として、行動をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 増田武夫議員。

○8 番（増田武夫） そうした点でしっかり頑張っていただきたいというふうに思います。

次に、3 番目、4 番目の問題でありますけれども、基盤整備の関係から湿害明渠、暗渠の問題でありますけれども、私もいろんなところを見せていただきました。

例えば、新川という地域にも行って見せてもらいましたし、農家の人の意見も聞いたわけでありすけれども、あそこも明渠、暗渠なども入れた圃場もやったばかりだということも見せてもらったの

ですが、やはり非常に地域による差がものすごいということも一つの実感でありました。

あの新川の地域は、以前よりも十勝側の河川の川底は下げて、排水には都合のいいようなレベルに下がっているのだけれども、しかしながら圃場の方の明渠排水などが、それに伴ってきちっと機能していないと、下がっていないものだから、なかなかその排水がうまくいってない状況もあるというようにも見せていただいたわけです。

先日、更別の村長と8月ですか会って話す機会があったのですが、この明渠、暗渠なんかを中心とした圃場の整備というのは、更別は借金もして相当力を入れてきたのだと、だから今回の湿害についても相当その効果がでていたというようなことで、誇らしく話しておられましたけれども、やはり今年のような気候の場合に、地域の条件によって天と地の差のような結果になってしまっていて、努力が報われないということになってきているわけで、町長の作況報告を見ますと、ちょっともっとひどいというか、状況が、それは部分的かもしれないけれどもあるのではないかと、ビートなんかほとんど腐って枯れてきて、黄色くなって取れないのではないかと。

イモなんかもつかって、いまだに収穫の目途が立たない。

こないだの日曜の雨も相当なものですから、収穫作業がどんどん遅れていくというようなことで、次の秋まき小麦にも影響していくようなという話も聞くわけですが、そうした形で、その地域の状況によって、ものすごい差が出ていると、そういうことも今回実感したわけであります。

そういうことを考えますと、その地域の実態を良く調査をして、そして既にそうした明渠、暗渠の工事をして、だいぶ時間が経っているところはそれなりの補修もしていく必要があるのではないかと、思うのですが、最近やったところでもなかなか抜けていかないという実態もあるわけで、そうした状況を調査して、それに応じた対策を立てる必要があるのではないかとそう思います。

それと同時に例えば、途別川の浚渫と言いますか、浚渫、川底をきちっと下げるといいうようなことも、やはりしていかなないとそういう明渠、暗渠の基盤整備がきちっと機能していかないのではないかと、いいうようなことも考えるわけですが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） おっしゃるとおり、ひどいところは何日も畑に入れないで、収穫もしないでそのまま投げておくというところもあるようでありまして、圃場によっての差がこれだけ大きい年もめずらしいのではないかと、いいうようなことも聞きます。

そういったことで、我々もいつも基盤整備については、なんといっても畑のことを圃場のことを一番よく知っていられるのは地元の人、農業者の皆さんですから、その人たちのお話を聞きながら、先ほども申し上げましたように、地域がまとまった一つの基盤整備事業の立ち上げをしていただくように、それらについて町としての当然支援なり、町としての指導なりをしていくことが、これからはもちろん進めていかなならないというふうに思っております。

今日も、パワーアップ事業の一時急速に進んだのですが、これも来年22年ですか無くなってしまう、その後どうするのかという問題もありますけれども、それでも農家の人は20%負担であっても実施したいという意向を持っている方もいらっしゃるわけですから、いかに基盤整備が大事であるか、我々も今回の今年の様子を見て、改めて認識をしたところであります。

途別川の浚渫について、あまり詳しくはわかりませんが、ここなんかは猿別川の浚渫なんかよく言われておまして、なかなかその鉄橋までは池田河川事務所、開発の関係でありまして、今度は以降は道河川ということで、土木現業所、どちらもなかなか予算が厳しいということで進まないのが現状ですが、私ども再々、開発あるいは土木現業所の方へお願いをしながらなんとか浚渫についてもお願いをしているところでありますので、引き続き要請活動を続けていきたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 増田武夫議員。

○8番（増田武夫） 今おっしゃられたように、やはり地域の農家の意見をよく聞くこと、調査することが基本だというふうに思いますので、ぜひ職員も足を運んでそして実態をよく調査することをしつ

かりやっていただきたいなというふうに思います。

その上で、いろいろな対策を強化していただきたいというふうに思います。

時間もありませんので、あれなのですが、町としての支援策がどうか。

農家に町として直接支援するというのは、なかなか財政的にも困難な面はありますし、なかなかいい策はでてこないというふうに思うのですけれども、一つ酪農、畜産の人たちが日々使っている水ですよね。

これ簡易水道の水を使っている、忠類の東側の地域はもうじき簡易水道の工事が終わって何年か後には簡易水道の仲間入りをするというようなことで、ここについても従来の水道料金、簡易水道の水道料金は何倍も掛かるというようなことも問題もあるわけです。

酪農、畜産だんだん規模が大きくなってまいりまして、牛飲馬食という言葉があるように、牛は水をものすごく飲む。

出荷する牛乳がほとんどが水のようなものですので、その分も含めて牛はものすごい量の水を飲むし、また近年いろんな器具の消毒だとか、衛生管理も厳しくなっておりますので、そうした面での水も使うということで、簡易水道の料金も一般家庭の料金よりも割安にはしているのですけれども、しかしながらそれでも、そうした多頭数の牛を飼うということになれば月に40万、50万というような水道料もめずらしくないということになってきているわけです。

そして農家の人たちと話しますと、やはりそんなに水道料が高いのであれば、自分で管を打つだとか、湧き水を利用するということが簡易水道離れも実際に起きてくるわけですよね。

そうした点で言えば、やはり安く使っていただいて、そういう簡易水道離れが起きないでせっかくの施設した簡易水道ですので、農家の人皆さんが簡易水道を利用してくれることが引いては水道料金の収入の面でもメリットがあると思うのです。

ところがあまり高い設定でありますと、どんどん簡易水道から離れて自分の井戸などを使用するというようなことで、離れていけばそれだけ水道料金の使用料金も減ってくるわけです。

だからそのことを考えれば、やはり思いきった水道料金の設定をして、そして今の水道料金を安くすることが酪農、畜産の振興にも一役買うことになるのではないかと。

やはりそうした思いきった発想の転換をすることが一つ必要ではないかと思うのです。

ぜひ、忠類の半分以上くらいが2、3年後でしたか簡易水道に切り替わるということもあるわけですから、これは直接酪農、畜産を支援する一つの施策にもなると思いますけれどもいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 一番分かり易いことだと思います。

水道料を安くするということは。

ただ、冷湿害いろんな災害があったときに、町としてもいろんな対応を考えるわけでありますけれども、今言った水道料もその一つだと思います。

かつて平成5年のときには、冷害で税の減免をやりました。

あるいは救農土木で、いろんな所属部署をやりました。

そして今回、これから先ほど言いましたようにはっきりとした被害状況を押さえた中で、町の対応も考えないといけないと思っておりますけれども、減免や救農土木まではいかないだろうと思っておりますけれども、今の水道料金のこともなんですけれども、ただ酪農家の皆さんにとって水道料を減免することは、ある程度効果的になるのだと思いますけれども、それではほかの農家の方に対する減免措置も考えるということもないと、やはり片方だけということにもならないのかなという問題も内部で検討したり、いろいろ悩みと言いますか、仮に救農支援対策を講じるとすると全町的に農家の方々にどういうものが一番いいのかということも含めながら、先ほども申し上げましたように今後検討させていただきたいというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 増田武夫議員。

○8番（増田武夫） ぜひとこれは一部の人というよりも、酪農、畜産の振興というそういうものでもありますし、これは不公平感というのはそう出てこないのではないかなと思うのですけれども、そうした点もぜひ具体的な支援として考えていただきたいと思います。

時間がないのですけれども、最後の農協だとか、いろんなところと連携してぜひと来年の営農がきちっと継続していかれるように、やはりここで切れてしまったら、やはり自給率の向上は望めないわけで、やはり次の営農がきちっとできるような資金的な手当てでありましょうし、またいろいろな支援策を講じていただくと。

やはりこのことをぜひと農協などと連携を密にして、強化していただきたいと思いますが最後に。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほども申し上げましたように、これから収穫が終わって、農作業が一段落した後、いろんな問題について先ほど言いました、ゆとり未来推進協議会をはじめ、関係機関と連携をより密接にしながら対応を考えていきたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 以上で、増田武夫議員の質問を終わります。

この際、14時50分まで休憩いたします。

（14：35 休憩）

（14：50 再開）

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、谷口和弥議員の発言を許します。

谷口和也議員。

○2番（谷口和弥） 通告に従いまして質問させていただきます。

1番、交通事故の防止対策について。

近年、交通事故による死者は減少傾向にあるが、社会の高齢化によって、高齢者の自動車運転や自転車の運転による交通事故が急増中といわれています。

帯広警察署の資料によると、平成20年中の帯広警察署管内の人身交通事故発生件数は941件で、死者は12人、傷者は1,168人となっています。

年代別では、若い世代の人身事故も少なくはないのですが、65歳以上の高齢者による事故が増加し、特に死亡事故の8割以上に高齢者が関係しているとされています。

その理由には、高齢からくる判断力の低下や、注意力の低下といった原因があげられています。

今年6月の道路交通法改正で、75歳以上の運転者が免許の更新を希望する場合、高齢者講習受講前に認知機能に関する検査を義務づけるなどの高齢運転者対策が始まりました。

町としても事故防止に向けてできる限りの対策をおこなう必要があると考えます。

そこで以下の点についてお伺いします。

1、幕別町としての高齢者の交通安全の啓発や環境整備をどのようにおこなっているのかお伺いします。

2、現在幕別町が北海道公安委員会に対し要望している信号機や道路標識の新設などの件数・内容をお伺いします。

また、それらが設置されるまでの見通しをお伺いします。

3、昨年6月の道路交通法の一部改正で、自転車の歩道通行に制限が加えられました。

13歳未満と70歳以上は自転車で歩道を通ることが認められていますが、それ以外の年齢層へは道路標識等で指定された区間以外は基本的に車道の左端を通るように義務付け、罰則も設けられました。

歩行者優先は理解できますが、現在の町内の交通事情では自転車による車道通行が、大変危険な道路もあるように思います。

安全に自転車通行ができるよう自転車専用道路の設置や、車道と歩道の段差を小さくするなど、何らかの手立てを検討すべきと考えますがいかがでしょうか。

二つ目です、公共交通機関の利便性の向上について。

第5期幕別町総合計画の基本計画の中で、住民生活の重要な足として、鉄道や生活バス路線の維持と運行の改善を図るなど、利便性の高い公共交通機関の確保を図ることが示されています。

また、幕別町、都市計画マスタープランにおいても、公共交通機関の重要性に触れ、路線の充実などを示しています。

この10数年で札内地域の住宅は国道以北を中心に大きく広がり、幕別町百年記念ホールや札内スポーツセンター、白人の森パークゴルフ場などの町の代表的な施設も設置されました。

また、清流大橋も開通し、帯広方面への新しい流れもできています。

そこで、以下の点についてお伺いします。

1、幕別町内の交通事情や町内の発展に変化がありながら、旧態依然のバス路線を継承しているように思われます。

また、バスの便数においても日中は約2時間、間隔になるなど、利用者にとって不便さは拭えませんが。

国道以北などのバス路線の確保と各路線の増便を関係者に申し入れるべきと考えますがいかがでしょうか。

2、ますます町民の高齢化は進んでいくことが予想されます。

高齢者・障がい者など、交通弱者の足の確保のために、かつて4カ月の実証運行で終わった町コミュニティバスの実施を再検討すべきと考えますがいかがでしょうか。

3、交通弱者へタクシー補助券、バス補助券などの発行や、町の外出支援サービスの拡充を検討すべきと思いますがいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 谷口議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「交通事故の防止対策について」であります。

現代社会において、車は快適な日常生活を過ごすために、なくてはならないものでありますが、時として悲惨な交通事故に結びつくものでもありますことから、車を運転する者は、人命の尊さを考え、その重い責任を自覚しながら、日々安全運転の励行に努める義務があるところであります。

このことから、町としましても交通安全推進員や交通指導員を配置して、交通安全の啓蒙、指導、事故防止などに取り組むとともに、各種団体等と連携し交通安全運動などの推進を図ることにより、安全安心な社会の実現に努めているところであります。

ご質問の1点目、「高齢者の交通安全啓発及び環境整備について」であります。本町では、高齢者の方を対象とした交通安全啓発については、まず第一に高齢者の皆さん一人ひとりが交通安全の意識を高めることが重要であるという視点から、単位老人クラブごとに交通安全推進員を設置していただき、その方々をリーダーとして啓蒙活動の推進に努めていただいているところであります。

また、単位老人クラブ独自の事業であります交通安全教室や幕別町老人クラブ連合会が主催する交通安全大会などにおきましては、町職員等が講師になり啓発に努めております。

さらに、町が実施いたしております春・夏・秋の交通安全運動に、老人クラブ連合会が他の団体等の皆さんとともにボランティアとして参加していただいておりますことや単位老人クラブの独自の事業として国道沿いに啓発用の案山子を設置することなどの活動にも取り組んでいただいております。

これらの活動により、一人ひとりの意識の向上が図られるとともに、社会全体の交通安全の推進に大いに寄与しているところでもあります。

また、幕別町生活安全推進協議会と連携を図り、交通安全運動に努めているところでありますが、協議会には、生活安全だよりを年2回発行していただいております。その中で道路交通法の改正点に係るポイントや事故防止に向けた留意事項などを取り上げていただくなど、啓蒙活動の一翼を担っていた

だいております。

環境整備につきましては、交通安全上危険な箇所への信号機及び交通規制標識の設置の要望に取り組んでいくとともに、歩道の整備や段差の解消、交通安全施設や案内標識の充実など、ユニバーサルデザインに基づいた道路整備を推進することに努め、人にやさしい道づくりを進めてまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、「信号機及び道路標識の新設要望などに対する対応について」であります。

信号機及び交通規制標識の新設等の要望については、毎年、各公区単位で行っている需要調査を基にして現況を確認の上、図面、現況写真なども添付して、帯広警察署を通じて北海道釧路方面公安委員会に対し行っているところであります。

信号機の新設等の要望については、例年、交通事故の危険性が高い箇所への信号機の設置や歩行者の道路横断の安全確保を図るための歩行者用信号機の設置などが主なものであり、平成20年度では36件要望し、このうち3件が実施されております。

また、交通規制標識の新設等の要望内容については、一時停止や速度制限などの交通規制標識の設置が主なものであり、平成20年度では59件要望し、このうち6件が実施されました。

信号機や交通規制標識のいずれの案件につきましても、全道的に毎年、かなりの件数が北海道公安委員会に寄せられることから、要望案件に対して履行される件数は、かなり厳しいというのが現状であります。今後とも住民の皆さんの安全で安心な日常生活を確保するために、要望の実現に向けて粘り強く取り組んでまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、「安全に自転車が通行できるような手立ての検討について」であります。

改正道路交通法が平成20年6月1日から施行され、自動車の運転者は助手席以外の同乗者にもシートベルトを着用させなければならないことや自転車の新しい通行ルールなどが定められました。

この中で、自転車に関する改正点については、自転車は車両であるため、車道通行が原則とした上で、自転車の安全利用の観点から、普通自転車が歩道を通行できる場合やその方法に関して明確化されたところであります。

具体的には、普通自転車が歩道を通行できる要件として、「歩道通行可」の標識等がある場合や13歳未満の児童、70歳以上の高齢者及び肢体不自由などの身体障害者が運転する場合ということで明確化されました。

さらに、自動車等の交通量が著しく多く、道路幅が狭いなどのため、自動車等との接触の危険があるときなどは、車道又は交通の状況に照らして、やむを得ないと認められる場合には、普通自転車が歩道を通行することができるとされております。

また、普通自転車が歩道を通行する方法については、車道寄りの部分を徐行することとされており、歩行者の通行を妨げるときには一時停止しなければなりません。

以上のことに留意しながら、状況に応じて安全を第一に普通自転車の運転に心がけていただきたいというふうに考えております。

次に、自転車通行による道路についてであります。自転車は先ほど申し上げましたように車道通行が原則であることを踏まえた上で、運転者の危険回避、安全確保のためには歩道を通行できる場合もあることと、本町における幹線的な道路の歩道の幅員は、従前から自転車と歩行者が並行できる程度の幅を確保しておりますことから、特に、自転車専用道路の設置は考えておりません。

しかしながら、自転車を運転する方の安全性を確保するためにも、必要に応じて、車道と歩道の段差を小さくすることや路面の整備などに意を用いてまいりたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、自転車を運転される方には、法令順守のもとで歩行者及び自分自身の安全を図ることに十分ご留意いただきながら、運転していただきたいと思っているところであり、町といたしましても広報紙などにより更に啓蒙に努めてまいりたいと考えております。

次に、「公共交通機関の利便性の向上について」であります。

町内を走る民間バス路線は、現在、南商あかしや線、帯広・陸別線、広尾線、幕別線の4路線で、

町民の大切な生活上の交通手段となっております。

路線の設定につきましては、住宅地の広がりや利用動向に合わせて、現在の経路となっているところであります。

ご質問の1点目、「国道北側のバス路線確保と各路線増便について」であります。

札内地区の国道北側につきましては、現在、南商あかしや線が、幕別温泉、文京町、北町、桜町を経由して帯広方面に運行しており、平日は10.5往復、土日祝日は10往復となっております。

札内地区の国道北側への新たな路線の確保や現路線の増便につきましては、バス事業全体が経営的に非常に厳しい状況が続く中、赤字分については国や道の補助を受けており、関係する市町村の負担も発生することから難しい面があるのかなど、認識しているところであります。

ご質問の2点目、「コミュニティバス実施に向けた再検討について」であります。お話にありましたように本町では平成14年10月から平成15年1月までの4カ月間（101日）、2台のバスで1日6便、幕別駅前及び役場札内支所を起終点とし、実証運行を行ったところであります。

この間の乗車人数は2,493人で、1日平均24.7人、1便平均で4.1人とかなり低かったことから、費用対効果の観点もあり本格運行には至らなかったものであります。

しかしながら、高齢者が年々増加する中であって、移動手段の確保や高齢者の交通安全の観点から、地域交通の確保は重要な課題だろうと捉えておりますことから、今後、コミュニティバス、乗り合いタクシー、外出支援サービスなど、いろいろな手法がある中で、望ましい手立てにつきまして、さらに検討を加えてまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、「交通弱者へのタクシー、バス補助券の発行や外出支援サービスの拡充について」であります。身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けている方は、タクシーの運転手に手帳を提示していただくことにより、料金が1割引される制度があるほか、バスにおきましても1種身体障害者及び1種知的障害者の方は本人及び介護者が5割引、第2種身体障害者及び第2種知的障害者の方は、本人のみ5割引となっております。

このほか、腎臓に障害のある方にはタクシー料金の実費の2分の1の助成、特定疾患患者の通院や精神障害回復者施設通所者等には、一般旅客事業者を利用した場合は全額、自家用車を利用した場合には2キロメートルを超える場合、1キロメートルにつき10円の助成を実施いたしております。

また、地域活動支援センター等に通所する場合においても、事業所の実施する移送サービスがあることから、障がいのある方についても、ある程度の交通手段が確保されているものと思っております。外出支援サービスにつきましては、65歳以上の高齢者の方と身体障害者の方で、公共の交通機関での移動が困難な方を対象に、2カ月に5回の利用を限度として、通院等への送迎サービスを実施しております。

現在、リフト車とワゴン車の2台で対応しており、昨年度の利用は述べ1,601回となっております。

本事業につきましては、あくまでも介護保険を補完する事業としての位置付けでありますので、一般高齢者まで対象を広げることは考えておりませんので、ご理解をいただきたいと思います。

なお、現状では、一定の条件に該当する高齢者や障害者の方の交通手段に限定されておりますが、超高齢社会の到来により、公共交通に頼らざるを得ない方が益々増加することを考えますと、先程申し上げたとおり、今後に向け、どのような方策が望ましいか、検討していかないとならないものというふうに考えているところであります。

以上で、谷口議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○2番（谷口和弥） それでは、再質問をさせていただきたいと思います。

いろいろと町の関わる、交通安全に関わる施策についてご答弁をいただいたわけですが、まずはそれらに関係する任意団体の方々や、有志の皆さんに感謝を申し上げたいというふうに思います。

老人クラブ連合会の会長が、各種の老人会の集まりで交通安全について力点を置いてご挨拶されているのも承知しておりますし、またクマガラ新聞をとおして、連合会の交通安全の取組みについても

承知しているところであります。

それで、高齢者ドライバー対策のことをお話させていただきたいと思うのですが、高齢者にばかりなのだというふうに言われなくてもしなければなりませんけれども、若い人にも多いわけですから、でも原因が違うのだと思うのです。

誰もが老いていく、若いときと同じだけの運転技術、運動能力それが維持できていないことにならないわけで、本当に緊急な現状では対策が必要ではないかなというふうに思うわけです。

先日も、泉町の札内寮からあかしや泉町に下りて行く坂道の手押し信号のある交差点ですけれども、そこで一時停止を気づかないで通られた方が事故がありまして、少なくとも私の知っている中でその交差点では、3回の同じような事故が起きている、もっとあるのかもしれない。

でも、その交差点を見ますと一時停止の側には、もちろん普通の標識のほかにも、道路の上の方まで大きめにつくった一時停止の標識もあり、あかしや側から来るところには、さらにご町内の方が付けたのか、建設業界の方が付けたのかそういう看板もあったりして、もうこれ以上道路標識では手の打ちようがないような交差点であるわけですから、高齢者の方はそれを気付かないで通ってしまうわけなのです。

それですとか、お話をしていると、信号が青だったから渡ってみたよと、だけどその信号機は次に渡る交差点の信号機で、手前の信号はどうだったか分からない。

そのようなことが話される、それが年を取って運転するということなのだというをまず認識した上で、お話をさせていただきたいなというふうに思います。

ですから、ご家族からもううちの父さん、母さんに運転は止めろといっているのだと、頼むから止めさせてほしいのだと、そんな声も多く聞かれるわけです。

それで免許の更新ということになりますけれども、結局今の法律では3年から5年なわけですね。

3年と5年があるわけですね。

要介護認定が、2年以内ですから、普通1年ずつで更新されてまいりますから、身体状況を調べるということでやるわけですが、3年から5年という期間は大変長いわけで、高齢者の身体的衰えを計るには、これだけではだめなのだと思うのです。

それで帯広警察署の資料をいろいろ見ましたら、認定教育というのがあるのだそうです。

毎年1回受けましょうという、そんなあれが付いておりましたけれども、どういうものかと言いますと、時間は約3時間掛かるのだけれども、講義と運転適性検査と、実車の指導もあってほしい学校によって違うのだけれども、2,000円だと、そのような中身なのだそうです。

今、町長からもご答弁いただきました、いろんな取組みなのですが、頭の上ではいろいろ講義を聞いたりする中では、気持ちの中では安全運転には気をつけないとだめだと、こんなときにはこんなふうに気をつけないとだめなのということとはご理解いただけるのだらうけれども、実際自分の運転技能はどうなのということについては、なかなかそれらでは測れないわけなのです。

それでこの認定教育、これを幕別町として積極的に高齢者の方に受けていただくようなことがまず一つ、高齢者の方の交通事故を減らすということの中では重要な中身になるのではないかなと思うのですが、まずはこの点についていかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） お話ありました認定教育。

幕別の自動車学校でも確かにやってらっしゃるようであります。

ただこれも、なかなか個人的な問題なものですから町が特別今まで周知してということは、あまりやっていないというのが実情のようであります。

確かに1年1年そうしたことを受けることによって、自らの体力の衰えを自覚する、あるいは交通安全に対する認識を新たにします。

大切なことなのだろうと思います。

お金もかかるということでもありますけれども、お話にありましたようなこと、また機会がありまし

たら老人クラブ連合会等の中でもまたお話をさせていただくようにしたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 谷口和弥議員。

○2番（谷口和弥） ぜひ、今ご答弁ありましたように、この認定教育についての町民が受けるということについて推進を進めていただきたいのだというふうに思うのです。

帯広にある自動車学校の一つの責任者の方とお話しましたら、帯広市でも積極的にこれを使っていると。

そして音更町でも、この9月・10月・11月と100人の方が団体で予約が入っている。

中札内村、更別村でも今予約が入ってきていると。

そして2,000円という費用については、自動車学校が決めている金額なのですけれども、これについても自治体が全部持つ形で自己負担がない形でやっているということの話をされておりました。

幕別町からはどうですかと誰か受けに来ていますかと聞いたら、やはり一人も来ていないと、おそらく幕別町にもそういった学校があるからそちらの方に行っていらっしゃるのではないのでしょうか。

そんなようなお話だったのです。

幕別の方の自動車学校の関係者にお尋ねしましたら、今年は1件も受けておりませんということの話でありました。

ですから、この辺やはり町の姿勢が大事になってくるかと思うのです。

いろいろ私も調べさせていただきましたけれども、高齢者福祉に関わるものとしましては、やはり運転免許をどこかの機会を更新することが止めていただくことが必要な方というのは、個人差はありますけれども、どっかの段階ではあるのだと思うのですけれども、これがお医者さんに言われても、もうそろそろ止めた方がいいですと言われても、何だと私はちゃんと目も合格するし、耳も聞こえる。

だから特に男性にいたっては、車の運転を止めるということ、車を手放すということが、大変な喪失感に繋がって、なかなかこのことを承諾してくださらないのですよね。

でも、この認定教育の中で、実際実車を運転する。

実技の検査をするその中でデータとしてもうちちょっと運転の方はということであればすごく説得力があって、その帯広の校長先生なのですけれど、おしゃっていましたけれど、そういった中で運転免許証を返納することをしてくれるというケースがやはり出てくるのだそうです。

そんなことがありますから、本当に冒頭申し上げましたけれども、認定教育の方を町としての取り組みを進めていただくことが、一番今大事なのかなというふうに思って発言をさせていただいております。

二つ目の方にいきたいと思います。

いただいた数字、信号機の設置、道路交通規制標識、要望がたくさんあるのにも関わらず、大変実現しているものが少ないなということに1割程度ですから、驚きもしております。

それで結局、公区の実態、公区からの要望からの実態とかけ離れてしまっているわけなのですけれども、なぜこういう実態になってしまうのか、道の公安委員会が決めることですので、予想ということになるかもしれませんが、予測されることはなんなのかお尋ねしたいと思います。

それからいくつか付いているわけですけれども、この設置についての優先順位、どのように決まっているのかご存知であれば教えていただきたいというふうに思います。

町に権限があるとすればどうなのか教えていただきたいと思います。

それから設置される件数が毎年厳しいわけですけれども、町としてなかなか設置がないわけですよね。

その要望に対してどのような形で答えているのかお尋ねしたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 設置が少ないのは端的にいけば、公安委員会が持つ予算が少ない。

道からの補助金、交付金ということになるのでしょうけれども、これがだんだん厳しくなっている中で、逆にどんどん要望が増えているということでもあります。

これは本町が36、信号機でいけば36要望して三つです。

十勝、帯広警察署管内でいくと、九つですか、去年設置された、そのうち3つが幕別に付いたわけですが、これはちょっと理由があって、ご案内の立体交差二つと、札内支所の前に付いたわけでありまして。

従って今年はまだ数値は貰っていないのですけれども、なんとか3線13号ですか、十勝側温泉へ行く入口のところあたりが候補の方で上げて、うちの方では毎年ある程度優先順位を付けながら出していると。

それを集計した中で公安委員会が判断をして付けていただける。

そのような状況であります。

なかなかその今言うように予算的なこともあって、思うようには付けられない。

1年に一つ確保できるのが、今の段階ではいいとしなければならない状況になるのかなというふうにも思っております。

標識なのかもそうなのですけれども、かといって勝手に町が標識を付けるわけにはもちろんいけないわけです。

町が許されるような、標識と言いますか、白線を引くとか、そういったことに対して町が交通安全の一部補完するような形でのことは、実施はしていますけれども、あくまでも要望を続けていく、要望を強くしていく、お願いをしていくことしか今の段階ではないのなか、というふうには思っております。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○2番（谷口和弥） 優先順位のところで、確認させていただきます。

そしたら、町としては一律で要望を上げていると、その中でどこが付くかということは、公安委員会が判断することで、町のほうでこういのはないのでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 今いいましたように、1から36までを付けるかは別にしても、1、2、3、4、5という順位は町としては出しますけれども、その町の出したものと公安委員会が、あるいは警察署が判断するものとの相違、差異はあるのかもしれませんが、一応私どもの方としては、優先順位は付けて出しています。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○2番（谷口和弥） 分かりました。

そういうことでしたら、あとは町としてどうするかということなのですけれども、道路標識については、勝手には付けられない。

それは理解できます、分かります。

独自の看板ですとか、標語ですとか、そういったことが創造されますけれども、危険箇所については、積極的に事前にお知らせするような、走りながらそこに交差点があるようなそんなことが分かるような仕組みをつくっていただきたいと思います。

札内支所の前に信号ができて、それ以前にはよく交通事故があったと記憶しておりますけれども、できたことによって、大きく改善したわけで、やはり引き続き信号機中心に交通安全のための施策を公安委員会に要望していただけますようお願いしたいというふうに思います。

それでは3点目、自転車のことになります。

ちょっと初回質問のところでの文章が正しくはなくて、本当は元々自転車は軽車両として道路の端を通らないとだめだと、自動車道を通らないとだめだと、その例外として13歳未満や75歳以上そういった方々が歩道を通ってもいいよということになったわけなのです。

それでとっても現状としましては、そういったこともちゃんと知らない町民がたくさんいるのだと思います。

自転車は歩道を通るのだと、車道でないのだと、実際問題として、車の運転者にとっても自転車が

車道を通っているというのは、大変おっかないわけですし、自転車を運転している人にとっても車道を走るといのは大変危険なわけで、私みたいながたいの大きいものが端を通っていても、大きな車が通れば風で体があおられてしまう。

そんなことになってしまう、そういったことがたびたびあります。

それで、帯広警察署にちょっと確認しました。

ご答弁の中にもありましたけれども、やもえないケースは歩道はいいのだよと、どんな場合がやも得ないのだと、その中では、誰が見ても危険だというような状況でと、もっと具体的に言ってくれといったら、それ以上の言葉が無いのです。

本当に曖昧で、その点からもこの法律が北海道の中では、大変現実にはそぐわないものであるということが分かるわけなのですけれども、例えばお酒を飲んでいるのが分かって、歩道を通っていたら怒られるのでしょうか、止められると。

携帯電話をしながら二人乗りをしながらといったならば、止められて歩道駄目だよというふうになるのだけれども、普段通っているぶんのついては何も言われない。

だからと言って歩道は通っていいのだよということの話にはならないわけで、ご答弁にもあったようにやはり法令順守ということになるのだと思います。

ですから、今後の町づくりとしましては、北海道の条件に即した法律ではないのですけれども、やはり自転車専用道路ということであれば、かなりまた大がかりなことになるのかもしれませんが、自転車が通りやすいような、そんな工夫をしていかなければならないですし、危ないと感じたときにすぐパッと歩道に上がれるような、ですからバリアフリーという言葉もありましたけれども、歩道に上がれるようなそんな道路整備をしていかなければならないと思うのですけれども、その点ではいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 警察署に問い合わせたら、そういう曖昧な回答だったといいますけれども、現実には歩道は自転車も通れる、人も歩けるようなのを確保してあるわけですから、特段問題がなければいいのかなという思いもあるのですけれども、法律上からいくと自転車は車道ですということですから、大きな声でどうぞ歩道を通ってくださいということにはならぬ部分があるわけです。

ただ、これはもっと端的に言えば、自分が危険だと感じる時には、当然やはり車道から歩道へ上がって運転する自転車通行もこれはある意味ではやもえない部分もあるのかなと。

自転車でも、例えば平和通りだとか、いま丁度札内橋が歩道の拡幅をやっていますけれども、ああいうところなんかは間違いなく自転車と歩道と一体となって通れることになっていくのだろうと思います。

我々から見たって、自転車で橋の車道を通るといのはきわめて危険なことであるし、おっしやいますように車を運転する方にとっても大変だということもあるので、その辺は明確にこうだということはないわけでしょうけれども、少なくとも身に危険を感じるようなときは、自転車に慣れている方もある意味では歩道を通行しないとならない場面もあるのかなという思いはしていますけれども。

なかなか自転車道を歩道、車道、自転車道というような区分を付けて道路整備することはなかなか今の状況の中では難しいものがあるのかなというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○2番（谷口和弥） 町長のお話されたことは、理解ができるものだというふうに思いますけれども、今後の町づくりといたしましては、その法令順守そのところで、努力のできるものは、取入れていただくそういったことで交通安全が安全に走れるようにしていただきたいというふうに思います。

そうしましたら、次の質問にいきたいと思います。

公共交通機関の利便性の向上についてでありますけれども、ご答弁ありましたけれども、結局は新たな路線の確保と増便は難しいぞということのご答弁でありました。

財政的に難しいのは分かるのですけれども、ご答弁の中からは、町民の足の利便性をどうやって確

保しようかというところが私には伝わってこなかったということが、正直な感想とって思います。

初回質問にも入れさせていただきましたけれども文言を、第5期幕別町総合計画の中で、鉄道や、生活バス路線の維持と運行の改善を図るなどという文言がある中で、結局できませんよと、今後どういうふうに検討しますよということは、なかった答弁でありました。

そこで質問させていただきますけれども、南商あかしや線、この路線がいつ頃今の路線として確定になったのか、そのことはその時期についてお聞かせいただきたいというふうに思います。

幕別のルートがいつそういうふうに固まったか教えていただきたいと思います。

○議長（古川 稔） 企画室長。

○企画室長（佐藤昌親） あかしや線の開通時期の話でありますけれども、ちょっと承知しておりませんので、ただバス路線の運輸形態と経路につきましては、確か元々はこのあかしや線も国道の北側は、一番当初は走っていなかったというふうに記憶しております。

それで、北側の桜町辺りに住宅が広がった、ある程度した中で、町と勝バスさんとの協議の中でそちらの方まで走らせるのはいかなものかということで、もちろん走らせることによって、帯広に着く時間が長くなるものですから、既存に利用している方にとっては、なるべく早く着きたいということもあったのですが、そうは言いつつも利便性の方を優先してそちらまでバスを延ばしたという経過があることをちょっと記憶にございます。

○議長（古川 稔） 谷口和弥議員。

○2番（谷口和弥） 要するにもうだいぶ前だということですね。

もちろん今の北町ですとか、暁町とかという大きく広がる段階の前でそして私がこの質問に入れたような町を代表する施設が、まだ完成する前のことであったということの、何だというふうに思うのですが、そういうことであるということでお話をしますと、確かに今使っているかたが時間が長くなるということになりますけれども、路線を変えてもっと東側も通るようにすればということなのです。

私が今、検討要望したいのは、具体的にはそういうことなのです。

そういうことで時間が長くなるわけなのですけれども、大変たくさんの方から、何人かの方から要望を受けています。

暁町の人に乗るのに、北公区の人だったら、温泉通り側です。

結局、新北町あそこまで出て乗るか、もしくは白人小まで出てきて乗るか、1番近い停留所でそういうことなのです。

結構距離があるのです。

そういったことや、例えば札内中学校の運動部が札内スポーツセンターで放課後部活動の一環としてやったりしている。

それとか全国に有名な卓球少年団もある。

結局行くにあたって、自転車があるときはいいのだけれども、冬場になったならば、バスが無いから結局親が毎回稼働しないとだめだ、そんなようなことなのです。

帰りの時間が遅くなる、それもありますけれども、片道だけでも通るようなことになっていくことが町民の利益になるのだと思うのです。

ですから私はこういった答弁、今回の答弁はとても不満なのです。

ぜひ、新しい路線について検討してみると、そういったことを言っていただきたいと思うのですけれどもその辺についてはどうでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） バス路線、これは住民の足を守るというようなことからより利便性を高めるということが大事だということは十分我々も承知しています。

ご案内のように、どこのバス会社も赤字であります。

赤字に対しまして、国、道補助金、町も補助金を出すのですけれども、ただ幕別の路線、幕別を走

る路線は帯広にも入って走っていく。

そうすると帯広市にも赤字の負担金が回っていく。

うちがかつて、浦幌線とか池田線があると、間違いなくうちの町を通っていくとその走っている距離の間でうちも赤字に対する負担金は払う。

そういったことになる、自分の町の利便性を高めるために、自分の町の補助、負担も当然でますけれども、相手方、他の市町村にもそういった面の補助金をお願いしないとならない。

そういったことで、浦幌あたりは、断念したという経緯もあるわけであります。

これらが国、道あたりがさらに住民の足を確保するために、国民の足を確保するためにということの補助制度が充実されれば我々も十勝バスにもっともっと多く路線を増やしてほしい、バス路線を増やしてほしいし、もっときめ細かな路線を敷いてほしいと要望ができるのですけれども、いかんせん十勝バスにお願いすれば、その分は自分達のところへ赤字路線のバスの補助金という形で出てくるという現実もあるわけですから、なかなか多くの物言いができない、要望するためには、町としての意向も意志も確実なものにしなければ難しい面もある。

帯広市なんかに相談をしないと当然要望もできていかない、そんなような事情もある。

そんなこともご理解をいただければというふうには思います。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○2番（谷口和弥） いろいろと他の自治体のこともあって、簡単にはいかないのだということが分かりましたけれども、でも実際問題、幕別町の中でそういったことで、路線をもっと。

要するに、私がそういった話をしてくださった方というのは、こっちにもってきたら、利用できる方が増えるということなわけで、1番は採算が少しでも合うようにできるかどうかということなんだと思うのです。

それによって、大きく改善するかはどうか分かりませんが、町民の声を聞くことがあって、そして検討すべきでないかなと思うのです。

そうでなければ5期総で言ったところの、生活路線の維持や、生活バス路線の維持や運行の改善を図るなどということは、もともと大変なことだから考えてなかったけれども、文章にはしたみたいな印象に私はなってしまうのです。

ですから町民の足第一に、考えていただくことが、必要なのだと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほど来申し上げておりますように、バス路線を確保する、足を確保する手法としては、今言う十勝バスにお願いをし、協議をしながら、さらに増便、あるいは路線の変更なんてことを協議をこれからもさせていただきたいということはあると思います。

もう一つは、この後出てくるコミュニティバスをどうするかという問題もでてくるだろうと思いますし、さらには、その後のいわゆる弱者といわれる人たちに対する交通費の助成、あるいは支援サービスの拡充。

そういったもの全体を含めたなかで、町の交通弱者に対する町の確保ということを検討していかないとならないのかなというそういう思いではおります。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○2番（谷口和弥） 検討いただきますよう、検討すべきだというふうに思いますのでよろしくお願いします。

最後、2番目の2、3関連事項ですので二つまとめて質問させていただきたいと思うのですけれども、まずコミバスですが、なぜ利用が低かったのかということ、いろんな議論があったと思うのですけれども、簡単にお話聞きたいと思うのです。

アンケートも取られたと、それからコンサルタント会社の分析もしてもらったということを知っています。

音更町先に走って、それを参考にして、コミバスの路線も決められたという経過もあるときいておりますけれども、音更町今も、平成20年一便当たり80人が利用しているということが音更町の資料の中からでてまいります。

知りたいことは、路線がどうだったかということがあるのですけれども、そのことを中心にご答弁をいただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） コミバスの実証試験をやって、先ほど数値を申し上げた結果になったわけであります。

帯広市あるいは音更町いずれも今もコミバスを運航しているわけですが、厳しい状況にあることは変わらないわけであります。

帯広の人口、音更町の人口から比べますと、幕別はさらに下回る人口の中でコミバスがどの程度の皆さんに利用していただけるかとなると、かなりの持ち出しを確保しなければなかなか運行に踏み切れない部分もあるのだろーと思ひますし、当然のことながら車両の維持、人員技術者の確保、さらに幕別町の場合は、非常に地形的に帯広から札内、札内から幕別、さらには南幕通って忠類。

いろいろな地形的なことがあると、どのような巡回方法がコミュニティバスとしていいのか。

あるいは、バスの手法として運行経路としては、いわゆる公共施設が中心なのか、あるいは病院なのか、あるいは買物のスーパーがいいのか、商店街がいいのか。

いろいろなことが考えられるのでありまして、先ほど言いましたように、コミバスの実証が終わってからすでに6、7年になりますので、そういったことも含めてコミュニティバスを含めた中での先ほど言いました、住民の足を確保するための手法については、内部でも十分検討させていただきたいというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○2番（谷口和弥） この運行に関わった、実際バスの運行に関わった方からもちよつとお話をお聞かせいただいたのですけれども、やはり利用される方は高齢者が多かったというふうに聞いております。

通院ですとか、お買物とか、本当にコミバスが無ければタクシーを利用しないと駄目なようなそういう人たちであつて、安い料金の中で乗れたということに対して喜んでいただいたし、試行期間で終わったことが残念であつたというふうに言われたということで、聞いておりますけれども、費用対効果というのが大事な要素になってくると思うのですけれども、私の先ほどの一つ目の話にも関わってくるのですが、高齢者の方が免許証手放す、更新をしないというようなときに、やはりそれが無くても全くということにはなりません、公共交通機関や、他の交通機関があつて、あまり不便をしないのだということの環境をつくるのが大事なのだと思うのです。

ですから費用対効果だけでは、物事判断できないものがあると思うのです。

ご答弁のなかでは、検討するということではいただいておりますけれども、様々な交通手段、介護タクシー、いろいろなことを私3番目の中で書きましたけれども、このコミバスについては、また別な枠で強く検討いただきますように、要望したいというふうに思ひます。

それで、様々なという中では、やはりいろいろな要望があります。

外出支援サービス、利用されている方は大変喜んでいます。

でもその中で、もっと回数を増やすことができないだろうかですとか、それから息子夫婦と同居していても利用することができないかですとか、それからバスの助成です。

結局帯広市でやっておりますけれども、年間一人8,000円という金額でありますけれども、それもやはり大変喜ばれている中身でありまして、そして結局今のお話ありませんけれども、十勝バスを利用して、バスの補助券を持っている乗客もいれば、そうでない乗客もいるということに、なってしまうわけです。

ぜひ、帯広での取組みを幕別町も参考にして、取入れてもらいたいという思ひ訳です。

タクシーの助成についても、近郊ではありませんけれども、回数券というやり方でもって、多くの

全国の自治体の中でやっている実践がありますので、その辺についても研究をしていただきたいというふうに思うのですけれども。

繰り返し申し上げますけれども、老人の福祉に関わるものとしましては、やはり免許証を自家用車で運転できなくても、安心して移動ができる、そういった町づくりが必要なのだと思うのです。

ぜひ、それらのサービスを総合的に、前進させていただきたいというふうに思うのですけれども、何か町長の方でご意見があればお聞かせいただきたいと思うのですが。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） おっしゃられるように、総合計画等で謳われているように、住民の足を確保する。

利便性を高めるということは、大事なことなのだというふうに思っております。

その手法としていろんなことがあるのだと思います。

バス路線を増やす、あるいはコミバスを走らす、あるいはタクシーやバスの助成券を出す。

いろんなことがあって、総体的にレベルがアップされていく、住民の皆さんが、弱者と言われる皆さんが本当に安心して、外へ外出ができると、そういうような体制づくりが一番喜ばれることであり、私たちに求められていることなのだろうというふうには思います。

ただ、現実には厳しい現実もあることもまだ間違いはないわけでありまして、いろんな問題をクリアしていきながら、実行に移せない部分もたくさんあるのだろうというふうに思いますので、そういったことも含めながら、我々は絶えず検討しながら少しでも実行できるように、実践されるように努めていかなければならないものだというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 以上で、谷口和弥議員の質問を終わります。

この際、15時55分まで休憩いたします。

（15：44 休憩）

（15：55 再開）

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議場内が非常に暑くなっておりますので、上着をはずされても結構です。

それでは次に、野原恵子議員の発言を許します。

野原恵子議員。

○7番（野原恵子） 通告に従いまして、2点について質問いたします。

1、介護認定と高齢者の生活実態把握について。

介護保険は、今年4月に発足から10年目を迎えました。

介護の現場は深刻な人手不足で、ホームヘルパーを派遣する訪問介護事業所の閉鎖や、特養ホーム開設延期、一部のベッドを閉鎖するなど珍しくない状態です。

また家庭の介護などを理由に離職する人も増え、家族介護の負担は非常に重くなっています。

今年4月に介護保険は、保険料、介護報酬、事業計画などが見直しされました。

しかし浮き彫りになったのは、一つは高齢化の進行で利用者が増えたり、介護報酬の引き上げで労働条件の改善をはかろうとすると、低所得者まで含めて保険料や利用料が値上げになってしまう、介護保険の抱える大きな矛盾となって表れています。

また、要介護認定は、介護保険を利用するために必要であり、利用できる介護の内容や、限度額を決めるものですが、これまでも利用者の家族構成、住宅事情、経済条件等は一切考慮されず、心身の状態についても認知症の人などは、実態が反映されていないと批判が多くあります。

4月の介護認定の見直しで、調査項目は14項目削減され、74項目となり、調査内容変更、コンピュータによる一時判定で、軽度判定されるなどで、状態は変化がないのに、要介護度が低くなってしまい、これまでの介護が受けられなくなったという声も上がっています。

また、高齢化が進み、高齢者の介護に関しては老老介護は一般化され、認知症どうしの認知介護が新たに浮き彫りになり、高齢者の生活実態の中には極めて困難な状況も生まれております。

従いまして、次の点について伺います。

- ① 要介護認定の改正により、経過措置の対象とされた利用者の人数とその後の対応は。
- ② 要支援、非該当とされた利用者の人数は。
- ③ 制度見直しに関わり、審査会ではどのような意見がだされるのか。
- ④ 国に対し、現場の専門家の判断で適正な介護を提供できるよう、介護認定制度の廃止を求めていくこと。
- ⑤ 老老介護、認知症どうしの介護が深刻化しているが高齢者の生活実態をどのように行っているのか、またその対策について伺います。

2、細菌性髄膜炎ワクチンの公費助成を。

日本では、毎年5歳未満の約1,000人が細菌による化膿性髄膜炎にかかっています。

そのうち60%はヒブ菌、20%は肺炎球菌が原因となっています。

ヒブ菌による髄膜炎患者の5%近くが死亡し、20%に知的障害、てんかんなどさまざまな後遺症が残ると言われています。

細菌性髄膜炎の原因とされるヒブ菌と肺炎球菌にはすでにワクチンができ、世界保健機構は1998年に世界中のすべての国々に対して、乳幼児へのヒブワクチン無料接種を求める勧告を出しています。

日本では、ヒブワクチンは摂取できるようになりましたが、肺炎球菌の七価ワクチンは乳幼児に接種できるものとして認められておりません。

したがって、次の点について伺います。

- ① 国に対してヒブワクチンを公費で定期接種化するように求めていくこと。
- ② 国に対して乳幼児が摂取できる肺炎球菌の早期承認と公費による定期接種化を求めていくこと。
- ③ 当面、町で公費助成を行うこと。
- ④ ヒブワクチンについて、乳幼児がいる家庭に周知徹底すること。

以上です。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 野原議員のご質問にお答えいたします。

「介護認定と高齢者の生活実態把握について」であります。

ご質問の要旨にありましたように、介護保険につきましては、制度創設から10年目を迎え、制度自体は社会全体に広く定着してまいりましたが、一方では、介護報酬、人材の確保、認知症への対応、要介護認定の問題など、この制度を継続させていく上で、現在、様々な課題が生じておりますことは、ご承知のとおりであります。

特に、介護報酬の問題は、現行制度では、最終的には、介護保険料の増額につながりますことから、介護保険事業の財源のあり方をどうしていくかが、今後の大きな検討課題であると考えております。

また、要介護認定につきましては、本年4月から新たな認定方式が施行されておりましたが、従来より要介護度が軽く認定されるケースが数多く出現したことなどから、国の検討会において、出席委員から厚生労働省に対して厳しい意見が出され、再度、見直しが行われることとなったところであります。

ご質問の1点目、「要介護認定の改正により、経過措置の対象とされた利用者数とその後の対応について」であります。

ただ今申し上げましたように、新たな認定方式では従来より介護度が軽く認定される傾向がありますことから、国は、新方式施行後、間もなく、申請者が希望すれば、従来の介護度を継続できる経過措置を導入したところであります。

本町における4月から8月末までの認定対象者は328人で、この内、経過措置の適用希望者は280人、率にしまして、およそ85%の方が希望されております。

なお、希望された方のうち、実際に従前の介護度を継続することとなった方は、104人で、率にして、37%の方が経過措置の適用を受けております。

次に、その後の対応についてであります。ただ今申し上げましたように、一次判定、二次判定で従前より軽く判定されましても、経過措置によりまして、希望される方は、最終的には従前の介護度で認定されておりますので、これまで受けていたサービスが受けられなくなるような状況は生じていないところであります。

ご質問の2点目、「要支援、非該当とされた利用者数について」であります。

従前は要介護の認定を受けていた方で、更新申請された方のうち、新方式のコンピュータによる一次判定で、要支援1・2に判定された方は、8月末現在で、17人となっております。この内、審査会による二次判定で、2の方が従前の介護度に変更され、さらに経過措置により13人が従前の介護度を継続しておりますので、最終的に従前より介護度が軽くなった方は、経過措置の適用を希望しなかった2人となっております。

また、更新申請でコンピュータによる一次判定で非該当と判定された方は5人で、二次判定でこの5人全員が該当と判定されるとともに、経過措置が適用され、全員が従前の介護度に認定されましたので、最終的に更新申請で非該当と判定された方はおりません。

なお、東十勝介護認定審査会で審査しました全体で申し上げますと、コンピュータによる一次判定で従前より介護度が軽く判定されたケースの出現率は、平成19年度で17.6%、20年度で16.8%でしたが、本年度の新方式では33.9%となっております。

このように従前より軽度判定されるケースが、これまでの2倍近く出現しておりますことは、新方式の施行による影響であろうと考えているところであります。

ご質問の3点目、「制度見直しによる審査会での意見について」であります。4月から施行された方式に対しては、「検証の指標が資料に表示されなくなったため、判断が難しくなった」、「調査項目の選択基準が適切ではない」、「本人の状態が変わっていないのに、調査の方法が変わることで、介護度が変わることはおかしい」、「新方式は最終的に介護給付を削減することが国の目的」等の意見が出されております。

また、認定制度そのものにつきましては、「人の状態は個別性が高く、それを細かく段階分けするのは不整合が出やすい」、「介護度の段階を現行の7段階から3段階程度の大きな区分にした方が良いのではないか」等の意見が出されております。

前段の新方式における不都合につきましては、今回の再見直しによりまして、改善が図られることを期待いたしているところであります。

ご質問の4点目、「国に対し、介護認定制度の廃止を求めることについて」であります。

冒頭にも申し上げましたが、介護保険制度は10年目を迎えましたが、介護報酬の問題、人材の確保、認知症への対応、要介護認定の問題など、この制度を継続させていく上で、様々な問題、課題が生じております。

要介護認定の問題につきましては、先の厚労省の検討委員会でも、「利用者に必要なサービスが公平に提供される仕組みについて、広く関係者の意見を聞いた上で、要介護認定がこうした仕組みに資するよう検討を行うよう求めたい」との意見がまとめられております。

また、要介護認定の問題は、サービスの提供のあり方に大きく関わり、最終的には財源の問題にもつながりますので、介護保険制度そのものの検討について、町村会等を通して必要な要請をしてまいりたいと考えているところであります。

ご質問の5点目、「高齢者の生活実態把握と対策について」であります。

高齢者の生活実態の把握につきましては、毎年、75歳と80歳の方で、独居または高齢者のみの世帯の方を対象に、家庭訪問を実施しており、平成20年度は、232世帯を訪問いたしました。

また、老人福祉センター、老人会、出前講座等、高齢者の方が集まる場におきまして、生活機能チェックを行い、必要に応じて家庭訪問を実施しており、平成20年度の生活機能チェック件数は、1240

件となっております。

さらには、民生委員さんをはじめとする町民の皆さんからの情報を得て、家庭訪問等を実施し、状況の把握にも努めているところであります。

対策につきましては、家庭訪問等の結果、必要があれば、個々の状況に応じて、介護保険サービスや介護保険補完事業の紹介、利用のための手続き等の支援、保健師による見守り等を実施しているところであります。

次に、「細菌性髄膜炎ワクチンの公費助成について」であります。

ご質問の1点目、「ヒブワクチンを公費で定期接種化するよう求めていくことについて」であります。ご質問の要旨にもありますように、1998年にWHO・世界保健機関が定期接種を推奨する声明を発表し、現在では130カ国以上で定期接種化され、これらの国では、重症患者がほとんど見られなくなったと言われており、我が国においても、昨年12月からワクチンの販売が開始され、専門家の間からは、「早く定期接種にすべき」との指摘も出されているところであります。

しかしながら、一方では、ヒブワクチンが安定供給されていないことから、「常に品薄になっている状態で定期接種化することができるのか」、また、「多少なりとも副作用があるのであれば、健康体にリスクを冒して接種する必要はないのではないか」という意見もあるところであります。

また、厚生労働省においては、「国内でヒブワクチンを接種した子どものデータを集め、安全性や費用対効果などを分析する必要がある」としておりますことから、国の対応を注視してまいりたいと考えているところであります。

ご質問の2点目、「肺炎球菌の早期承認と公費による定期接種化を求めていくについて」であります。

小児用の肺炎球菌ワクチン、いわゆる七価ワクチンにつきましては、欧米各国で既に定期接種化されておりますが、日本におきましては、一昨年7月に製造販売承認申請がなされ、国において検討がなされてきたところであります。

本年8月31日に、厚生労働省薬事・食品衛生審議会の部会において、「承認して差し支えない」と結論がまとめられ、今月下旬の分科会で審議された上で、早ければ10月上旬にも承認される見通しとお聞きいたしております。

また、定期接種化につきましては、生命に関わることについて、専門的識見や統計的な裏づけを有していない一自治体の立場で求めることは適切ではないと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

ご質問の3点目、「町で公費助成を行うことについて」であります。

ヒブワクチンの接種につきましては、現在は任意接種で行われており、1回当たり7,000円から8,000円の費用がかかりますことから、最大4回の接種では3万円程度の負担となっているところであります。

このため、費用の全額または半額程度を助成している自治体もありますが、ごく一部の自治体に限られているのが現状であります。

定期接種化が施行されれば、公費負担は当然実施されることとなりますが、現段階では任意の接種でありますので、町単独での公費助成につきましては、国や他市町村の動向を見守りながら対応してまいりたいと考えております。

ご質問の4点目、「ヒブワクチンの周知徹底について」であります。ヒブワクチンの有効性、リスクはゼロではないこと、任意接種であること、ワクチンの供給は十分ではないこと、医師と十分相談をすることなどについて、乳幼児健診や育児相談、新生児の訪問時などの場を通して、今後も情報提供に努めてまいりたいと思っております。

以上で、野原議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） それでは介護認定制度のことについて質問をしていきます。

今町長から答弁をいただきましたが、新しい認定制度4月から8月までの間に328人の方が対象だ

ということですが、そのうち経過措置の適用希望者が280人となっております。

328人から280人を引きますと、176人こういう方は認定度は変わらないということだったのか、ということだったのかその点を1点お聞きしたいと思います。

経過措置の中で、今までの介護サービスを現状どおり受けられたということで、受けられなかったという方はいなかったという報告です。

なぜこの経過措置が生まれたかと言いますと、4月のその認定の内容があまりにも現状から離れているということで、6カ月間の認定期間があったわけです。

その中でそういう経過措置が取られたわけです。

この新しく変わった認定の中で本当に前の方式と今の方式4月からの方式と比較してみますと、座ってられるというの、今までは10分間程度座ってられるは、座れるということだったのですが、新しい方式では、1分間座っていれば座ってられる。

これも10月からの見直しの対象にされているということですが、そういうふうに変えられてきたということですね。

それから医療上の必要により、移動を禁止されている場合は、いままでは全介助だったのが、新しい方式では、移動の機会のない寝たきり状態の場合は、自立、介助なしなので、自立と判定された。

こういうふうに変えられています。

それから食べることで、点滴で口から食べていない場合は、今までは全介助だったけれども、点滴のみで口から食べていない場合、自立こういうふうに変えられてきているのです。

本当にひどいと思うのですよね。

それから金銭の管理も、何だかの介助が行われている場合は今までは一部介助。

それが今回新しい認定方式では、無駄な物を買うなど金銭の使用が不適切であっても出し入れが自分でやっている場合には自立。

こういうふうに変えられてきていますので、本当に今回の新しい認定方式は、関わる人たちから異論がでるのは当然だというふうに思います。

それで、今質問いたしました328人の内訳のことをお聞きしたいと思います。

○議長（古川 稔） 保健課長。

○保健課長（羽磨知成） 適用者が328人で、その内適用を希望された方が280人ですので、適用を希望されなかった方は48人ということでございます。

これらの方は、要するに介護度が下がっても、上がっても、自分で生活していく上でそうさしきわがないということで、経過措置の適用を希望をされなかったと解釈いたしております。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） 最初から認定するときに、どういうふうな状態になっても経過措置を希望しますか、しませんかということを最初にお知らせをして、決めたということですね。

そうしますと一次判定で、この328人中で今までの認定の中で下がったという人たちは何人いらっしゃるのかそこが分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（古川 稔） 保健課長。

○保健課長（羽磨知成） 町のこの328人中で、下がった方等の数字を手持ちにはございませんが、ちなみに、東十勝介護認定審査会、全体の数で申し上げますと、一次判定で前回より軽く判定されたケースは202件ということで、全体の33.9%ということになっております。

○議長（古川 稔） 野原恵子議員。

○7番（野原恵子） 今4月からのこの制度で、経過措置がありましたからそういう方たちは救われたということで、もしこの経過措置が無ければその208人の方が認定引き下がったということになりますね。

そうしますと、例えば限度額一杯まで利用していた場合、認定が下がったらその下がった分の介護サービスは10割払わないとならないということになりますね。

これは所得に関係なく払うというふうになっっていることであって、所得の低い人にとっては、この負担は大変重いということが明らかになってきている。

利用料の一部減免制度ありますけれども、こういう状況になるということで、これから10月1日からまた新しい形で、一部見直しされて新しく認定制度が変えられていくということであるのですが、多分いままで通りの認定の基準、ほとんど認定基準がそれに沿っていかれるのではないかと思いますのです。

だいたい60%が、6割くらいが現状のままでないかと言われているのです。

10月1日の介護認定の改正ということでは。

今まで利用できたものが、利用できなくなる、そういう可能性が本当に大きくなっていくと思うのですが、その点について幕別町としては10月からの介護認定によって、33.9%の方が介護認定今までより引き下げられていくのではないかと予想されますが、そういう方々に対してどのように対処していこうと思われているのかその点お聞きしたい。

○議長（古川 稔） 保健課長。

○保健課長（羽磨知成） 10月1日以降の申請分については、またさらに見直した形で行うということになっておりまして、これらの中身が厚生労働省の検討会におきましては、10月1日以降の新たな申請方式、認定方式では、平成20年4月以前の判定の出現度合とそう変わらないというシミュレーションをされておりますので、今議員おっしゃったような6割の方がまた軽く判定されるというようなことは、私どもはないというふうに考えております。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） 国の方ではそのようにおっしゃっているということなのですが、この10月からの認定に対しても、多分いろいろな意見が出されるだろうと国は予測しまして、その後10月からの新しい認定制度になっても再度検討会を行い、認定結果をこれから検証していくと言われておりますよね。

だからそういう点でも、幕別町の介護を利用している方々の実態をしっかりと把握をして、国に対してもしっかりと意見を上げていくということがこれから非常に大事ではないかと思うのです。

ですからそういう点でも利用者の実態、それから本当に介護保険を使用して、サービスを受けたい、こういう人たちをきちっと把握し、対処していくことが求められていくと思いますので、その点も東十勝認定審査会だけではなくて、幕別町の実態もしっかりと把握をしていく必要があるのではないかと思います、その点はいかがでしょう。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（新屋敷清志） 先ほどの数字をもう一度申し上げますと、4月から8月の末までに介護認定をしなくてはならなくなった人が全部で328人ということでございまして、その内280人が介護度適用を受けたいということで、申請をしています。

そのうち軽くなった方ですね、実際軽くなってしまったり、重くなったという方も従前のを使いたいという人もいますのですけれども、軽くなった人が104人いまして、それが37%ということで、その方々が今回の経過措置の適用を受けておりますので、もし場合によっては10月からの新しい制度で、そちらのほうに、いままでのやつを使うと37%の人が低くなってしまいうので、そういうことにならないように厚生労働省が新しい認定度の調査をして、その中で十分検証しながら、今回新たに認定したとしても軽くなったりする場合がありますので、そういうことがないように、十分検証しながらこれを進めていきたいということです、町村としましても、そういうものについて介護認定審査員の意見も聞きながらその辺のことを検証しながら新しい制度に向けて、意見も申し述べていきたいと考えております。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） 本当に利用したい人がきっちりと利用できるそういう対処が町としては求められていくと思います。

それでなぜこの4月から介護認定が見直しされてきたかとそういう点なのですが、この点に関しま

しては、国会で厚労省の内部資料で今回の改正は要介護度を引き下げて、介護保険の給付を削減することを目的にして検討されたものだということが明らかになりまして、それでこの経過措置ができたのです。

ですからこういうことが、国の考えとして根底にあるわけですから、今言われました104人、そしてそれに関わる同じような状況の人たちが介護度が引き下げられないように、従来通り受けられていくというそういう対処をしっかりと求めていくということが今大事ではないかというふうに考えます。

その点では国に求めていくということで今、おっしゃられましたので、引き続きその対処をしていただきたいというふうに思います。

それから制度見直しによる審査会の意見なのですが、ここに本当に今回の介護度の介護認定制度の矛盾が現れているのではないかと思います。

この審査会では専門家の方が審査するわけですが、まず一番最初に第一次判定のコンピュータが改正されました。

そして、調査員の調査項目も削減されて、改正というか解約されているというのか、調査項目も少なくなりまして、そこに書いてある介護を受けられる方の調査項目を書く欄も少なくなっております。

ですから認定審査会では、その人の状況に合わせて認定を正確にできないという声が聞かれていたのですが、この東十勝の認定審査会の中でもこういう意見が出てきているということが、本当に全国的に言われていることがこの東部でも行われてきているということの証ではないかと思います。

それで国に対しまして、この介護認定制度の廃止を求めていくべきではないかということなのですが、この中では10月の認定の改正を期待するということも書かれております。

そして最終的には、財源の問題だということもお答になっているのですが、この介護保険制度が導入されるときには、高齢者の福祉に関わる予算なのですが、これが約50%だったのが、25%に引き下げられているのです。

ですからこういうところをしっかりと国に求めていくことが、まず第一だと思います。

それから第一次判定のコンピュータの審査なのですが、こういうところに介護の費用に関わる費用がかなり掛かっております。

この介護保険給付の、発足当時で年間約500億円掛かっているというのです。

それがそのうちに、三位一体の改革でこの事業が市町村の単独事業になって、だいたい介護費用に関わる1%に当たる約700億円がこういう第一次判定の費用に使われているのではないかとと言われております。

こういうところを見直していけばもっと高齢者にきちっとした介護保険を使用している方々にサービスですとか福祉に関わることを広げていくことができるのではないかと思いますのですが、そういう点も含めてしっかりと国に意見を上げていくべきではないかと思うのですがその点はいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほども言いましたけれども、町村会や十勝の期成会ではこの介護保険については、大きくわけてまず国の責任の元にこれらが円滑な運動ができるように、それと今回のように報酬が上げなければならない、介護に従事する人たち大変困っていると言いながら上げるとそれが保険料に跳ね返ってくるようなことでは困る。

いわゆるもっと介護を受けられている方と、低所得者に対する配慮が必要だということを町村会では大きな声を、今回の要請の中では出しているわけであります。

私どもも引き続きこれらについては、今後とも強い声を出していきながら低所得者対策そして円滑な運営ができるような財源措置を要望してまいりたいと思っております。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） ぜひ、介護認定の入口で介護サービスが取り上げられてしまう、そういうことのないようにしっかりとこれから高齢化社会へ向かっていくわけですから、求めていくということを町長に要望いたします。

それと介護認定制度の廃止なのですが、このことについては、今広く介護に関わっている方、福祉に関わっている方々からもこの認定制度というのは、廃止していくべきではないかということが、今上がってきているのです。

日本でも社会福祉に関わる人たちの方々も専門家が育ちつつある。

そういう方々ですとか、後町の保健婦さんですとか、そういう方々がその人に必要なサービスを総合的に見て、科学的に分析をして、それでその人にはどういうサービスが必要なのか、介護度を何段階に分かれるのではなくて、そういう形で策定して審査会でサービスを決定し給付をしていく。

こういうのが、一番人に合った介護サービスになるのではないかという声が今だんだん声が広がってきているのですね。

それだけこの介護認定制度というのには、非常に矛盾があるというのが大きくなってきております。

その点についてどのようにお考えでしょう。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほども言いましたように、人が人を認定するわけですし、その人というのは正に100人いれば100人が状況が違うわけですから、その人たちを集めて1から何の段階に分けれということ事態も矛盾といえれば矛盾があるのだろうというふうに思います。

そうした中で、先ほど7段階が多いから3段階くらいにしてはどうかという意見があったり、今、野原議員が言われるように、一切そういう段階を壊して、あくまでも個人に合ったサービスを提供していくことが、いいのではないかという意見。

そういった部分も当然でてくるのだろうと思います。

今の段階では、その介護サービスを受けるかどうか、認定制度がまず根幹にあって、それを持ってサービスが提供されているわけですから、それを全くなくして、個人ごとのサービスになるとまさに介護保険制度の根幹から変えていかなければならない大きな問題なのだろうと思います。

今後、申し上げましたように財源的な問題も含めながら、国に対してはいわゆる介護制度が本当にサービスを受ける人にとってよりよい制度とするためには、今言われるように、どういった方法がいいのかは、当然私もいろんな意見を、あるいは要望を上げていくということになっていくのだろうというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） その認定制度ということでは、痴ほうのある方は認定が低くされるという、そういう弊害もありまして、まさにこれは第一次判定のソフトで分けられているからそうなると思うのです。

認知症という方は、やはり人と人との関わりの中でどのくらいそういう方が住んでいるかということが、人が総合的に対応することで、分かるわけですから、必ずしもこの認定制度であるからはっきり分かるというものではないのです。

ですから身体が介護に適用する。

認知症が適用する。

そういう様々な症状があるから人が総合的に認定していく、決めていくべきでないかということであって、その矛盾を解決していくこれは介護保険の中でもなんぼでも解決できることではあると思うのです。

ですから専門家の、さまざまな専門家の意見を聞いて見直していく段階にあるのではないかということが今問われているということなのですが、その点もう一度お聞きしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほども申し上げましたように、介護報酬の問題ですとか、人材の確保、さらには今言うように認知症に対する保険制度の在り方がどうあるべきかと、たくさん課題あるいは問題が生じているのが現実だというふうに思います。

特に認知症なんかは、今のままで本当にいいのかと盛んに言われているわけですから、そういった

ことも含めながら、多くの課題、あるいは問題を整理していく、より良い方向に整理していくことは大事だろうというふうに思っていますし、また私どもも行政の立場から申し上げていかなければならないものもたくさんあるのだろうというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） しっかりと行政の立場から意見を上げていくというのは、ますます重要になっていくと思います。

一番地域の方に密着しているのが市町村ですから、そういう声が本当に伝わっていくことが本当に大事だと思います。

次に高齢者の生活実態なのですが、今本当に高齢化世帯ということで、幕別町のこの資料を見ましても、高齢化世帯が、この前の敬老会でも町長おしゃっていましたが、段々高齢化率が高くなっています。

そういう中で、やはり老老介護、今、認知介護という言葉もでてきておりますが、深刻な状況になっていくことが危惧されております。

それで今お答えいただきましたが、75歳と80歳の方が家庭訪問をしている。

そういういろんな取組みもされているということはお聞きしました。

この中で、いろんな高齢者の集まるところに来られる方はいいのですが、来られない方が問題なのです。

それで家庭訪問本当に大事なことだと思います。

そういう中で、高齢者の福祉ビジョン2009、こういう中で認知症サポーターの養成ということがやられております。

このサポーターの養成今どのような状況で取組まれて実施に至っているのかその辺をおききたいと思うのですが、こういう施策本当にいいことだと思うのです。

これは町民の協力も得て、そういう高齢者に対する対策を行っているということで、これは本当に機能していけば、町づくりにもなるし、大変いい施策だと思うのですが、どのように状況になっているかお聞きしたいと思います。

○議長（古川 稔） 保健課長。

○保健課長（羽磨知成） 認知症サポーターの関係ですが、ちょっと手元に資料ないのですが、年に1回か2回サポーターズの養成講座を開催をいたしております、本町の保健士も講師の資格を持っております。

また、他の団体がやる場合にも町民の方々が参加していただいて、今確か本町では数十人いるはずですが、今ちょっと手元に資料持ってきておりませんので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） ぜひ、そこのところをしっかりと町民と協力をして、高齢化社会に対応していくということを充実させていくためにも、まだほかの施策が考えられるのではあればそういう対策も行っていくことで、町民の力も借りていかれるのではないかと思いますので、ぜひ、そこの充実を求めていきたいと思います。

次に細菌性のヒブワクチンの件で質問をいたします。

このヒブワクチンなのですが、これは本当に後遺症が残るということでは、大変子どもにとっては不幸なことだと思います。

この髄膜炎の初期症状は、風邪なのかこの病気なのかベテランの小児科医でもなかなか判断が難しいと言われております。

ですからこのワクチン、今急速に世界各国で実施していくというふうになっております。

このワクチンによりまして、多くの先進諸国ではこのワクチンを接種することによって、この病気、手前予防することができるというふうに報告されております。

それと小児科医の長年の願いでもあるというふうな報告もされております。

こういう中では、ぜひ幕別のこれから育っていくであろう子どもたちにこういうワクチンを接種していくということが、非常に大事だというふうに考えております。

それでこれもWHOでは、実際に推奨していくそういう状況にもなっております。

確かに国が進めていかないということではあるのですが、実際に自治体で進めているところもあります。

日本全体では11自治体。

鹿児島や、宮崎、それから長野だとか、東京都、それと北海道では苫小牧が実施の方向にいくということも報告されておりますし、ということで、だんだん進められてきております。

乳幼児医療費も地方から広がっていった問題ですから、こういうふうにして、病気の予防に繋がるということで、世界でそれがしっかりと実証されているということであればこの幕別町でも、ヒブワクチンを接種かすると進めていくということが、今、非常に急がれるのではないかと思います、その点について、もう一度お伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 私も始めて髄膜炎の話を聞いたわけですがけれども、ただお話を聞きますと町内ではここ2、30年ぐらいは発症はないのだという話も聞きました。

もちろんないからいいというわけではありませんけれども、そういったことから町内なんかでも病院、小児科なんかでも、そのワクチン自体が不足していて、十分確保されていないという現状もあるようなお話を聞きました。

それで先ほどの答弁でも申し上げましたように、まずやはり国が一定の方向を示して、そしてこれは公的に予防接種として認めてやっていくのだというところからスタートできればいいのかなという思いは実はしていたわけでありますけれども。

確かに全道、全国的にも自治体自ら予防接種をやっているところもあるわけですから、そのことを否定するものでもないし、やることがより良いことであることは間違いのないと思っておりますけれども、私どもとしては、そういったことも含めてさらに内部で勉強させていただきたい、研究させていただきながら、今後の対応にあたっていきたい、というふうにはじつは思っているところであります。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） 確かに国が予防接種法に基づきまして、しっかり国の財源でやっていただくのが一番だと思います。

けれども、そうでない場合には、やはり予防するということでは、自治体で行っていくことが、今求められている。

これは子育てしている世代の要望でもあります。

幕別町で発症していないからいいのではないかとこのではなくて、そうってからではもう遅いわけですから、これは後遺症としては本当に重い後遺症になっているのです。

そういう点では、ここに健康な体にワクチンを打つことによって、後遺症が出てくることも考えられるのではないかとご答弁にあるのですけれども、それはワクチンはどのワクチンでもそういうことは考えられるわけで、特別ヒブワクチンがそういうふうな重い後遺症があるというわけではないのです。

ですからそういう点では、他の自治体の動向を見守るのではなくて、すでに実施している自治体もあるわけですから、しっかりと町としても早めに対策をうっていくことが大事だと思っているところです。

それで、さっき苫小牧市といいましたが、その他に浜頓別町です。

小さな町でも実際やっているわけです。

ですからそういう点では、まだ若い世代にこのワクチンがあるというのも知らない世帯もあるわけですから、しっかりとそれも知らせながら、しっかりと行政が前に引き寄せて進めていくということが大事だと思うのです。

これは子どもの一生に関わる問題でもありますので、やはり他の自治体やっているところもあるわけですから、アメリカやなんかでもこういう子どもたちの発症もずっと少なくなっているということもありますので、もっと積極的に対応していくことが必要ではないかと思うのですが、その点いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほども申し上げましたように、世界的に広がってきている。

そして国においても薬事審議会等で新たに認められてきたというようなことでありますので、これからますます進んでいくのだらうということは、予想はされますけれども。

あとは先ほど申し上げましたように、まだまだ町内的には十分認知されていない部分もあるようですので、町内のお医者さんにも十分お話も聞いてみたいと思いますし、先ほど言いましたように、本当に町内にそういったワクチンが今あるのかどうかも把握もまだ、私ども押さえてない部分もあるわけで、そういった面で、ちょっと恐ろしいのは副作用の部分がどうなのかということも、なかには言われる方もいらっしゃるということでありますので、そういったことも含めて、接取じたいのあり方、あるいは予防に対する住民の皆さんの意識あるいはこれからの啓蒙、あるいは今の病気なんかの実情、そういったものを含めて研究をさせていただきたいというふうには思います。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） 早急にそういう手だてを要望いたします。

また、ヒブワクチンのほかに、肺炎球菌これもまだ七価ワクチンというのが有効だといわれております。

これもやっとならで承認されました。

この肺炎球菌、七価ワクチンは今世界の77カ国で承認されているといわれております。

これもヒブワクチンと同じような効果がありますので、合わせてこの点も手前に引きよせて町の子どもたちに接種していく方向で、ぜひ、検討していくべきではないかと思います。

それと、この点につきましては、道に要望をしている婦人団体もあります。

それで、道では国に向かいまして、定期化を要望しているということもあります。

そして国は、この定期化接種化に向けて今検討の段階に入っているということです。

ですから。地方からこういう声を上げていくことによりまして、国や道に対しまして、定期接種化に向けての加速が強まると思うのです。

ですからそういう声もぜひ上げていっていききたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） お話ありましたように、私どもの情報の中では平成23年度から予防接種化が図られるのではないかとという情報もあるやに聞いております。

そういった中で、先ほど申し上げましたように、私どももそれに対応できるような情報収集やあるいは内部での十分調査、研究をしながら、対応していきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 以上で、野原恵子議員の質問を終わります。

この際、お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本日の会議は、これをもって延会することに決定いたしました。

なお、明日の会議は午前10時から開会いたします。

（16：50 延会）

第3回幕別町議会定例会

議事日程

平成21年第3回幕別町議会定例会
(平成21年9月11日 10時00分 開会・開議)

開会・開議宣告(会議規則第8条、第11条)

議事日程の報告(会議規則第21条)

日程第1 会議録署名議員の指名

12 乾 邦廣 13 芳滝 仁 16 大野 和政
(諸般の報告)

日程第2 一般質問

日程第3 議案第52号 幕別町国民健康保険条例の一部を改正する条例

日程第4 議案第53号 幕別町スキー場条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第54号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更に関する協議について

日程第6 議案第55号 北海道市町村総合事務組合理約の変更に関する協議について

日程第7 議案第56号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更に関する協議について

日程第8 議案第57号 北海道後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少に関する協議について

日程第9 議案第58号 平成21年度幕別町一般会計補正予算(第4号)

日程第10 議案第59号 平成21年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

日程第11 議案第60号 平成21年度幕別町老人保健特別会計補正予算(第1号)

日程第12 議案第61号 平成21年度幕別町介護保険特別会計補正予算(第1号)

日程第13 議案第62号 平成21年度幕別町公共下水道特別会計補正予算(第1号)

日程第14 議案第63号 平成21年度幕別町農業集落排水特別会計補正予算(第1号)

日程第15 議案第64号 平成21年度幕別町水道事業会計補正予算(第1号)

会議録

平成21年第3回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成21年9月11日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 9月11日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (18名)

議長 古川 稔

副議長 千葉幹雄

- | | | | | |
|---------|---------|---------|---------|---------|
| 1 中橋友子 | 2 谷口和弥 | 3 斉藤喜志雄 | 4 藤原 孟 | 5 堀川貴庸 |
| 6 前川雅志 | 7 野原恵子 | 8 増田武夫 | 9 牧野茂敏 | 10 前川敏春 |
| 11 中野敏勝 | 12 乾 邦廣 | 13 芳滝 仁 | 16 大野和政 | 17 杉坂達男 |
| 18 助川順一 | | | | |

- 6 地方自治法第121条の規定による説明員

町 長 岡田和夫

副 町 長 高橋平明

副 町 長 遠藤清一

教 育 長 金子隆司

会 計 管 理 者 菅 好弘

総 務 部 長 増子一馬

経 済 部 長 飯田晴義

民 生 部 長 新屋敷清志

企 画 室 長 佐藤昌親

建 設 部 長 高橋政雄

忠 類 総 合 支 所 長 古川耕一

教 育 部 長 米川伸宣

総 務 課 長 田村修一

企 画 室 参 事 長谷 繁

地 域 振 興 課 長 佐藤和良

糠 内 出 張 所 長 所 拓行

商 工 観 光 課 長 八代芳雄

生 涯 学 習 課 長 中川輝彦

生 涯 学 習 課 長 中川輝彦

学校給食センター所長 稲田和博

経 済 建 設 課 長 細澤正典

住 民 課 長 吉田隆一

こ ど も 課 長 森 範康

農 林 課 長 菅野勇次

福 祉 課 長 横山義嗣

保 健 課 長 羽磨知成

町 民 課 長 川瀬俊彦

- 7 職務のため出席した議会事務局職員

局長 堂前芳昭 課長 仲上雄治 係長 金田恭之

- 8 議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

- 9 会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。

12 乾 邦廣 13 芳滝 仁 16 大野 和政

議事の経過

(平成21年9月11日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣言]

○議長（古川 稔） これより本日の会議を開きます。

これより本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（古川 稔） 本日の議事日程については、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（古川 稔） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、12番乾議員、13番芳滝議員、16番大野議員を指名いたします。

[諸般の報告]

○議長（古川 稔） この際、諸般の報告を事務局から致させます。

○事務局長（堂前芳昭） 17番杉坂議員より、遅参する旨の届出がありましたのでご報告いたします。

[一般質問]

○議長（古川 稔） 日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。

一般質問は通告順に行います。

次に、発言時間について申し上げます。

一般質問についての各議員の発言は、会議規則第56条第1項の規定によって、答弁を含め60分以内といたします。

最初に、堀川貴庸議員の発言を許します。

堀川貴庸議員。

○5番（堀川貴庸） 通告の通り質問いたします。

緊急経済対策等に対応した臨時的人事配置についてであります。

世界的に経済大不況に見舞われました昨年来、国を挙げての緊急かつ大規模な経済対策が数度にわたり実施されました。

一時的とはいえ、各自治体にもカンフル剤注射が処方され、わが町でも補正予算を度々組んできたところであります。

ここ数年の自治体は、市町村合併などの行財政改革が過度に行われている最中であり、職員減の状況におきましても、なおこれまで同様の人事配置の中では、こういった緊急対策が矢継ぎ早に取組まれるということには、職員にとりまして大きな負担ではないかというふうに考えます。

そのような状況では、せっかくの経済対策が対策渋滞を生み出し、地域住民や企業への効果も大渋滞を起こしかねません。

残事業についての、早期取組みと民間的な発想に基づいた人事配置への考え方につきまして、町の所見を伺うものであります。

1つ目、スタッフ制、総係り制などこれまでの取組みについて。

2つ目、多様な人材の確保という観点に立った組織機構のあり方について。

3つ目、緊急経済対策の下での官民「協働」の考え方について。

特に、専門性が高い部門での民間団体、あるいは人材との協力関係はどのようになっていますでしょうか。

4つ目、今後の対応について。

今後、更なる自治体、あるいは経済対策が打ち出された場合の対応についてお尋ねを申し上げます。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 堀川議員のご質問にお答えいたします。

緊急経済対策等に対応した臨時的人事配置についてであります。

先般、7月の第2回町議会臨時会におきまして、緊急経済対策として地域活性化経済危機対策臨時交付金事業と地域活性化公共投資臨時交付金事業との合計で、9億6,000万円あまりの補正予算を計上させていただいたところであります。

本町における補正予算といたしましては、かつてない規模であり地域経済の活性化の大きな力になるものと考えており、現在、早期発注、完了に向けて事務を進めているところであります。

ご質問の1点目、スタッフ制、総係り制などこれまでの取組みについてであります。

ご承知のとおり、スタッフ制はこれまでの課・係り制とは異なり、課内に係りを設けず、課内の担当業務を複数の課員に分担し、課内の協力体制の下、業務量に応じて分担を調整して担当人員を柔軟に変更する仕組みであります。

課内を大きくいくつかのグループに分け、グループ内で担当事務を調整するグループ制と、課内全体で担当事務を調整するフラット制の2つが主流となっており、柔軟性のある組織機構で職員の役割分担の変更が可能なことに加え、職員個人の様々な能力を発揮することができるといわれております。

定型的な業務や単純な業務を数多く処理しなければならない職場、プロジェクト業務を担当する職場においては機能するといわれておりますが、一方では指揮命令系統や責任の所在が不明確となる、業務をひとりで担当することが多くなり、同じ課内の他の職員でも業務内容がわからなくなるなどのデメリットがあるといえます。

管内市町村におきましても、グループ制によるスタッフ制を採用している町村がありますが、近年、自治体の事務が増大していることと、業務内容の専門性難易度が高まっているという背景から、円滑に機能しないといたことも伺っております。

平成19年度までスタッフ制を採用していたある自治体では、平成20年度からもとの課・係り制に戻したところであり、その主な原因としては係員が複数の担当として発令され、上司が複数になる場合がある、指揮命令系統が不明確となった、責任の所在が不明確であるなど内部的な問題と、住民からはどの業務がどこで担当しているかわかりづらいとの意見や、担当以外は詳しい業務内容がわからないため、担当が不在のとき住民の相談等に対応できないなど、住民サービスの低下が見られたため廃止したというふうに伺っております。

本町におきましては、プロジェクト的な業務を担当することが多い企画室において、スタッフ制をとっているところでありますが、その他の部課におきましては増大する業務量に対応するため、係員の人数が3人以上の大係り制によって、ひとつの係りでより多くの業務を幅広く担当すると共に、係員は係り内の業務を熟知する体制が機能的かつ効率的ではないかと考えており、課・係り制の組織を基本としているのが現状であります。

ご質問の2点目、多様な人材確保という観点に立った組織機構のあり方についてであります。

本町におきましては、業務が忙しい場合、課内や部内の連携により対応しており、場合によっては部を超えた職員の協力体制を組んで人員確保が行われているところでもあります。

今回の経済対策におきましても、地域経済の活性化のためには、早急に発注することが事業効果を最大限に引き出すために最も重要なことだとの考えから、他の部署に配置している専門的知識、技術を持った職員も協力して事務を進めるなど全町的に人員を確保するために、役場組織内の連携を図ることを最優先に考えております。

このことから、現時点での組織機構の改革、人員配置の変更は考えてはおりませんのでご理解をいただきたいと思います。

ご質問の3点目、専門性が高い部門での民間団体・人材との協力関係についてであります。先ほども触れましたとおり、経済対策につきましては緊急性を要することから、設計業務におきましては委託費を6,600万円あまり計上させていただいております。

専門的技術を持つ民間業者に委託し、設計を実施して早期に工事を発注したいという思いからであります。

ご質問の4点目、今後の対応についてであります。今回同様、組織を横断した全町的な協力体制を取ると共に、専門的技術を持つ業者の力を借りながら、町民や町内業者に経済効果が最大限生かされ、地域経済の活性化が更に進められるよう、迅速な事務処理を心がけてまいりたいと考えております。

以上で、堀川議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 堀川議員。

○5番（堀川貴庸） 過日、ねんりんピックが行われまして、私も参加したひとりとして感じたのですが、天候には残念ながら恵まれませんでしたけれども、参加者の皆さんには恵まれたのかなと概ね良好といえますか、成功だったのかなというふうに感じました。

大変ご苦労様でした。

それで、人事配置に関しまして再度お尋ねしたいと思います。

先ほども触れました町村合併までを私たちの町は果たしました。

また昨年度からは、こども課を新設したり、またあるいは車両センターを土木課に併合したりと組織機構改革を行ってきたということから、町民からも一定の評価すると、そういう声もある反面で、行財政改革というゴールのないような改革の最中で、未だにその縦割り行政が横行しているのではないかと、そういう厳しい声も届いてまいります。

そんな中、その職員の数を減らしに減らし続けたこのようなタイミングでの、いわゆる100年に一度といわれるような不況に陥りましたけれども、足元の景気経済につきましては、昨日の藤原議員の質問でも触れられておりましたけれども、景気持ち直しの報道もある、そんな中、ここ幕別では私も含めて未だなかなか実感することができません。

とはいえ、その数々の国の財政指導によって、ようやく動き出してきたのかなというふうな水準まで来たのかなというふうには思いました。

では、その財政指導に伴ういろいろな政策がいかにそのスピード感を持って、町内の端々にまで送り届けられているかどうか、その辺は課題がたくさんあるのだろうなというふうにも感じましたので、今回の質問に取り上げましたけれども、なかなかそういう状況には至っていないのだろうというふうに思います。

町の声としてはそのいまひとつ効果といたしますか、それから先ほども申し上げましたけれども、実感を持つに至っていないという方が多いように思います。

普段のルーティングワーク等に関しましては、町長の指示の下それぞれの思索に取り組んでこられたというふうな答弁でありましたけれども、やはり少ない人員でしかもその緊急に対応していくというには、大変無理があるのだろうなというふうに推察をいたします。

決してそれが能力がどうか、意識がどうかというわけではないのですけれども、せっかくのその国の国からの支援でありますから、円滑に広がりを見せなくては住民サイドの不安が和らいでいかないのであらうと思います。

そういった観点から、対応策についていくつかお尋ねしていきたいと思っておりますけれども、1点目、これまでの取組みについては了解をいたしました。

これまでも質問で、どなたかが取り上げたり、また提案があったりなんかした経緯がありましたので、あまり多くは触れませんが、答弁の中ではそのマイナス面もあるというような答弁も含まれていました。

諸課題もあるというふうに思いますけれども、引き続きその情報収集ですとか調査研究は行ってい

ただきたいというふうに思います。

また2点目の、多様な人材の確保という課題ですけれども、私たちの町もやはり地方分権を見据えての例えば採用であったりですとか、それから能力の開発、また資質や意欲の向上に意を用いていかなければならないという時代だというふうに思います。

職員の数はいくつ増やせないという中において、これまでも増して長期、あるいは短期の同時並行で自己決定、自己責任の下で町行政の推進力となりうる職員の育成が求められるような取組みが大事だというふうに思います。

庁舎内ではどのようにその辺の部分、研究されてきたかお尋ねをします。

また、町長はどういうふうに思われますか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 職員のいわゆる資質向上、あるいは自主的な自己責任の下で行政を進めていく、そういったことでは今までもずっと継続的にいわゆる職員の研修の充実、あるいは職員採用に向けてそれなりの一定の制度を設ける中で、優秀な職員を採用し、そして職員の資質向上のために研修制度を始め、いろんな手法を用いながら職員を更に優位な職員とするような努力ということは、我々の立場からそうでありまして、自らもそういう意欲の下に仕事に当たってきているのだろうというふうに思っています。

自治大学を始め、北海道への研修、あるいは諸々のいろんな研修の参加をこれらを更に充実する中で、私どもは職員の意欲をかき立てながら頑張っていただくように、そして住民の付託に応えていただけるように更に充実に努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 堀川議員。

○5番（堀川貴庸） 続いて3番目、官民「協働」の考え方についてでありますけれども、これどんなときであっても、やはり官と民、つまり町全体がひとつになっていろんな取組みをしていくと、そんな考え方なのだろうというふうに私は思います。

この1年見ますと、緊急対策の連続であるために、質問の要旨で触れましたように、職員の皆さんには大きな負担が掛かったのだろうというふうには思います。

その問題を解決する方法として今回そのお尋ねしましたけども、更にその進化した、進化したというのか、もう一歩進んだ官民協働の形があるのだろうというふうに思いますしそう考えます。

特に、専門性が高い建設部門、それから経済部門、更には切りがないのですけれども、総務部門や民生部門やなんかでもいろんな専門家の組織、またあるいは団体がありますので人員不足を補う上でも、その思いは答弁でもわかりましたけれども、率直にもっと力を借りていく、同じ地域社会に生きるもの同士が支え合う形づくりによって、このような時代を乗り切っていけるのではないかというふうにも考えますけれども、いかがなものでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 官民協力、いわゆる専門的知識を有するような方々、あるいは企業団体、そういったと行政と一緒に町づくりを進めていく、大変重要なことであり大切なことだろうというふうに思っております。

今でもそうでありますけれども、専門的なものについては委託できるものは委託をする、あるいはそうではない職員としてやれるものは職員でやっていく、その方向はこれからも変わるものではありませんし、いろんな団体あるいはNPOなんかもどんどん増えている中では、あるいは福祉政策も含める中で、いろんな問題がこれから出てくるのだろうと思いますし、当然のことながら町民の皆さんを始め、多くの民間の力を借りなければならぬ自治体も出てくるのだろうというふうに思っておりますので、それらを適宜、十分内部での協議を含めながら、あるいは議会の中でご相談をさせていただく中で、これからも官民協力、あるいは民間の力を行政の中で活用していくような方向ではこれからも進めてまいりたいと、そういうふうには思います。

○議長（古川 稔） 堀川議員。

○5番（堀川貴庸） 是非、その思いを積極的に前に進めていただきたいというふうに思います。

4点目の、今後の対応についてお尋ねをします。

昨日の斉藤議員のご質問だったと思うのですがけれども、ひとつの質問に対して3人の課長さんから実は答弁があったのです。

インフルエンザの現状だったのだと思いますけれども、そのこれもやっぱり縦割り行政の姿にどうしても映ってしまう、担当ごとに答弁をするというのは理解はできるのですが、こういうときこそ横の繋がりが重要であり、また情報があるいは一元化されたという状態でどなたかが答弁をすれば良かったのではないかなというふうにも思いました。

少ない人員で仕事をしている割には、違和感をちょっと覚えるような場面を見たのかなというふうに思います。

そういう意味では、そのそれぞれの部や課の間に入って連携、調整の役割を果たすような人材の設置も今後検討すべきではというふうに考えます。

現在の職員数では難しい面もあるのは承知しておりますけれども、国政においてははいよいよ政権交代が行われようとしておりまして、一部報道によりますと国の補正の凍結なんかによる混乱が予想されますので、そんなときにやって果たしてこのままで町民が納得いく、満足のいく行政が執行されるのだろうか、そういう不安の部分もありますし、事実その心配もしてくれるような町民もいること、そういうことに認識をしていただきたいというふうにも思っております。

いずれにしても、今町内ではここ数カ月の緊急経済対策からの効果が少しずつ表れてきているのではないかとこのようにも思いますので、例えその辞令に基づく人事配置であったとしても、臨機応変にスタッフの転換に取り組んでいただきたいというふうに思います。

決裁権限や先ほど答弁でもありました責任の所在などの課題はありますが、調整機能を持つような人材設置、あるいは先ほどの人材配置のあり方なり、あるいはより高度な次元で優越をつねながら庁舎内でどう緊急、臨時、そして特別の経済対策に取り組んでいくべきか、決してその人力トロッコで追いかけるのではなくて、民間的発想というエンジンをどう取り付けていく、これ大変なことでしょうけれども、町民の期待に応えるためにもお考えがあれば伺いをしたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 議会の答弁が2人3人に渡るといようなことも、これはそれぞれの事情があるわけでありまして、特に議会なんかの答弁でもよりこう専門性がだんだん求められてくるような状況になってきますと、1係り、1職員だけでは十分答弁できない部分もこれは当然出てくるのだというふうに思います。

そういった意味では企画室を中心にして連携をよく密接にする、特に各課、あるいは各部にまたがるような事案については当然そういったことは進めておりますし、私どもを含めた庁議、あるいは課長連絡会議、あるいはそのほかいろんなプロジェクトごと、問題ごとに課題ごとにそういったチームをつくりながら、調整をしているのが現状でありますし、そういった意味では例えば今回の経済対策で結構その建物の営繕とうの工事が多かったわけでありまして、どうしても建築係あたりに負担がいくと、そうすると今の建築のスタッフでは十分できないのではないかとこの心配があったときに、例えば建築係に資格を持った建築士が、あそこにも、あそこにも、あそこにもいるというような場合には当然そうした応援もいただく、協力もいただく、そういった中で全体的にこうした緊急的な対応方法をしていくというのが我々にとっては貴重なことであろう。

そのたびに職員を増やしていくということは、なかなか現実的には難しいわけでありまして、そういった意味で今後の対応としましては、できる限り今の機構の中でよりよい方向性を見ながら調整、事務を含めて対応していきたいというふうに思いますし、我々の一番大きな課題は何といても住民サービスを低下させないということでありまして、今あった事業、せっかくの予算なんかも適正に執行していく、効率的に執行していくことは一番求められることであろうということだと思っております。

そういった私どもの思いを十分職員に周知しながら対応してまいりたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 堀川議員。

○5番（堀川貴庸） 今の町長からの答弁は、私も力強く感じたところです。

普段から、町長もおっしゃられる最小の経費で最大の効果を生み出す。

これはどんなときであっても同じだというふうに思います。

今回は、緊急の経済対策がいろんな形で出ておりましたけれども、いつまでそれが続くかわかりませんけれども、トコトンといいますか、積極的に本当に頑張っていただきたい。

身体に負担がかかるかもしれませんが、一致結束してやっていただきたいというふうなことを期待しまして終わりたいと思います。

○議長（古川 稔） 以上で、堀川貴庸議員の質問を終わります。

この際、10時40分まで休憩いたします。

（10：25 休憩）

（10：40 再開）

（10：42 杉坂議員入場）

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、中橋友子議員の発言を許します。

中橋友子議員。

○1番（中橋友子） それでは通告に従いまして、2点について一般質問を行わせていただきます。

始めに町内業者への発注についてであります。

経済危機から事業者を守り、雇用の拡大と地域経済の活性化を図るために、平成20年度第2次補正予算で地域活性化・生活対策臨時交付金事業が行われ、また第2回臨時会では地域活性化・公共投資臨時交付金及び経済危機対策臨時交付金事業がそれぞれ予算化され進められています。

一方十勝の経済状況について、財務省の統計で平成21年度4月から6月までの3カ月間におきまして、公共事業についてはこれらの影響もあり、286億8,000万円と前年対比で39.2%の増となっております。

しかし半面雇用は求職者2万1,960人に対しこれは帯広ハローワークの統計であります、2万1,960人の求職者に対し、求人は僅か8,834人と前年より500人以上が落ち込んでいます。

また、主要小売店の売上高もマイナス2.7%であり、消費は依然冷え込んでいます。

雇用の拡大や地域の活性化にはこれまでの事業がまだ効果が表れていない、具体的には遠く及んでいない状況であります。

事業はまだ発注されたばかりであり、本格的な効果はこれからであろうと期待も含めて推測をするところであります。

本町幕別町においては、総額で約10億の予算が組まれ事業が進められています。

町内業者にこのうちどのくらい発注され、また具体的に雇用の拡大にどう繋がっているのか、目的どおりの効果を期待するところでありますが、現実には町内業者では実施できない事業もあり、また小規模事業者には行き渡っていないという声もあります。

町内全体に仕事が回り、地域の活性化と雇用の拡大に繋がるよう次の点を伺います。

1、全体の発注件数と金額について。

2、町内業者の受注割合と金額について。

3、指名業者以外の発注状況について。

また、小規模修繕契約希望者登録の事業者にも発注されているのか。

また、小規模登録事業者の今年度の申請者数と発注状況について。

更に、この制度の周知徹底について伺います。

4点目、分離発注を促進すべきであるが、行われているか。

5点目は町内優先発注と、事業者全体に行き渡るよう対策を取るなど今後の発注に当たっての基本的な考えについてお伺いいたします。

2点目は、国民健康保険一部負担金減免の積極的な活用についてお尋ねいたします。

国民健康保険加入世帯の中で、経済的理由から受診が遅れ、死亡にいたった事例が全国で生まれ深刻化しています。

厚生労働省の昨年度の調査では滞納世帯が20.9%に及び、実に5世帯に1世帯が滞納となっています。

そのうち短期保険証が124万世帯、資格証明書が33.8万世帯となっています。

事実上の無保険者という方も100万世帯と推定されています。

こうした中で、今般厚生労働省は「生活に困窮する国民健康保険の被保険者に対する対応について」と題した通知を7月1日に発表し、特に窓口での一部負担金の減免の活用を訴えています。

モデル事業を開始し「特別調整交付金」実施に向けての取組みも進められていることから、各自治体が積極的に取組むことが必要と考えます。

特にこれまで減免の制度がありながらも、該当基準がいわゆる突発的な収入の減に限られていることから、実質的には活用できない現状があり、改善を図る必要があると考えます。

そこでまず1点目、これまでの減免の実施状況について。

2点目、所得の低い人も含めた免除基準の制定など運用基準の改善について。

3点目、制度の積極的な活用のための周知の徹底について。

また4点目、他の福祉制度と結んだ窓口相談の充実について。

以上の点をお伺いするものであります。

終わります。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 中橋議員のご質問にお答えいたします。

始めに町内業者への発注についてであります。

先の堀川議員にもご答弁させていただきましたが、先般7月の第2回町議会臨時会におきまして、地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業といたしまして約4億1,700万円、地域活性化・公共投資臨時交付金事業といたしまして約5億4,300万円、合計で9億6,000万円あまりの補正予算を計上させていただいたところであります。

本町における補正予算といたしましては、かつてない規模であり地域経済の活性化に繋がるものと考えているところであります。

ご質問の1点目、全体の発注件数と金額についてであります。

今回の経済対策のうち、個人や団体などに対しまして補助金として公布するもの、及び補助事業費等を除きますと委託料、工事請負費、及び備品購入費の合計で133件、約9億2,700万円が各業者へ発注される見込みであります。

なお、このうち9月4日現在で17件、9,802万円が既に発注済みであります。

ご質問の2点目、町内業者の受注割合と金額についてであります。

全体件数133件のうち、116件、率で87.2%、事業費で7億7,915万円、率で84.1%は町内業者を指名し、入札等を実施いたしたいというふうと考えているところであります。

なお、既に10件、5,257万円を町内業者に発注しているところであります。

ご質問の3点目、指名業者以外への発注状況についてであります。

始めに、小規模登録事業者への発注についてであります。今回の経済対策の趣旨であります地域経済の活性化という観点から、できる限り多くの町内業者へ発注することが必要であると考えているところであります。

このため、指名業者以外の小規模修繕契約希望者登録に行っている個人、あるいは業者に対しましても23件、1,100万円程度の発注をし、最大限の経済効果が発揮されるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、小規模登録事業者の申請件数と発注状況についてであります。本年9月4日現在で18事業者が登録しており、98件、415万円あまりを発注したところであります。

次に、周知の徹底についてであります。広報紙やホームページにより周知しているほか、これまでの実績に基づいて、対象となる事業者に対しましては直接ご案内をしているところであります。

ご質問の4点目、分離発注についてであります。今回の経済対策におきましては、予算上は52項目計上しているところであり、多くの業者に受注していただき工期をできるだけ短くし、早期に効果が発揮できるよう26項目において分離発注を考えており結果といたしまして、前段申し上げましたとおり全体で133件の発注となる見込みであります。

ご質問の5点目、発注の基本的考えについてであります。

本町におきましては現在、指名競争入札を基本として契約発注を行っているところであります。

指名をする際には、消防自動車や除雪機械など特殊車両の発注、耐震化工事実施設計や橋梁整備工事など特殊技術を必要とし、町内業者では対応できないものの以外は町内業者を指名している状況であります。

また、工事等の規模や内容などに応じて指名業者のランクを変更したり、分離発注の実施、更には小規模修繕希望者登録制度を活用して、できる限り多くの業者が受注できる環境づくりに努めてきたところであります。

今後も引き続き、多くの町内業者が受注できるような環境づくりに意を用いることはもちろんのこと、そのことにより地域経済の活性化、あるいは雇用の確保に繋がるよう期待をいたしているところであります。

次に、国民健康保険一部負担金減免の積極的活用についてであります。

我が国の医療保険制度は、誰もがいずれかの公的医療保険に加入し、負担能力等に応じて保険料を負担すると共に、傷病にかかったときには原則として一部負担金を支払うだけで治療が受けられるという国民皆保険体制として定着しております。

景気の低迷が続く中、国は第1次補正予算などにより経済対策を実施し、景気扶養に向けて取り組んでいるところでありますが、今後所得増に結びつきにくい面もあることや、医療費が増加傾向にあることなどにより、本町の国民健康保険特別会計は厳しい運営を強いられております。

しかしながら、被保険者の皆さんの健康を守るために本町といたしましては、きめこまやかな対応に心がけ、制度の円滑な運営に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の1点目、減免の実施状況についてであります。ご承知のとおり一部負担金の減免については国民健康保険法の規定により特別の理由がある被保険者で、一部負担金を支払うことが困難であると認められる者に対し措置をとることができることとされております。

特別な理由とは、国の数値によりますと貧困、災害、不作、世帯主の事故などによる不在など一部負担金を支払うことが困難と認められる事由をいうものとされており、幕別町国民健康保険条例施行規制には一部負担金の減免、または徴収猶予を受けられるものが列挙されているところであります。

以上のことから、諸般の事情により一部負担金の支払いが困難なため町に相談に来られた方には、制度の内容や手続きのことなどに関し、わかりやすく丁寧に説明し的確な対応に努めておりますが、これまでに申請された方はおりません。

ご質問の2点目、運用基準の改善についてであります。本年4月10日に厚生労働省から、国民健康保険における一部負担金の適切な運用にかかるモデル事業の実施についての通知がされたところであります。

この通知によりますと、各都道府県から少なくとも1市町村ずつが選定され、本年9月から来年3月までの7カ月間、モデル事業に取り組むこととなり、その結果を検証してから平成22年度中に一定の

基準が全市町村に示される予定とされております。

本町におきましては、今後、国から示される予定の基準、及び他市町村の動向などに留意しながら適切な運用に向けての対応を検討してまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、制度の周知徹底についてであります。現在ホームページや国民健康保険制度の紹介のホームページにおける国民健康保険制度の紹介の中で、一部負担金の減免について掲載し周知を図っているところであります。

今後の周知方法としましては、本年9月に被保険者証の一斉更新を行う予定でありますことから、それに合わせて同封いたします国民健康保険制度の概要紹介のパンフレットの中に、一部負担金の減免に関する内容も記載して更なる周知に努めると共に、町広報紙への掲載も検討してまいりたいと考えております。

また、窓口パンフレットを置き、国民健康保険にかかる各種の手続きや相談に来られた方に必要に応じ制度の説明にも努めてまいりたいと考えております。

ご質問の4点目、窓口相談の充実についてであります。雇用が不安定なことなどにより国民健康保険税や一部負担金の支払いが厳しいという方の相談にあたりましては貸付制度、介護サービス、生活保護など他の福祉制度の活用を含め、担当部局と連携を図りながら取り組んでいるところでありますが、今後も相談者に対しまして親切、丁寧且つ的確な対応となるよう努めてまいりたいと考えております。

以上で、中橋議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○1番（中橋友子） それでは、まず1点目の質問の再質問を行わせていただきます。

答弁の全体をとしまして、この事業に取り組む姿勢として基本的には地元の業者、町内業者を優先に、しかも数多く行き渡るような姿勢を持って取組まれているということでもありますから、その点は大いに私どもも同じ思いでありますので、その取組みは評価をさせていただきたいと思ひますし、また、そうなるように今後も実施に心がけていただきたいと思います。

その上に立ちまして、いくつか再質問をさせていただきます。

まず1点目の全体の発注件数と金額についてであります。ただ今のご答弁では総工事費、これは総工事費だけではなく、委託も備品も含めてであります。133件、9億2,700万円ということでありました。

実際に9月4日現在で、そのうち17件、9,802万円ということでありまして、件数では約13%、金額では11%になるのかなというふうに思ひます、弱ですね。

緊急の経済対策でありますから、先ほど堀川委員の質問にもありましたけれども、速やかに事業が進められて、その効果が速やかに表れることを期待するところですが、臨時議会が終わりましてからまだそんなに経っておりませんから、発注が少ないというのは一定の期間もかかっているのだらうというふうに思ひますけれども、それにしても全体としてまだ1割強ということは非常に少ないのではないかと、入札もされて準備もされているということでもありますから、いろんな準備に入っている、具体的に発注されたというのがこの金額というふうに受け止めるのですけれども、このように全体として実際に発注されているのが少ないという要因ですね、これはどこにあるのか、そして例えば工事発注などについてはいろいろ入札も含めてあるのだとは思ひうのですけれども、今回、備品購入も大変大きいものがありました。

例えばテレビでは168台、実際に予算書の資料の中に示された台数を数えただけでもテレビだけで168台、チューナーで63台、パソコン160台、そのほかにも椅子ですとか机ですとかいろんなものがありました。

こういう点は、比較的早く実施されていくものというふうに思ひうのですけれども、それらも含めまして今どういう到達、数字で到達はわかりましたけれども、何故この状況になっているのか伺ひます。

○議長（古川 稔） 建設部長。

○建設部長（高橋政雄） 現在の発注状況が予算の割に10%前後ということでございますけども、今回の危機対策、7月に補正を組ませていただきました。

その前段では国の方針、経済対策にしても公共投資にしてもその要綱等がなかなか決まってこなかった状況にあって、初めて7月の中で補正を出していただいたという状況でございます。その事業の内容が要綱等が固まってこない中で、普通の一般会計でありますと年前で予算を組む段階で、次の年の事業としては予定をしながら準備に入っていくわけでございますけども、今回の予算、特に要綱が遅かったということでは、その前準備としての期間があまりにも短過ぎたのかなというところがございますのと、現在、先ほどお示ししました数字につきましてはほとんどが委託業務ということでございまして、事業の半分以上が委託を伴って、その後、工事をやっていくという順番でありますので、委託業務を優先して発注したというところの現状でございます。

なお、発注については今後につきましても委託の内容によっては、来年の2月、3月までかかるような委託業務もございますので、その部分などについては繰り越しなざるを得ないのかなということも予定をしております。特に学校施設につきましては供用をしながら整備をしていくという面では、冬休みあるいは春休みという部分にも、全日工事ができないということもございますので、遅れていく部分もあるかなというふうに考えております。

それと、備品関係ということでテレビの方でございますけれども、各部署の中で数字をまとめておりますけども、その中でも特に学校あたりは数が多いのと、それに伴って工事が伴ってくる部分もございますので、その辺の精査を今現在勧めているところでございますけれども、できるものから早期に発注をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○1番（中橋友子） はい、わかりました。

この制度の拙速制といいますか、20年度の2次補正もそうだったのですけれども、国の出し方が非常にこう地方にとっては、仕事のしづらい出し方というふうに私も受け止めておりました。

ですから、今部長がお答えになった要綱がなかなか定まらないというのは、そうだったろうと思いますし、確か内容が示されてから事業を提出するまでの期間も本当に短くて、取りまとめにもご苦労されたのだろうというふうにも思います。

そういうことも理解しながらも、それぞれの町長執行方針でも言われておりましたけれども、適切な時期、適切な内容の発注ということに心がけるのだということをおっしゃっておられましたけれども、本当にそうだと思うのですよね。

間もなく、もう9月ですから雪の話も聞こえてくる。

しかし、補修事業などは屋根の塗装もあれば外構もあるということになってくると、こういった事業が延び延びになってしまっていて、経済効果期待したいところだけれども、間に合わないということも起きてしまうのかなというふうに思うのです。

ですから、その辺はもっともとその事業所別に整理はされているのだと思うのですけれども、冬場の作業などにならないような工夫も含めて、工事であればその全事業者の力を、町内の事業者の力を総力上げてやっていただくような、そういった手法で取組んでいただきたいというふうに思います。

それともうひとつ、これは2点目に入っていくのですが、この事業を実際には今116件、87.2%が町内で考えているのだということなのですけれども、基本的にはうちの町の仕事を受けようとするところのこの3点目にありますように、指名願いを出してそしていろんな仕事が出たときに、お願いしますというような形で始まっていくのですけれども、うちの町の中には全体では事業者総数、これはいろんな事業者入れてですけれども、約1,000近くあるという中で、一定その数を絞ってこういうふうに出注していくというふうになると、当然、第1段目のお話で申し上げましたように、行き渡らないというイメージも業者の中では受けるということがあります。

それで、今回はそういったその指名業者だけに限らずに、うちの町で事業を行っている人たちについては、それぞれの面接なども行っていただいて各種の制度を活用した上で、金額等についてもいろ

いろその分割しながらも含めて、行き渡るような手法を講ずるべきだというふうに思うのです。

それで、指名業者になっていない方たちのお話を聞きますと、これまでなかなか指名願い出してもそれにかかる経費分も、利益として出ないような仕事しか来ないのだというようなこともありまして、事業には指名願い出すには相当な金額もかかるということもありまして、そういう実態もありますので、この辺の工事を早く進めることと、全事業者を対象とする選定のあり方について再度お考えをお伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほどから申し上げておりますように、本来的には町としては町内の事業者を中心に指名競争入札で事業を発注するのが原則だろうと、ただそれに今お話ありましたように、指名願いまで出さない本当の小規模な業者についてはその都度、それぞれの仕事の中で任意的にお願いをしている、仕事をお願いしているということで、本来であればそこまでどんどん事業が会社が企業が大きくなっていったら、指名入札を出せるような段階までなっていただけならば、一番我々にとっては有り難いのですけれども、現実にはそこまでいかなければ、今のこの小規模業者の登録制度の中で発注せざるを得ないのだらうというふうに思っております。

もちろん業種によっていろいろありますから、全てが指名競争入札でなければ駄目だということではもちろんありませんけれども、本来的にやはり原則的にやはり指名競争入札で実施していくことが我々にとっては、町にとっては当たり前のことなのかなというような思いではおります。

ただ小規模業者に対しても、決して駄目だとか全く発注しないとかという意味ではなくて、あくまでもやはり、業務といいますか仕事の内容によってそうした方々にもお願いしていくと、そういうことは今までもやってきましたし、これからもそのような方法で進んで行きたいというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○1番（中橋友子） はい、わかりました。

それでは全体として今13%の到達であります、場合によっては繰り越される面も出てくるかもしれないということもありました。

それで、いつまでに終了といいますか、発注を終えようとしているのか、結局その効果を一番期待するわけですから、その見通しについても伺います。

○議長（古川 稔） 建設部長。

○建設部長（高橋政雄） 先ほどの繰り越しなざるものもあるかもしれないという話をさせていただきましたけれども、先ほど冬の工事もありましたけれども、どうしても土木工事などについては冬に絡んでくることもあるのかなとも思います。

それで工期の設定の仕方が問題になってくるのかなと思われるのですけれども、暮れに出して冬工事になるものについては若干雪解けになるような4月までの設定にならざるを得ないものもあるかなと、3月までの工期のものにつきましては、ゼロ国債ではありませんけれども3月中くらいには発注をして、工期的には先ほど学校の話もさせていただきましたけれども、夏休みころまでには工事が終了するような形での設定を考えて行きたいというふうに考えております。

発注は、ですから年度内にできるものは進めて行きたいなというふうに考えております。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○1番（中橋友子） 年度内に進めて行けるものということなのですが、それはどのくらいなのか。

全部終わらないのですか。

結果として工期が発注された後に事業が遅れるということはあると思うのです。

しかし、うちの町としては発注そのものは今の段階で13%なわけですから、これをきちんといつまで終わらせるのか、どういう見通しを持っているのか伺いたいです。

○議長（古川 稔） 建設部長。

○建設部長（高橋政雄） 先ほど委託の話をさせていただきましたけども、特に学校の耐震などについては実施設計を行った後、評価委員会にかかってその設計そのものが耐震に耐えるか耐えないかという診断の評価もかかります。

それで工期的には、3月の中旬までの工期で現在発注をさせていただいておりますけれども、その評価が出た段階では年度内に全てを発注をしていきたいなというふうに考えておりますので、制度上繰り越しということになりますけども、年度内には全て発注できるような考えで進めて行きたいなというふうに考えております。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○1番（中橋友子） わかりました。

10億というお金は、うちの町の特別一般会計から見ましても、1割近くなるお金でありますから、有効に生かされるように、早期に仕事が進められることを期待したいと思います。

それで、業者の選定についてもう少しだけ伺いたいのですが、例えば備品の購入、あるいはその備品の購入などなのですか、それぞれその例えば今回でしたらテレビでしたら電気屋さんであるとか、あるいはパソコンですと学用品というのですか、IT関係を扱っている業者さんですか、それぞれ町内には複数の件数がありますよね。

そういった業者が全て対象になって、発注を考えていられるのか、あくまでもその指名願いを出したところだけに発注するということなのか、ということなのですね。

結局先ほど指名願いのこともちょっと触れましたけれども、条件にかなわなくて出されていないという方もいるように聞いております。

その辺も含めて、考慮されているのかどうか伺います。

○議長（古川 稔） 総務部長。

○総務部長（増子一馬） 業者の選定の関係でございますけども、基本的には入札に関わる事業、金額が決まっております。

工事の場合いくら、備品購入の場合いくら、委託業務の場合いくら、設計金額に関わってきますけれども、その金額以上のものは入札をするということで業者選定になるわけですが、その際の指名業者につきましては、もちろん先ほど町長もお話されておりますように、基本的には町内業者でその業務を受けるという指名願いの申請項目の中の業種というのでしょうか、業種を受けられますよという業種を書いて申請されている業者を基本的には指名します。

ですから、例えば先ほどの例で言いますと、建設部長の方から備品購入の際に工事が伴う、学校関係でテレビを設置するのにもその付属にかかる台ですとか、取り付け工事が関わる、こういう備品と更に工事が絡むようなやつがあるわけですが、これはちょっと別にいたしまして、通常の工事で発注する場合は、金額によって指名する業者が確定するというにしかありません。

前段申し上げた競争入札にかからないような小額の工事に済む場合については、見積もり合わせ、あるいはその直接随意契約により発注をするわけですが、これについても基本的には町内業者、その事業者がどういう業種をやれるのかということを過去の実績など見させていただいて、発注をするという流れになっておりますので、その小規模登録されている、あるいは指名願いが出て受付されている業者に発注をするしかないのかなということになるかというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○1番（中橋友子） そうですね、ルール上はやっぱりそうだと思います。

ルールを曲げるということにはならないと思いますので、指名は指名の基準に基づいてそして金額の少ないものについては、今お答えいただいたことだと思うのですが、例えば今回のその備品などについても、1台1台の単価とそれから台数と、まとまったら相当な金額になるのだろーと思えますけれども、分けていくとそれは小さくなっていきますよね。

そういう手法をとって、それこそ指名願い出していなくても、小さな業者の方たちでもこれは可能な分野というのも出てくるじゃないかというふうに思うのです。

そんなふうにして、少なくとも、少なくともうちの町で営業していて扱っているようなところであれば、そこで他所に行かないでそこに発注するような方向が大事じゃないかなというふうに思うのです。

先ほどこっちと言いましたけれども、触れましたけれども、なかなかその指名を出していないのだという中には、例えばその町に対する支払い、税などが遅れてたりなんかする人たちも業者の中にはいらっしゃると思いますよね。

この景気状況ですから、本当にそういうのが耳に沢山入ってくるのですよ。

だから、それ権限がないといいますか、でも裏返せばこの事業の趣旨からいったら、そういった臨時的な景気対策であり地域活性化でありそれが雇用に繋げるということであれば、やはりそういうところも救い上げられるような、もちろんその何ていうのですか適切な判断が面接の上で必要だとは思いますが、そこまでの配慮も含めて、10億がうちの業者全体にこうずっと渡っていくのだというようなことが私は理想といいますか、求められるのではないかと思いますのですけれども、そういった考えについてはいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） おっしゃられるように、せっかくの経済対策ですから、それらが商業者あるいはこう住民の隅々まで波及効果がいくことが一番の望まれることだろうというふうに思います。

今のお話ありましたように、テレビなんかもまとめると大きな数値になりますから、これをひとつの物件としていきなり競争入札をやるかとそうではなくて、もっと分けて何十台何十台、3ブロック、4ブロックに分けて入札を執行するか、そういったことはこれから当然内部の中で協議をさせていただいて、執行したいというふうに思いますし、お話ありましたようにテレビも学校なんかに行くとその工事を必要とするようなテレビ設置なんかあると、電気屋さんとの企業体までいくかどうかかわりませんけれども、お世話になるような部分もあるかもしれませんし、中身によって若干違う部分もあるのかもしれませんが、趣旨としてはお話はいただいたように、少しでも多くの方々に参加をしてもらおうと、そのことに意を用いていきたいというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○1番（中橋友子） 実は、そういう流れの中でこの3番目の小規模事業者の登録についても一緒にお伺いしたいのですが、うちの町はその修繕ということで30万ということで定められて、これまでに18事業者が登録されて、400万の仕事が渡ったということでありますけれども、この緊急雇用の特別対策が取られた後で、この小規模登録では十勝管内では先陣切ったのは帯広だと思うのですが、この国の特別交付金が出されたことによりまして、中身は見直しをしたのですね。

それは30万でなくて50万に上げて、そして修繕というのも外して、そして登録を受ける形をとって、広く渡るような手法も講じられているということも聞いております。

ですからうちも今、町長のお考えでいろんなその分けて発注することも含めて、これから取組むのだということでありますので、こんなところも十分に参考にさせていただいて、取組んでいただきたいというふうに思います。

それともうひとつ、その全体で18事業者が登録されたということでありますが、これは対象となる事業者というのは抑えておられるのかどうか、まだスタートして今年は丸2年目ですか、ですから昨年よりはもちろん実績が上がっているというふうには思うのですが、それにしてもまだ少ないなというふうに思ひまして、対象となる事業者はどのくらいと抑えておられるのか、そのうちの18ということなので、そういった対象となる人たちに、方針が行き渡っているのかどうかも含めて伺うものです。

それともうひとつは、これは業者の声なのですが、実は小規模登録しているのだけれども、声が全くかからないのだという方もいらっしゃると思います。

これは多分その業種によって、その仕事の出具合でそうになっているのだらうとは思いますが、その内容についても伺います。

○議長（古川 稔） 総務課長。

○総務課長（田村修一） 小規模修繕契約希望者の対象となる事業者ということですが、私どもでは抑えておりませんが実態でございます。

ただ、私ども技能士会の総会などに出席させていただきまして、その席上でこの制度の説明をさせていただいて、該当する方、技能士会に入っていない方でも、そのような業者がいたら登録してくださいというようなことはその場でそういう席でご案内しているという状況でございます。

○議長（古川 稔） 総務部長。

○総務部長（増子一馬） 今前段、課長の方から申し上げましたけれども、町内で営業を行っておられる個人、あるいはその法人、会社形態なりしているところですね、これ全体がどれくらいあるのかという数は、正直申し上げまして把握はしてございません。

ただ、うちの方としては小規模登録の制度を立ち上げた際に、もちろん広報にも掲載をしまして、インターネット上でのホームページにも掲載をさせていただきました。

それとあと各事業者の方々が、うちの役場に用事があって来られる、主にはその建設部に来られる機会があるわけでありまして、そういった際にそれぞれ担当職員からこういった制度ができたので、是非お申し込みくださいというようなPRももちろんさせていただきましたし、技能士会の総会にも、町としてこういう制度がつくられたので、是非登録をしてくださいというようなことを周知をさせていただいたというつもりではございます。

あと特に私ども心配をしているのは、個人で営業、個人で営業をされている方が。正直どの程度いるのかが把握できないということがあるわけでありまして。

例えばの話ですけれども、近所の家で近所である人ああいいう仕事を、電気屋さんを例えば個人でやっているよと、例えばそういったことが情報として分かるような場合には、そちらにも案内文書を出したりはしているわけでありまして、個人で実際営業活動されている方々の把握というのが現実には難しいのかなというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 総務課長。

○総務課長（田村修一） 失礼しました。

発注状況でございますが、平成20年度の状況でございますけれども、平成20年度3月までの間に15社が登録しております。

そのうち11社に対しまして発注しております。

発注金額においては、705万9,000円発注しているという状況でございます。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○1番（中橋友子） はい、わかりました。

この事業は、これからこう実績をつくっていくのだろうというふうに思いますので、実際にそういうふうな事業者の間で活用されて広がっていけば、もっともっとうちの町もされていくでしょうし、この事業が生きてくるというふうに思いますので、PRそれから周知活動には今後も努力はされていきますけれども、更にこう意を持って取組んでいただきたいというふうには思います。

私は、この緊急雇用対策の事業が前段も申しましたように、相当な金額でありますから、具体的にはそれが最終的には、事業者の事業をとおして雇用の拡大に繋がっていく、そして、ひとりひとりのその暮らしが、暮らし向きを良くしていくということに繋がることが一番大事だというふうに思うのです。

ただ何というのですか、1回限りの事業でありますから、ですからそれによって、人を増やしていくとか、会社がこの事業・仕事を貰ったから人を増やしてってということには、なかなかかなりにくい、そういう性格を持っているというふうに思うのです。

ですから、その辺も見ながらも、しかし、うちの町としては物品購入だとかはそういうのは別にしても、工事などでは具体的に作業人工などもきちんと積算しながら発注していくわけですから、どれだけその雇用に結びつけるといいますか、非常に難しいと思うのですけれども、その辺のことも含め

て取組んでいられるのかどうか、この点最後にお伺いしておきたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 経済対策の目標、目的のひとつの柱であります雇用であります。

ただ、今お話ありましたように一時的な仕事で何人かの方の採用といいますか、仕事が増えることはあるのかもしれませんが、それが常用になっていくのか、ずっとこう雇用として増えてくるのかとなりますと、いささか難しい面もあるのかなというふうに思っております。

私ども何とかそうしたこと、こうしたことをきっかけとして更にこう仕事が増える、仕事が確保されていくことが、そうした雇用の面にもいい影響を与えていくのかなという思いでおりますけれども、なかなか町の今までだけの従前の予算規模の中だけでは、それなりの仕事の確保も厳しいのが現実であります。

機会がありましたら、いろんな方々と雇用の実態、あるいは今回の経済対策で、どのようなことがあったのかも聞きたいというふうに思いますけれども、気持ちとしては引き続きそういった面にも意を用いていきたい、配慮していきたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○1番（中橋友子） 十分検証されながら取組んでいただきたいと思います。

次に、国民健康保険の一部負担金の減免について質問を行います。

まず、減免の実施状況についてであります。

これは、国民健康保険法の第44条に基づいて、一部負担金の減免というのが定められて、うちの町としても早くから実施されてきたことでありますが、現実としては、お答えではこれまでに申請された方はいないということでもあります。

予算決算の過去の質問の中でも、取上げてさせていただいてきたのですけれども、敢えて今回、取上げたというのは、ひとつには必要とする人が当然この経済状況ですから、増えているだろうということがひとつと、もうひとつは、ここで上げましたように、やっと厚生労働省も重い腰を上げて、まだまだ初歩的ではありますが、積極的に活用を打ち出したということがありまして、この問題についてお尋ねしたところです。

それで、一点目のまず申請された方は無いということでもあります。

いろんな方が相談に来られているのだけれども、結果としてはその申請にはなっていないのだよということなのですけれども、この辺のその必要とする窓口にはどれくらい相談があって、何故その結果としては申請にならなかったのか、つまりそれ以外のことで救われたですとか、あるいは、その要綱に照らして、もちろん合致しなかったというようなこともあるのでしょうか、その辺のまず全体像ですね、減免の実施が実際には申請されていないのだという、これまでの実態がどうしてこうなっているのかということについて、その抑えをまず伺いたいと思います。

○議長（古川 稔） 町民課長。

○町民課長（川瀬俊彦） 非常に生活が厳しいということで、この一部負担金払うのが大変だという方は確かにいらっしゃると思います。

そういう方につきましては、電話等による相談とか、また直接来庁されて窓口で相談をされる方というのは、件数は何軒かはちょっと抑えておりませんが、随時いらっしゃいます。

そのときに、私どもの対応といたしましては、まず一部負担金の減免制度、また徴収猶予の制度がありますよというようなことにつきましては、これは丁寧に、そしてきめこまやかに説明はさせていただいているところではあります。

そしてそれと同時に、生活状況についてお聞きしたところによりますと、例えば、そのもしかしたら生活保護の該当にはなるのではないのかなというふうに考えられるケースもあります。

そういう場合につきましては、その生活保護制度等につきましても説明をさせていただいて、そしてそちらの方もご検討いただくと、そういうようなことも私の方では、相談の中でお話しているということでもあります。

そういうようなことをした中で、実際に申請をされた方はいらっしゃるというのが、結果としてこのようなことになっているということでございます。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○1 番（中橋友子） この減免制度、実は全国1,800ある自治体のうちの55%ですか、1,000を超えて設置されているというふうに聞いています。

その中に、もちろんうちの町も入っています。

それで、ただ実際の利用というのが件数にしましては1万件超えてあるのですけれども、なかなか利用できない、利用できないというか、活用されていないということですね。

それで、1万件、利用活用されている1万件の中の多くは火災であるとか、それから天災であるとか、そういったこの項目に基づいて判断されて適応になったということなのですからけれども、なかなか所得が低いというだけでは、適用になっていないというのが全国の実態なのです。

それで、うちの町の規則の中にもやはり歌われていることを4点に渡って書かれているのですけれども、1点目は天災であり、2点目はやはりその干ばつですとか冷害などによる収入減、3点目は事業又は業務の停止、失業など著しく収入が減少したとき、これだけなのですよね。

それで、これで大体救えるかなというふうには思っておられると思うのですけれども、実は失業していなくても、働いていてもなかなか年金、あるいは年金ですね、そういう状況でもその一部負担金がままならないのだという状況が生まれてきて、全国的にその医療費の未払いというのが問題になっていると。

ですから実は、厚生労働省の今回の対策も、もちろんその一部負担金の積極的な活用という表題なのですけれども、その背景には医療機関でどんどんどんどん増えていくその滞納、見てもらうのだけれどもお金が払えない、実際には病院が収入になっていないと、そういうことを問題として何とかして活用して、救えないかということから始まっているというふうに聞きました。

そこで、逆にこれが積極的な活用されているところを見ますと、この基準が規約が今私が申し上げた幕別町の規約だけではなくて、例えば、低所得者の判定基準というのを明確に打ち出しているところがあるのです。

それは、どういう判定かといいますと、もちろんその今、課長もお答えになりましたように、何が苦しいかというふうになる基準というのを私たちはいつもやはり生保基準を持ってして、それ以下の方たちは厳しい、それ以上の方たちはそれなりにというふうに判断しますよね。

それで、その一部負担金の減免の収入が少ない、著しく少ないというところを、具体的に生活保護基準の1.1倍ですとか110%ですとか、これは全額免除、あるいは120%のところは8割を免除、130%は5割を免除というような、基準を設けて運用している町が出始めたのです。

こうなってくると、著しく収入が減少したときという文言がよりこう明確になってきて、そして判断もできるし、対象となる人には活用してもらえということじゃないかというふうに思いまして、それで私は次の質問のところに、減免制度の基準について、改善の余地があるのではないかというふうにも入れたわけです。

その辺、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 減免制度のあり方については、先ほどの答弁でも申し上げましたように、国がモデル事業を実施しようとしております。

全国の各都道府県、ひとつ以上の町村が対象に、北海道の場合お聞きしますと函館市がその対象で、この9月から来年3月までモデル事業を実施して、それらを踏まえて22年度中に今お話ありましたように、減免制度の運用基準等が国から示されるのではなかろうかというのが見通しであります。

たまたまその今のそのモデル事業で示されている基準の中にも、ここでいっているのは、生活保護基準以下とか、あるいはもっと踏み込んで、預貯金が生活保護基準の3カ月以下であるとか、かなり細かいことまで中でいわれているわけであります。

こういったことを、どういうふうに抑えて国が検証して新たな基準になっていくのか、私どもはそういったこともこれから見据えていきながら、対応していかなければならないのかなと、ただ、私ども今までいってきたのは、減免ですから、制度自体で3割負担を2割にするとか、2割を1割にするという制度の中では、そういうこともあるのでしょうかけれども、減免はあくまでも今言われたような何か災害があつて払えなくなった、そういった特に今まではどちらかというに限られてきたのが実態なものですから、そこへ今回このようなモデル事業が入ったということで、これは今後、注視しながら我々の対応も考えていかなければならない、そういうふうには思っております。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○1番（中橋友子） なかなか簡単にはいかない状況があるのも理解しながら、お話しするのですけれども、幕別町の国民健康保険事業について、滞納者いつもやはり20%近く、当初はいますよね。

昨年度の決算におきまして、出していただいた数字ではその滞納の方のうちの6割は年収100万円以下で、国の数字の統計を見ても、その医療費の払えないのと滞納しているのと大体並行していくのですよね。

だから保険証もなければ、もちろん病院に行くお金もないというような状況の人たちが、例えば昨日からの質問もありますけれども、今、新型のインフルエンザがこれだけその命の危険を脅かしているというようなことだとか、そのいろんな状況がありますよね。

病院で行かないで済んできたのだ、あるいは仕方なしに済ませてきたのだという人たちも、それ以上放置すると本当にその全国の悲惨な事例が、うちの町にも起きかねないという現状は、非常に今まで以上に深刻ではないかというふうに思うのです。

ですから、国のモデル事業も不十分だということも承知しておりました。

しかし、積極的な活用という点では一歩踏出したというふうに抑えまして、これは函館のモデルと、またこういった農村地帯の幕別のモデルとっていうのと、また違ってくるといふふうには思うのですけれども、しかし、少なくともいろんな自治体が、実際にきちんと活用する実績をつくるのが、非常に大事だと思いますので、その点で頑張っていただきたいというふうに思います。

それで、私はもう時間がありませんので申し上げますが、窓口負担の中で、窓口相談の中では、是非こういった申請書なんかも、ずっと窓口に置いていただいて、示していただいて、そして困難な人たちには、こういう制度があるのだよということを知らせて欲しい。

そしてもうひとつ、これはなかなかその医療機関の協力がなかったら難しいのですけれども、今、医療機関自体も申請をして、そういったお金の払えない人たちの診療した場合に、税が免除されるというようなそういった制度もございますね。

そういうことなども、町内の医療機関なども連携してトータルで医療を守ることも含めて、町民の健康を守るために、力を尽くしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 医療自体は、やはり国民のいわゆる住民の生活、そして安全安心な町づくりを進める上の大事な一番重要なことだというふうに思います。

ただ、やはり根幹と成すのはやはり国の医療制度だろうというふうにも思っております。

そういったことも十分踏まえながら、町としての対応をこれからも進めていきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 以上で、中橋友子議員の質問を終わります。

これで、一般質問を終結いたします。

[付託省略]

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

日程第3、議案第52号から、日程第15、議案第64号までの、13議案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略し本会議で審議いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、日程第3、議案第52号から、日程第15、議案第64号までの13議案については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長(古川 稔) 日程第3、議案第52号、幕別町民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長(高橋平明) 議案第52号、幕別町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書は9ページ、議案説明資料は1ページになります。

始めに、議案説明資料の方をご覧いただきたいと思います。

国は緊急の少子化対策として、出産に係る被保険者の経済的負担を軽減し、安心して出産できるようにするため、健康保険法施行令等において所要の改正を行い、出産育児一時金の支給額を本年10月1日から平成23年3月31日までの期間における出産について、4万円引き上げるとしたところであります。

具体的には、出産一時金の支給額について、現行の35万円を39万円に引き上げるものでありますが、幕別町国民健康保険におきましても、被保険者の出産に係る経済的負担の軽減が図られ、安心して出産できるよう、健康保険法施行令等の改正内容に準じて、所要の改正を行うものであります。

以下、条文に沿いましてご説明申し上げます。

この度の、出産育児一時金の支給額の引き上げにつきましては、平成21年10月から平成23年3月31日までの出産に係る暫定的な措置でありますことから、附則第6項の次に「平成21年10月から平成23年3月までの間の出産に係る出産育児一時金に関する経過措置」として、附則第7項として「被保険者が平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間に出生したときに支給する出産育児一時金についての第8条第1項の規定の適用については、同項中「35万円」とあるのは「39万円」とする。」との規定を加えるものであります。

なお、産科医療補償制度に加入している医療機関等で出生した場合には、3万円以内の額が加算されますので最大42万円になります。

また、これに併せて、被保険者の医療機関窓口での出生費用をできるだけ現金で支払わなくても済むようにすることを目的とした「出産育児一時金の医療機関等への直接支払制度」が本年10月1日から導入されます。

この制度は、被保険者が医療機関等との間に出生一時金の支給申請と受け取りに係わる代理契約を締結することにより、その医療機関等が被保険者に代わって、出産育児一時金の支給額を限度として、国民健康保険団体連合会を通じて保険者へ支給申請を行い、それを受け取るという新たな仕組みであります。

議案書にお戻りいただきまして9ページをご覧ください。

附則であります、本条例の施行期日を平成21年10月1日からとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議の程お願いを申し上げます。

○議長(古川 稔) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(古川 稔) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(古川 稔) 日程第4、議案第53号、幕別町スキー場条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長(高橋平明) 議案第53号、幕別町スキー場条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の10ページ、説明資料の2ページをご覧くださいと思います。

本件につきましては、忠類白銀町にあります白銀台スキー場のリフト使用料について、近年のリフト券の販売状況及びナイター30日券が使いづらいと利用者並びに関係者から意見が寄せられていることや、更なる利用促進の観点から、30日券、ナイター30日券の区分を撤廃し、30日券で午前9時の営業開始から午後9時の営業終了まで1日中使用できるようにするものであります。

また、明野にあります明野ヶ丘スキー場のリフト使用料については、白銀台スキー場同様、シニア料金を設定し、その額を小人にあわせるべく、所要の改正をさせていただくものであります。

議案説明資料2ページをご覧ください。

改正の内容につきましては、白銀台スキー場のリフト使用料を規定しております別表第1(1)中、30日券の使用料をこれまでのナイター30日券の金額にあわせ、大人1万円を1万2,000円に、小人6,000円を7,200円に改め、ナイター30日券の欄を削るものであります。

30日券の使用時間は午前9時から午後4時30分まで、ナイター30日券は午後4時30分から午後9時までと使用する時間に制約がありましたが、備考3を削り、30日券で午前9時から午後9時までの営業時間を通して使用できるようにするものであります。

説明資料3ページをお開きください。

明野ヶ丘スキー場のリフト使用料を規定しております別表第2(1)中、「小人」を「小人シニア」と改め、小人と同額でシニアの区分をもうけ、これまでの備考を備考1とし、備考2において、シニアとは60歳以上とする規定を追加するものであります。

議案書の10ページをご覧ください。

附則であります、本条例の施行期日を公布の日からとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(古川 稔) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(古川 稔) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

[一括議題]

○議長(古川 稔) 日程第5、議案第54号、北海道市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議についてから、日程第8、議案第57号、北海道後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数

の減少に関する協議についてまでの4議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第54号、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更に関する協議から、議案第57号までの4議案を一括してご説明申し上げます。

議案書の11ページ、議案説明資料の4ページをお開きいただきたいと思います。

これら4件の議案につきましては、紋別郡上湧別町と同郡湧別町が平成21年10月5日に合併し、湧別町となることに伴い、一部事務組合の規約の変更、並びに広域連合を組織する地方公共団体の数の減少が生じることから、事務組合並びに広域連合より変更等に係る協議依頼があり、地方自治法の規定に基づき議決を求めるものであります。

まず、議案第54号、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更に関する協議についてであります。

一部事務組合の規約の変更につきましては、地方自治法第286条第1項の規定により、規約等を変更する際、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、総務大臣の許可を受けなければならないと規定されております。

今回、上湧別町と湧別町の合併に伴い、一部事務組合から規約変更について協議依頼がありましたことから、地方自治法第290条の規定により議決を求めるものであります。

本規約を変更する理由についてであります。組合の組織団体であります上湧別町と湧別町の合併に伴い、両町の名称が新たに湧別町となること、並びに両湧別町学校給食組合が解散脱退することにより、規約の別表「組合を組織する市町村及び市町村の一部事務組合」の一部変更を行おうとするものであります。

説明資料の4ページをご覧ください。

変更内容であります。別表網走支庁管内の項中「上湧別町、湧別町」を削り、「大空町」の次に「湧別町」を加え、同表（網走）の項中「両湧別町学校給食組合」を削るものでございます。

議案書11ページをご覧ください。

附則についてであります。この規約は総務大臣の許可の日から施行するものであります。

次に、議案書の12ページ、議案説明資料の5ページをお開きいただきたいと思います。

議案第55号、北海道市町村総合事務組合理約の変更に関する協議についてであります。上湧別町と湧別町の合併に伴い、規約の別表第1組合を組織する地方公共団体並びに別表第2の一部を変更しようとするものでございます。

説明資料の5ページになります。

変更内容であります。別表第1、組合を組織する地方公共団体の網走支庁の項中「網走支庁（26）」を「網走支庁（24）」に改め、市町村・一部事務組合及び広域連合欄中「上湧別町、湧別町」及び「両湧別町学校給食組合」を削り、「遠軽町」の次に「湧別町」を加えるものであります。

次に、別表第2第9項の共同処理する団体欄中「上湧別町、湧別町」及び「両湧別町学校給食組合」を削り、「遠軽町」の次に「湧別町」を加え、第10項の共同処理する団体欄中「上湧別町、湧別町」を削り、「遠軽町」の次に「湧別町」を加えるものであります。

議案書12ページをご覧ください。

附則についてであります。この規約は総務大臣の許可の日から施行するものであります。

つづきまして、議案書は13ページ、説明資料は7ページをお開きいただきたいと思います。

議案第56号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更に関する協議についてであります。上湧別町と湧別町の合併に伴い、規約の別表第1の一部を変更しようとするものであります。

説明資料の7ページになります。

別表第1中「紋別郡上湧別町」及び「紋別郡湧別町」を削り「紋別郡雄武町」の次に「紋別郡湧別町」を加え「両湧別町学校給食組合」を削るものであります。

議案書13ページになります。

附則についてであります、この規約は総務大臣の許可の日から施行するものであります。

以上、3件の議案につきましてご説明申し上げましたが、従来、一部事務組合の規約の一部変更につきましては、組織する団体への協議を経ることなく、一部事務組合の議会の議決により北海道知事に対し組合規約の一部変更の許可申請を行い、許可を得てきたところであります、構成団体数の増減等軽微な事項につきましても、地方自治法に基づき全組織団体の協議が必要であるとの助言が総務省から北海道へありましたことから、これら規約変更の協議依頼に至ったものであります。

つづきまして、議案書の14ページをご覧いただきたいと思います。

議案第57号、北海道後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少に関する協議についてであります。

広域連合を組織する地方公共団体の数の増減につきましては、地方自治法第291条の3第1項の規定により、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、北海道知事の許可を受けなければならないと規定されております。

本議案は、上湧別町と湧別町の合併に伴い、広域連合を組織する地方公共団体の数を減少することにつきまして、組織する関係市町村と協議をしたいので、地方自治法第291条の11の規定により、議決を求めるものであります。

北海道後期高齢者医療広域連合は、後期高齢者医療の事務を処理するため、北海道の全市町村、180市町村であります、により組織する広域連合として平成19年3月1日に設立されております。

組織する地方公共団体につきましては、北海道後期高齢者医療広域連合規約第2条におきまして規定しているところであります、前段の議案でご説明いたしました一部事務組合の規約とは異なり、個々の地方公共団体名については明文化されていないことから、本議案につきましては、規約の変更に関する協議ではなく、地方公共団体の数の減少に関する協議となっております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

[一括質疑・表決]

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、4議案について、一括して質疑を求めます。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第54号、北海道市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議については、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（古川 稔） 次にお諮りいたします。

議案第55号、北海道市町村総合事務組合規約の変更に関する協議については、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（古川 稔） 次にお諮りいたします。

議案第56号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更に関する協議については、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（古川 稔） 次にお諮りいたします。

議案第57号、北海道後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少に関する協議については、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（古川 稔） この際、13時まで休憩いたします。

（11：58 休憩）

（13：00 再開）

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第9、議案第58号、平成21年度幕別町一般会計補正予算、第4号を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第58号、平成21年度幕別町一般会計補正予算第4号について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7千539万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ144億4,449万7,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、2ページから4ページに記載しております「第1表、歳入歳出予算補正」を参照いただきたいと思います。

次に、5ページをお開き願います。

第2表、地方債補正でございます。

始めに、追加でございますが、7月27日から28日かけて、大雨により本町糠内アメダスにおいて午後7時から8時にかけて時間雨量29ミリ、27日の降り始めからの累加雨量57ミリの大雨に見舞われたところであります。

この局地的な大雨により、町道稲士別線ほか7路線において路肩崩壊等の災害が発生いたしましたことから、7路線中5路線について単独災害復旧事業債を1千810万円借入れするべく追加するものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、表のとおりとなっています。

次に、変更であります。札内鉄道北沿線通道路整備事業ほか3事業について当初事業に追加して実施しなければならない工事等が発生いたしましたことから、それら事業費の増加分について273万円を追加するものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更がございません。

それでは最初に、歳出からご説明申し上げます。

8ページをお開きいただきたいと思います。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、63万円の追加でございます。

12節役務費、細節16車両等返還請求強制執行手数料でございますが、平成20年第4回定例会において「町有車両等の返還請求に対する訴え」を提起する旨議決をいただき、それに基づき平成21年4月3日釧路地方裁判所帯広支部に訴状を提出後、平成21年7月2日第1回口頭弁論、7月8日第2回口頭弁論で判決が言い渡され、町側の申し立てについて全面的に認めるという判決で結審したところでございます。

その後、相手方に対し、車両の返還、土地の返還等話し合いをしまいましたが、一向に事態の好転が望めないことから、判決に則り強制執行を行なうべく、所要額について補正を行なうものでござ

ざいます。

13節委託料、細節11、町有車両等返還請求事件訴訟委託料でございますが、ただいまご説明いたしました訴訟について結審いたしましたことから、弁護士に対します委託料の精算でございます。

16目諸費、50万9,000円の追加でございます。

1節報酬及び9節旅費でございますが、公共下水道使用料及び農業集落排水施設使用料の改定に係る所要額の補正でございます。

公共下水道使用料につきましては、平成17年7月に15%の引き上げを行って以来、経営改善に努めてまいりましたが、平成20年度決算におきましても、一般会計からの繰入れが約3億4,300万円となるなど、大変厳しい財政運営が続いているところであります。

また、平成19年度に策定いたしました「幕別町公営企業経営健全化計画」を基本に経営改善を行っているところでございますが、本計画の大きな目的でございます政府系企業債の借換えの条件として、本来繰上償還によって生じる補償金免除額以上の経営改善効果を上げるべく求められているところでございます。

このことから、これまでも経費の削減及び人件費の削減等を行なってきたところでありますが、補償金免除額以上の経営改善効果額に達しない点、及び今後の経営の安定化を図るため等からこの度使用料の改正について審議を行なうべく、所要額について補正を行なうものでございます。

なお、農業集落排水施設使用料につきましては、合併協議において負担の公平の観点から、下水道使用料と統一するよう協議がなされておりますことから、農業集落排水施設使用料の改定につきましても、審議を行っていただくものであります。

2項徴税費、2目賦課徴収費、200万円の追加でございます。

過誤納還付金でございますが、7月の臨時会におきましても補正をお願いしたところでありますが、法人民町民税の確定申告に基づいて還付金額が更に必要となりましたことから、追加するものでございます。

次に、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、33万9,000円の追加でございます。

国民健康保険特別会計への繰出金でございます。

2目国民年金事務費、15万8,000円の追加でございます。

13節委託料でございますが、国民年金未納者対策として、現在行なっている社会保険庁に対する所得情報の提供に加え、控除対象配偶者等に関する情報について新たに国民年金法に基づいて提供することとなりましたことから、それら情報提供に対しますプログラム修正に係る委託料でございます。

3目障害者福祉費、1,288万2,000円の追加でございます。

15節工事請負費でございますが、札内福祉センターにオストメイト対応トイレを設置すべくトイレの改修工事を行うものでございます。

なお、財源につきましては、国の平成20年度2次補正において北海道で基金として積立を行っている財源を活用し事業を行うもので、10分の10補助事業でございます。

18節備品購入費でございますが、札内南保育所及び中央保育所における障害者対応及び災害対応等に活用する「お散歩カー」の整備でございますが、本事業につきましても基金事業として実施し、10分の10補助事業でございます。

19節負担金補助及び交付金でございますが、細節9新事業移行促進事業補助金ほか3事業につきましても、基金事業として実施するもので、4分3補助事業でございます。

細節9につきましては、自立支援法以前の法律に基づいて運営されている施設を利用した際の負担軽減対策、細節10につきましては、各施設の支援員の負担軽減に対する補助、細節11につきましては、グループホーム等に入居しています精神障害者が自立を行う際に係る準備に要する経費に対する補助、細節12につきましては、通所サービスを受ける際の送迎サービスに対する補助でございます。

20節扶助費、細節1障害者支援費でございますが、事業を実施しています事業所の運営安定化に対する支援、細節12につきましては、国立八雲病院に入院されています、進行性筋萎縮症患者に対しま

す療養給付費の支援でございます。

23節償還金利子及び割引料であります。平成20年度交付を受けています。障害者自立支援給付費国庫負担金及び障害程度区分認定等事業費国庫補助金の精算に伴う精算還付金及び障害者自立支援給付費の道負担金に対する精算還付金でございます。

6目老人福祉費、7,526万9,000円の追加でございます。

11節需用費、及び次のページでございますが、12節役務費、27節公課費につきましては、社会福祉法人幕別真幸協会に貸与しておりました車両1台が返還されたところであります。

返還車両につきましては、走行距離及び車両の状況から再利用可能であることから、現有保健福祉センターの老朽化した車両を廃車とし、その代替車として活用すべく車検整備等に係る補正でございます。

19節負担金補助及び交付金、細節8地域介護・福祉空間整備等交付金につきましては、平成21年6月補正予算において議決をいただいたところでありますが、北海道において国の1次補正に伴う基金事業として新たに交付金を創設いたしましたことから、細節9介護基盤緊急整備等臨時特例交付金に組み替えて事業をおこなうものでございます。

なお、細節9の組換え予算につきましては、小規模多機能型居宅介護施設と認知症高齢者グループホームの併設を行う事業について、交付金が2,250万円追加し交付を受けることとなった点、また、特別養護老人ホーム札内寮においてスプリンクラー設置に係る経費5,251万3,000円についても交付金対象となりましたことから、地域介護・福祉空間整備等交付金の組換え分3,000万円に追加し7,501万3,000円を加え補正を行うものでございます。

次に、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、2,726万4,000円の追加でございます。

平成21年度国の経済危機対策に伴い、新たに事業を実施することとなりました「子育て応援特別手当」に係る特別手当及び事務費について所要の補正を行うものでございます。

なお、本手当につきましては、支給基準日10月1日現在に幕別町に在住する就学前3学年の子どもに対し支給対象となるものであり、約720名程度と見込んでいるものでございます。

次に、4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、40万5,000円の追加であります。

19節負担金補助及び交付金でございますが、町内で公衆浴場法に基づき経営を行なっています事業者に対し、「幕別町公衆浴場設備整備事業費補助金交付要綱」に基づき「ろ過機」の改修に対する補助金について補正を行うものでございます。

なお、本事業につきましては北海道における「公衆浴場設備整備補助金交付要綱」の対象事業であり、同額が北海道から直接事業者へ補助されるものでございます。

2目予防費、79万2,000円の追加でございます。

7節賃金でございますが、当初予算時において医療行為を必要とする児童等に対する時間勤務の看護師を採用し、業務を行っておりましたが、都合により退職をすることとなったところであります。

このことから、後任の看護師について確保すべく募集等を行っていましたが、時間勤務の任用が困難となりましたことから、1日5時間勤務の任用とすべく所要額について補正を行うものでございます。

次に、6款農林業費、1項農業費、2目農業振興費、690万円の追加でございます。

19節負担金補助及び交付金であります。JA札内における「ねぎ生産体制集荷体制の確立」を図るべく、根・葉きり皮むき機、ねぎ専用トラクター等の整備を図るべく事業を実施するものであり、北海道の地域政策総合補助金を受けて行うものでございます。

8目農地費、612万1,000円の追加でございます。

13節委託料でございますが、7月の大雨に伴います幕別ダム緊急時操作点検業務の増加に伴います補正でございます。

12ページをお開きいただきたいと思います。

14節及び15節でございますが、これにつきましても、7月27日の大雨に伴います、明渠埋没に対す

る土砂さらい及び明野幹線明渠ほか3明渠の土砂崩れ等に対します復旧工事でございます。

28節繰出金につきましては、農業集落排水特別会計への繰出金でございます。

次に2項林業費、2目育苗センター管理費、69万3,000円の追加でございます。

16節原材料費でございますが、平成26年度及び27年度に道有林に植栽されます植栽計画がまとまり、忠類育苗センターから出荷するトドマツ34万5,000本、27年度植栽予定のアカエゾ4万3,000本の種子配付となりましたことから、それら所要額について補正を行うものでございます。

8款土木費、2項道路橋梁費、1目道路橋梁総務費、5万1,000円の追加でございます。

新たに始まります「地域活力基盤創造交付金」事業等に係ります事業調整ヒアリングに対する旅費の追加でございます。

2目道路新設改良費、410万円の追加でございます。

9節旅費につきましては、まちづくり交付金事業の変更申請等に係ります旅費の追加、15節工事請負費、細節5軍岡22号道路整備工事につきましては、工事実施にあたり地盤が軟弱なための追加工事が必要となった点、細節8札内鉄南大通地方特定道路整備工事につきましては、既設雨水管撤去及び新設工事が必要となりましたことから追加し工事を実施するものでございます。

3目道路維持費、1,060万円の追加でございます。

14節使用料及び賃借料でございますが、7月27日の大雨に伴い、稲志別線に水中ポンプを設置したことなどに伴い、現計予算に不足を生じる恐れがございますことから補正を行うものでございます。

15節工事請負費でございますが、歩道・車道の補修及び雨水枡等に係わる補修工事でございます。

4目橋梁維持費、187万円の追加でございます。

13節委託料及び19節負担金補助及び交付金につきましては、十勝中央大橋の補修に係わる積算精査に伴う追加補正でございます。

14ページをお開きいただきたいと思います。

3項都市計画費、3目街路事業費、190万円の追加でございます。

22節補償補填及び賠償金でございますが、住宅市街地基礎盤整備事業の事業年度変更に伴います水道管移設に対する補正でございます。

10款教育費、1項教育総務費、6目学校給食センター管理費、305万円の追加でございます。

18節備品購入費でございますが、保温食缶の購入について、当初予算に追加し合併補助金において整備すべく要望しておりましたが、この度、全ての保温食缶の整備について合併補助金が認められましたことから、その所要額について補正を行うものでございます。

5項社会教育費、2目公民館費、26万3,000円の追加でございます。

11節需用費でございますが、糠内公民館物置の屋根等補修でございます。

12款職員費、1項職員給与費、1目職員給与費、62万2,000円の追加でございます。

3節職員手当等でございますが、先ほどご説明いたしました「子ども応援特別手当」実施に伴います、職員時間外手当の追加でございます。

次に、14款災害復旧費、1項土木災害復旧費、1目単独災害復旧費、1,898万円の追加でございます。

地方債の補正でもご説明をいたしましたが、7月27日の大雨に伴い、稲志別線が約200メートルにわたり路肩崩落等の被害に遭ったほか、上稲志別線において法面崩落被害に遭ったなど、町道8箇所において災害復旧工事を行うことが必要となったところであります。

その内、稲志別線など5路線につきましては、単独災害復旧事業債を借入れ復旧を行うものでございます。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

歳入に入りますが6ページにお戻りいただきたいと思います。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費補助金、217万8,000円の減額でございます。

1節社会福祉費補助金につきましては、後ほど説明をいたします道補助金との組換えに伴います減、

2 節児童福祉費補助金につきましては、「子育て応援特別手当交付金」事業に伴います、交付金及び事務費補助金でございます。

4 目土木費補助金、155万4,000円の追加でございます。

道路整備事業費の増に伴います追加でございます。

5 目教育費補助金、300万6,000円の追加でございます。

食缶整備に伴います、合併推進体制整備費国庫補助金の追加でございます。

3 項国庫委託金、2 目民生費委託金、15万8,000円の追加でございます。

国民年金未納者対策に対するシステム改修に伴います国10分の10の委託金でございます。

16款道支出金、2 項道補助金、1 目民生費補助金、1 億1,158万9,000円の追加でございます。

介護基盤緊急整備等臨時特例交付金につきましては、国庫補助金の組換え及び交付額増に伴います追加、並びにスプリンクラー整備に伴います追加でございます。

また、細節13につきましては、障害者自立支援対策事業に対します補助金の追加でございます。

なお、いずれも国の平成20年度及び21年度の補正予算において、北海道で基金化された財源を基に実施される事業に対する補助金及び交付金でございます。

3 目農林業費補助金、690万円の追加でございます。

JA札内が取り組みます、ねぎの生産体制強化に伴います地域政策総合補助金でございます。

20款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、3,311万9,000円の追加でございます。

21款諸収入、5 項雑入、4 目雑入、42万円の追加でございますが、車両等返還請求強制執行に伴います負担金収入でございます。

次に、22款町債、1 項町債、3 目土木債、273万円の追加でございます。

1 節道路橋梁債でございますが、追加事業等に伴います町債の追加でございます。

7 目災害復旧債、1,810万円の追加でございます。

7 月27日の大雨災害に伴います、土木施設等単独災害復旧事業に係わります町債の追加でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

〔一括議題〕

○議長（古川 稔） 日程第10、議案第59号、平成21年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）から日程第15、議案第64号、平成21年度幕別町水道事業会計補正予算（第1号）までの6議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第59号、平成21年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ110万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億5,959万6,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、2ページから3ページに記載しております「第1表、歳入歳出予算補正」を参照いただきたいと思います。

始めに、歳出からご説明申し上げます。

5ページをお開きいただきたいと思います。

2款保険給付費、4項出産育児諸費、1目出産育児一時金、100万6,000円の追加でございます。

平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間に出産した際、出産育児一時金の支給額が35万円から39万円に改められることから、それら平成21年10月1日から平成22年3月までの出産一時金の増額分について追加するものでございます。

また、改正に併せて直接支払い制度が導入されることに伴い、国保連合会への支払業務を委託する際の手数料についても補正を行うものでございます。

10款諸支出金、2項高額療養費特別支給金、1目高額療養費特別支給金、10万円の追加でございます。

後期高齢者医療制度が始まった、平成20年4月から12月に、被保険者が月の途中で75歳を迎え、後期高齢者医療制度に移行した方の移行月の高額療養費の自己負担限度額が倍増している案件に対処するため、限度額を超え払いすぎた医療費について「高額療養費特別支給金」として支給するものであり、それら所要額について補正を行うものでございます。

なお、対象者については平成20年4月に遡って対応するものでございます。

次に、歳入をご説明いたします。

4ページにお戻りいただきたいと思います。

2款国庫支出金、2項国庫補助金、1目財政調整交付金、10万円の追加でございます。

2節特別調整交付金でございますが、ただいま説明をいたしました、高額療養費特別支給金に対します調整交付金でございます。

2目出産育児一時金補助金、50万円の追加でございます。

出産育児一時金の額が4万円引き上げられるのに伴い、増額分の2分の1について国庫補助金として補助されますことから、追加するものでございます。

7款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、33万9,000円の追加でございます。

4節出産育児一時金繰入金でございますが、これにつきましても、出産育児一時金の国庫補助2分の1を除いた3分の2について、一般会計繰出基準に基づき繰入されるものでございます。

6節その他一般会計繰入金につきましても、出産育児一時金の直接支払い制度導入に伴います国保連合会への手数料について一般会計から繰入れるものでございます。

8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、16万7,000円の追加でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

次に、議案第60号、平成21年度幕別町老人保健特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,283万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,844万円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、7ページから8ページに記載しております「第1表、歳入歳出予算補正」を参照いただきたいと思います。

歳出からご説明申し上げます。

10ページをお開きいただきたいと思います。

3款諸支出金、1項償還金及び還付金、1目償還金及び還付金、1,283万4,000円の追加でございます。

平成20年度に社会保険診療報酬支払基金から交付された支払基金交付金及び国、道支出金の精算に伴う還付金でございます。

次に歳入をご説明申し上げます。

9ページにお戻りいただきたいと思います。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金1,283万4,000円の追加でございます。

以上で、老人保健特別会計の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第61号、平成21年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ906万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億8,297万1,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、12ページから13ページに記載しております「第1表、歳入歳出予算補正」を参照いただきたいと思います。

歳出からご説明申し上げます。

15ページとなります。

3款基金積立金、1項基金積立金、1目基金積立金501万9,000円の追加でございます。

平成20年度の介護給付費確定に伴う支払基金からの追加交付金について、介護給付費準備基金へ積み立てるものでございます。

5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、404万5,000円の追加でございます。

平成20年度介護給付費及び地域支援事業費の確定に伴います、国庫支出金、道支出金の精算還付金及び介護予防事業に係ります支払基金交付金の精算還付金でございます。

次に歳入をご説明申し上げます。

14ページにお戻りをいただきたいと思います。

5款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費支払基金交付金、501万9,000円の追加でございます。

平成20年度介護給付費確定に伴います追加交付でございます。

8款繰入金、2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金、90万3,000円の追加でございます。

平成20年度事業確定に伴う、国庫支出金等精算還付金の財源として繰入するものでございます。

9款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、314万2,000円の追加でございます。

以上で、介護保険特別会計の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第62号、平成21年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ102万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億6,443万4,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、17ページから18ページに記載しております「第1表、歳入歳出予算補正」を参照いただきたいと思います。

歳出からご説明申し上げます。

20ページとなります。

2款事業費、1項下水道施設費、1目下水道建設費、2万円の追加でございます。

22節補償補填及び賠償金でございますが、公共下水道事業計画の変更による、雨水枝線の延長変更に伴う水道管移設補償の追加でございます。

なお、15節工事請負費につきましては、22節への財源組換えでございます。

23節償還金利子及び割引料でございますが、昨年度実施いたしました処理場更新工事に伴い、過去、国庫補助事業によって整備した物件の売払いに伴う国庫補助金の返還金でございます。

2項下水道管理費、2目札内中継ポンプ場管理費、100万円の追加でございます。

11節需用費でございますが、汚水の圧送ポンプの故障に伴います修繕でございます。

次に歳入をご説明申し上げます。

19ページにお戻りをいただきたいと思います。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、102万円の追加でございます。

繰越金でございます。

以上で、公共下水道特別会計補正予算について説明を終わらせていただきます。

次に、議案第63号、平成21年度幕別町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ280万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,891万8,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、22ページから23ページに記載しております「第1表、歳入歳出予算補正」を参照いただきたいと思います。

歳出からご説明申し上げます。

25ページとなります。

2款事業費、1項排水処理管理費、2目排水処理施設管渠維持管理費、280万円の追加でございます。

15節工事請負費につきましては、公共枅新設工事1箇所及び公共枅及び排水設備移設2箇所の工事に伴います補正でございます。

次に歳入をご説明申し上げます。

24ページとなります。

3款繰入金、2項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、162万1,000円の追加でございます。

事業実施に伴います、一般会計からの繰入金でございます。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、117万9,000円の追加でございます。

繰越金でございます。

以上で、農業集落排水特別会計補正予算についての説明を終わらせていただきます。

次に、議案第64号、平成21年度幕別町水道事業会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

26ページでございます。

補正予算第2条でございますが、4条予算であります資本的収入及び支出の予定額に対します補正でございます。

収入であります、第1款資本的収入、既定予定額、2億740万円に、補正予定額292万円を追加し、2億1,032万円と定めるものでございます。

支出に関するものでございますが、第1款資本的支出、既定予定額、3億5,526万円に、補正予定額292万円を追加し、3億5,818万円と定めるものでございます。

28ページをお開きいただきたいと思います。

資本的支出でございます。

1款資本的支出、1項建設改良費、1目配水管整備費、292万円の追加でございます。

26節工事請負費につきましては、北栄西大通及び緑町雨水工事に伴います、水道管移設工事でございます。

次に歳入をご説明いたします。

1款資本的収入、6項負担金、1目負担金、292万円の追加でございます。

水道管移設に伴う、一般会計からの負担金収入でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

[一括質疑・表決]

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、6議案について、一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第59号、平成21年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（古川 稔） 次にお諮りいたします。

議案第60号、平成21年度幕別町老人保健特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（古川 稔） 次にお諮りいたします。

議案第60号、平成21年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（古川 稔） 次にお諮りいたします。

議案第62号、平成21年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（古川 稔） 次にお諮りいたします。

議案第63号、平成21年度幕別町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（古川 稔） 次にお諮りいたします。

議案第64号、平成21年度幕別町水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

[休会]

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

議事の都合により、明9月12日から9月24日までの13日間は、休会といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、9月12日から9月24日までの13日間は、休会することに決定いたしました。

[散会]

○議長（古川 稔） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は9月25日、午後2時からであります。

（13：38 散会）

第3回幕別町議会定例会

議事日程

平成21年第3回幕別町議会定例会
(平成21年9月25日 14時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名
17 杉坂 達男 18 助川 順一 19 千葉 幹雄
(諸般の報告)
- 日程第2 発議第21号 道路の整備に関する意見書
- 日程第3 陳情第24号 日豪FTA交渉の中止と日米FTA促進反対に関する陳情書
(産業建設常任委員会報告)
- 日程第3の2 発議第22号 日豪FTA交渉の中止と日米FTA促進反対に関する意見書
- 日程第4 認定第1号 平成20年度幕別町一般会計決算認定について
- 日程第5 認定第2号 平成20年度幕別町国民健康保険特別会計決算認定について
- 日程第6 認定第3号 平成20年度幕別町老人保健特別会計決算認定について
- 日程第7 認定第4号 平成20年度幕別町後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 日程第8 認定第5号 平成20年度幕別町介護保険特別会計決算認定について
- 日程第9 認定第6号 平成20年度幕別町簡易水道特別会計決算認定について
- 日程第10 認定第7号 平成20年度幕別町公共下水道特別会計決算認定について
- 日程第11 認定第8号 平成20年度幕別町公共用地取得特別会計決算認定について
- 日程第12 認定第9号 平成20年度幕別町個別排水処理特別会計決算認定について
- 日程第13 認定第10号 平成20年度幕別町農業集落排水特別会計決算認定について
- 日程第14 認定第11号 平成20年度幕別町水道事業会計決算認定について
(以上、決算審査特別委員会報告)
- 日程第15 議案第65号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第16 議案第66号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第17 議員の派遣について
- 日程第18 常任委員会所管事務調査報告
(総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会)
- 日程第19 閉会中の継続調査の申し出
(総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会)

会議録

平成21年第3回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成21年9月25日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 9月25日 14時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (18名)
議 長 古川 稔
副議長 千葉幹雄
1 中橋友子 2 谷口和弥 3 斉藤喜志雄 4 藤原 孟 5 堀川貴庸
6 前川雅志 7 野原恵子 8 増田武夫 9 牧野茂敏 10 前川敏春
11 中野敏勝 12 乾 邦廣 13 芳滝 仁 16 大野和政 17 杉坂達男
18 助川順一
- 6 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 岡田和夫 副 町 長 高橋平明
副 町 長 遠藤清一 教 育 長 金子隆司
会 計 管 理 者 菅 好弘 総 務 部 長 増子一馬
経 済 部 長 飯田晴義 民 生 部 長 新屋敷清志
企 画 室 長 佐藤昌親 建 設 部 長 高橋政雄
忠類総合支所長 古川耕一 教 育 部 長 米川伸宣
札 内 支 所 長 久保雅昭 総 務 課 長 田村修一
企 画 室 参 事 長谷 繁 地 域 振 興 課 長 佐藤和良
糠 内 出 張 所 長 所 拓行
- 7 職務のため出席した議会事務局職員
局長 堂前芳昭 課長 仲上雄治 係長 金田恭之
- 8 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
17 杉坂 達男 18 助川 順一 19 千葉 幹雄

議事の経過

(平成21年 9 月25日 14:00 開会・開議)

[開会・開議宣言]

○議長（古川 稔） これより本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（古川 稔） 本日の議事日程については、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（古川 稔） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、17 番杉坂議員、18 番助川議員、19 番千葉議員を指名いたします。

[付託省略]

○議長（古川 稔） お諮りいたします。日程第2、発議第21号から日程第16、議案第66号までの15議案については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって日程第2、発議第21号から日程第16、議案第66号までの15議案については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（古川 稔） 日程第2、発議第21号道路の整備に関する意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

前川雅志議員。

○6 番（前川雅志） 発議第21号。

平成21年 9 月25日。

幕別町議会議長、古川稔様。

提出者幕別町議会議員、前川雅志。

賛成者、幕別町議会議員齊藤喜志雄。

道路の整備に関する意見書。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出いたします。

道路の整備に関する意見書（案）。

北海道は、全国の22%を占める広大な面積に180の市町村からなる広域分散型社会を形成し、道民の移動や物資の輸送の大半を自動車交通に依存しており、道路は道民生活と経済・社会活動を支える最も重要な社会基盤である。

また、冬期の厳しい気象条件に加え多発する交通事故、自然災害時の交通障害や更新時期を迎え老朽化する道路施設など、道路を取り巻く課題は多い。

以上のことから、高規格幹線道路から住民に密着した市町村道に至る道路網の計画的・体系的整備はぜひとも必要であり、特に、全国に比べて大きく立ちおくれている高規格幹線道路ネットワークの早期形成は、圏域間の交通・連携の強化による地域経済の活性化、道民の命にかかわる救急搬送や災害対応といった安全で安心な生活を確保する上で不可欠である。

こうした中、地方財政は全国的な景気後退とともに税収が大きく落ち込むなど極めて厳しく、道路特定財源が一般財源化された現在、今後の道路整備は、国、地方などの適切な役割分担のもと必要な

予算を確保するとともに、従来を超えるスピードをもって推進することが重要である。

このような状況を踏まえ、次の事項について強く要請する。

記。

1、高規格幹線道路ネットワークの早期形成を図るため、整備中区間の早期供用を図るとともに、抜本的見直し区間の未着手区間や基本計画区画について早期事業化を図ること。

2、地域の暮らしを支える道路整備に必要な予算を確保するとともに、除排雪や適時適切な修繕など増大するストック維持に対する支援の拡充を図ること。

3、今後の事業評価に当たっては、地域からの提案を反映するなど、救急医療、観光、災害対策など地域にもたらされる多様な効果を総合的に評価すること。

4、道路整備に関する地域のさまざまな課題に対応できるよう、地域活力基盤創造交付金制度のさらなる充実と必要額の確保を図ること。

5、地方の財政負担の軽減に資する地方道路整備臨時貸付金制度の維持・充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成21年9月25日。

北海道中川郡幕別町議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣。

以上です。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

失礼しました。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議ありの声あり）

○議長（古川 稔） 異議がありますので、起立採決をいたします。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（古川 稔） 起立多数であります。

したがって本案は、原案のとおり可決されました。

[委員会報告]

○議長（古川 稔） 日程第3、陳情第24号日豪F T A交渉の中止と日米F T A促進反対に関する陳情書を議題といたします。

産業建設常任委員長の報告を求めます。

委員長、前川雅志議員。

○6番（前川雅志） 平成21年9月25日。

幕別町議会議長、古川稔様。

産業建設常任委員長、前川雅志。

産業建設常任委員会報告書。

平成21年9月8日、本委員会に付託された事件を審査した結果、下記のとおり決定したので会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。

記。

1、委員会開催日。

平成21年9月11日（1日間）。

2、審査事件。

陳情第24号、日豪F T A交渉の中止と日米F T A促進反対に関する陳情書。

3、陳情の趣旨。

農民が安心して農業に励み、食料の自給率を高めるためには、農産物の価格補償と所得保障を組み合わせた制度を確立すると同時に、国境措置を維持・強化して、歯止めのない輸入自由化にストップをかけることが重要です。

日米のF T A（自由貿易協定）を促進し、締結することになれば、日本農業は壊滅的な打撃を受けることになります。

日米経済協議会の委託研究のレポートでは、コメで82.14%、穀類で48.0%、肉類で15.44%が減少するとしています。

また、北海道だけでも1兆3,000億円の損失をこうむると北海道が試算している日豪F T A交渉は、直ちに中止すべきです。

4、審査の経過。

審査にあたっては、陳情の趣旨について論議がなされ、全会一致で結論を見た。

5、審査の結果。

「採択」すべきものと決した。

以上です。

○議長（古川 稔） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

陳情第24号日豪F T A交渉の中止と日米F T A促進反対に関する陳情書は、委員長の報告は採択とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって陳情第24号は、委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

[追加日程表・付託省略]

○議長（古川 稔） 追加日程配布のため、暫時休憩いたします。

（追加日程配布）

（14：10 休憩）

（14：11 再開）

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、お手元に配布いたしました追加日程のとおり、意見書案が提出されました。

この際、これを日程に追加し本会議で審議したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって意見書案は、日程に追加し本会議で審議することに決定いたしました。

[説明・質疑・討論省略]

○議長（古川 稔） 日程第3の2、発議第22号日豪F T A交渉の中止と日米F T A促進反対に関する意見書案を議題といたします。

お諮りいたします。

本意見書案については、先に報告のありました産業建設常任委員会報告の陳情の趣旨と同じような内容でありますので、提出者の説明、質疑、討論を省略し、ただちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって提出者の説明、質疑、討論を省略し、ただちに採決いたします。

[採決]

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

発議第22号日豪F T A交渉の中止と日米F T A促進反対に関する意見書案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本意見書案は、原案のとおり可決いたしました。

[一括議題・決算審査特別委員会報告]

○議長（古川 稔） 日程第4、認定第1号、平成20年度幕別町一般会計決算認定についてから、日程

第14、認定第11号、平成20年度幕別町水道事業会計決算認定についての11議件を一括議題といたします。

決算審査特別委員長の報告を求めます。

委員長、中野敏勝議員。

○11番（中野敏勝） 平成21年9月25日。

幕別町議会議長、古川稔様。

決算審査特別委員長、中野敏勝。

決算審査特別委員会報告書。

平成21年9月8日本委員会に付託された事件を審査した結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告いたします。

記。

1、審査事件。

認定第1号、平成20年度幕別町一般会計決算認定について。

認定第2号、平成20年度幕別町国民健康保険特別会計決算認定について。

認定第3号、平成20年度幕別町老人保健特別会計決算認定について。

認定第4号、平成20年度幕別町後期高齢者医療特別会計決算認定について。

認定第5号、平成20年度幕別町介護保険特別会計決算認定について。

認定第6号、平成20年度幕別町簡易水道特別会計決算認定について。

認定第7号、平成20年度幕別町公共下水道特別会計決算認定について。

認定第8号、平成20年度幕別町公共用地取得特別会計決算認定について。

認定第9号、平成20年度幕別町個別排水処理特別会計決算認定について。

認定第10号、平成20年度幕別町農業集落排水特別会計決算認定について。

認定第11号、平成20年度幕別町水道事業会計決算認定について。

2、委員会開催日。

平成21年9月16日・17日（2日間）。

3、審査の結果。

全会計を「認定」すべきものと決した。

○議長（古川 稔） 報告が終わりました。

お諮りいたします。

決算審査特別委員長に対する質疑は、省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員長の報告に対する質疑を省略することに決定いたしました。

[討論]

○議長（古川 稔） これより認定第1号、平成20年度幕別町一般会計決算認定についての討論を行います。

最初に、委員長報告に反対者の発言を許します。

中橋議員。

○1番（中橋友子） 日本共産党町議団を代表し、認定第1号、平成20年度幕別町一般会計決算に対する反対討論を行います。

平成20年度一般会計決算は、歳入総額133億9,954万7,000円に対し、歳出総額は、131億9,071万7,000円で提案されました。

平成20年度は、忠類との合併後初めての長期計画であり、幕別町第5期総合計画の初年度の年であり、機構改革も実施されました。

子ども課が設置され、子育て支援の充実を目指し、乳幼児医療費の助成の小学校卒業前までの拡充や、妊産婦健診の拡充、また燃油高騰に伴う福祉灯油の実施や、畜産支援対策事業、さらには解雇された非正規労働者に対する緊急就労の場や、ワンストップ相談窓口の開設、小規模事業所登録制度の実施や、学校耐震化の促進など、住民の要望に応じて実施されました。

しかし一方では、水道料金の平均使用料で14.6%の引き上げや、へき地保育所保育料また幼稚園料の引き上げなど、新たな住民負担も実施された年でありました。

特に政策的な問題として申し上げたいのは、委員会の席でも申し上げましたが滞納に対する対応の在り方であります。

町税の収納率は、20年度91.14%と前年対比0.14%上昇しています。

これは過去5年間を見ても、平成16年が88.72%でありましたから、そこから毎年引き上げられてきました。

町は、行政改革の主要課題として、収納率向上と受益者負担を掲げ、滞納処分を強化してきました。

しかし住民の暮らしは、国の構造改革によって格差と貧困が年々拡大してきました。

所得状況は、年収200万円以下が、70.7%にも上り、年金だけでは81.2%と増加しています。

一方、課税の実態は低所得世帯や高齢者世帯に、次々と増税が行われました。

05年度に各種控除、非課税措置の見直し、廃止が行われ、それが毎年続きました。

また07年には、住民税の一律10%のフラット化と、定率減税の廃止、そしてそれに連動して国民健康保険税や介護保険料が引き上げになるなど、まさに大增税の連続となりました。

平成19年度の改定分だけでも、町の収入は実に2億9,600万円の増収となっています。

加えて医療費の窓口負担の増加、さらには社会保障制度も次々に解約されました。

つまり今回の収納率の向上は、住民の暮らしの安定の元に築かれたものではないと考えるものです。

当然、担税能力を超える負担は、払いたくても払いきれない公的負担として全国的な問題になってきました。

総務省によると、地方税の07年度の滞納残高は、2兆909億円とそれまでは減少していたものが、この時点で増加に転じ、国税と合わせると実に3兆7,060億円にも上っております。

そこで実施されたのが、地方税徴収の強化です。

総務省の指導の基に、財政健全化計画や集中改革プラン、職員評価制度と続き、その一旦として滞納整理機構の設置も求められました。

その結果として06年、十勝では十勝市長村税滞納整理機構が立上げられ、滞納処分中心の取立回収が実施されています。

20年決算では、整理機構に205万5,000円を負担金として支払い、17件1,984万2,900円が引き継がれました。

しかし回収は、405万1,000円で全体のおよそ5分の1となっています。

引き継がれた町内の10名の方の収入状況は、年収が200万円以下が6人、200万から300万円が3人とほとんどが所得の少ない方たちです。

いくら滞納整理機構に委ねても、担税能力を超える負担は、負担ができていないというのがこの結果に表れているのではないのでしょうか。

住民の福祉の向上を責務とする地方自治体が、手数料を払って差し押さえ中心の取立機構に徴収を委ねることは、改めて滞納者であっても一人の町民として丁寧に、かつ配慮ある対応が必要であり、生活や事業の維持に配慮した納税指導がなによりも重要と考えます。

また、納税者の実情を十分掌握しないままの差し押さえ等の制裁は行うべきではないと考えます。

過度な税負担や徴収問題に限らず、これまで町民は国の住民不在といえる政策の元で、貧困と格差が拡大し、たくさんの困難を強いられてきました。

また、地方自治体も同じく三位一体の改革と称して、国保税の交付税の削減や事務事業の見直しなど行われ、財政面と次々に変えられる制度のもとで膨大な事務に追われる状況となり、これまたたくさんの困難を強いられてきました。

このような中で、今回国民は新しい政権を選択し今後どれだけ住民本位の政策に転嫁されていくのか期待をしているところです。

その期待に応えるためには、地方からも国に対して見直すべきものは見直そう、しっかりと意見を上げ、住民の生命と安全を守るため、これまで以上の奮闘が求められていると考えます。

新政権の下で、政策変更によるさらなる事務の負担も多くなるであろうと考えますが、適切な職員配置と連携した事務作業の下で、住民に寄り添ったその役割を十分に果たされることを求め、反対討論いたします。

○議長（古川 稔） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

前川敏春議員。

○10番（前川敏春） 私は、認定第1号、平成20年度幕別町一般会計決算認定について、賛成の立場で討論を行います。

平成20年度は、国の三位一体改革の影響などにより、財政調整基金を取り崩すなど、厳しい財政運営を強いられたにも関わらず、住民サービスのさらなる向上を目指し、合併補助金や合併特例債を有効に活用し、各種事務事業に取り組まれたことに対しまして、最大限の評価をするものであります。

平成20年度決算での各種施策につきましては、決算審査特別委員会で十分論議されましたので、細部については申し上げませんが、主なものについて述べさせていただきます。

民生費では、小学校卒業まで拡大した乳幼児医療費の助成事業や、病後児保育を行うための青葉保育所の改修工事、衛生費では母子保健対策として、妊婦健康診査の拡充、労働費では非正規労働者などを対象とした緊急雇用対策、農林業費では、飼料高騰対策として生乳増産対策の利子補給や、飼料用とうもろこし増産のための種子購入費助成事業、さらには牧場の入牧料の減免措置、商工費では、企業誘致対策として用地取得費に対する助成制度、土木費では、各種道路整備事業、また教育費においては、学校の教育環境の整備として札内中学校大規模改造事業、給食センターでは、地場産食材の活用によるふさと給食の実施など、多岐に渡る事務事業の推進に努められたものと考えております。

一方で、町長は人件費の抑制や起債を償還する公債費の抑制のための繰り上げ償還を実施し、また補助金の見直しなど、経常経費の削減にも積極的に取り組んでいることは、大いに理解できるところであり、特に公債費においては、平成19年度末起債残高約229億円を、平成20年度末で約219億円と約10億円を減らすなど、将来の財政負担を軽減する繰り上げ償還などを実施したことに対しまして、敬意を表したいと思っております。

しかしながら本町を取り巻く財政環境は、まだまだ厳しい状況であり、その一例として起債償還の数値が反映される実質公債比率が、23.9%と高い水準にあり、普通交付税の見通しが不透明な状況にある中、自主税源、特に町税の滞納割合が10%近くもあり、本決算では約2億円の収入が未納となっているところであります。

税金の公平性の観点からも、徴収率の向上に向けてのさらなる対策が必要であると同時に、使用料など他の自主財源についても、あらゆる角度から検討すべきものであると思うところであります。

今般、国は民主党を中心とする政権交代があり、新政権が今後どのような地方財政対策を進めるか現段階では推し量ることはできませんが、本町としては安定的な財政基盤の確立を目指し、今後ますます多様化するであろう住民ニーズを的確に把握し、町民の目線に立った行財政運営を推進していただくことを期待するものであります。

以上、申し上げたとおり本決算がこれからの幕別町民のための有効な行財政運営であったということを確認し、私は委員長報告のとおり可とすることについて賛成するものであります。

○議長（古川 稔） ほかに討論は、ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

[採決]

○議長（古川 稔） 採決いたします。

お諮りいたします。

認定第1号、平成20年度幕別町一般会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり、認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（古川 稔） 起立多数であります。

したがって本件は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

[討論]

○議長（古川 稔） 次に、認定第2号、平成20年度幕別町国民健康保険特別会計決算認定についての討論を行います。

最初に、委員長報告に反対者の発言を許します。

谷口議員。

○2番（谷口和弥） 日本共産党を代表し認定第2号、平成20年度幕別町国民健康保険特別会計決算について、反対討論をいたします。

国民健康保険法は、その第1条で、この法律は国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保険の向上に寄与することを目的とすると定めています。

また、国民健康保険法は、国民健康保険は憲法第25条に規定された法的な医療保険制度であります。

決算認定に反対する理由は、幕別町において、国民健康保険制度が被保険者の受診抑制に繋がる正規保険証の未発行の問題があることにあります。

国民健康保険は、社会保険加入者、生活保護世帯等を除き強制加入ですから農業者や自営業者、年金生活者に加え、不安定雇用の労働者、失業者も加入しています。

決算審査の中で出された資料の所得階層別の被保険者の状況を見ると、国保全加入者のうち、年間所得200万円未満が70%にもなっています。

そして国保税の滞納世帯数は、現年課税分で939世帯、滞納率は14.9%にもなっています。

所得未申告者を除くと、全滞納世帯は年間所得200万円未満が80.3%となっています。

制度として7割、5割、2割減免制度がありますが、その制度があっても国保税の負担が重くて、所得の少ない世帯の支払いを困難にしていることが推察されます。

平成21年1月1日現在で、北海道が発行した資料によりますと、資格証明書の幕別町の発行数は、29世帯となっています。

幕別町の国保加入世帯の占める割合は、全十勝で7.5%に過ぎませんが、資格証明書の発行数は全十勝合計では123世帯で、幕別町の占める割合は23.6%になります。

幕別町より加入世帯が多い音更町が2世帯、帯広市でさえ28世帯、十勝管内6町村で資格証明書を発行していないそういった中で、幕別町の発行数が非常に多いことが分かります。

非正規保険証が発行されている世帯の割合でいっても6%と、一昨年に続き十勝管内で一番高い数字を示しているところでもあります。

正規保険証の未交付がどんな結果を生むのでしょうか。

全日本民医連、全日本民主医療機関連合会の国保死亡事例調査報告によると、加盟している医療機関の受診者の中に少なくとも31人が平成19年の1年間で、国民健康保険証の未交付が原因で手遅れになって死亡したと報告しています。

また、全国保険委員連絡会が今年6月に一般被保険者の受診率と、資格証明書を交付された被保険者の受診率の差について45都道府県の国保連合会の協力を得て調査し、その結果を報告しています。

調査の結果、資格証明書の交付を受けた保険者の受診率は、一般被保険者の受診率に比べ、著しく低く、一般被保険者の53分の1である。

資格証明書の交付を受けたものは、被保険者は必要な療養が著しく抑制されていることが判明いたしました。

そして自治体の国保担当者からは、資格証明書は警告段階では収納効果が期待できるが、一旦資格証明書を出された加入者は、国保制度や行政に対して不信を持ってしまい、かえって保険料を払わなくなるとの声も聞かれると紹介し、資格証明書の交付が収納対策に繋がっていないだけでなく、滞納者の固定化に繋がる危険性もあることを示しているところでもあります。

幕別町の場合は、機械的な対応はせず、接触できた人には短期保険者証を渡しているとのことであ

りましたけれども、資格証明書を発行された被保険者がどのような健康状態にいるのか、リサーチすることは怠ってきています。

受診が遅れて、あるいは受診ができないまま死亡に至ってしまう悲惨な事例を幕別町で起こしてはなりません。

新型インフルエンザ対策の一環としても、早期発見、受診が重要であるのです。

まずは全ての国保加入世帯に、正規保険証を発行したうえで相談に乗ることが求められるのではないのでしょうか。

先にも述べましたように、国民健康保険制度は社会保障制度であって、相互扶助の精神に基づく制度ではありません。

幕別町民の暮らしの実態が大変厳しい中で、資格証明書や短期保険証を発行し、受診抑制することは、絶対に許されないものと考えます。

国保税の高すぎる原因の大本は、国が国保負担の比率を45%から38.5%に引き下げたことによるものでありますけれども、この国の責任を強く求めていくとともに、町として町民の健康を守るため一層の努力が必要であることを述べ、平成20年度国民健康保険特別会計決算に対する反対討論といたします。

○議長（古川 稔） 次に、委員長報告の賛成者の発言を許します。

堀川議員。

○5番（堀川貴庸） 認定第2号、平成20年度幕別町国民健康保険特別会計決算認定につきまして、私は賛成の立場で討論いたします。

我が国の国民健康保険制度は、社会保険などへの加入ができない自営業者や農業者、そしてまた高齢者などのために創設され、いわゆる国民皆保険制度の根底を支える制度であります。

当該、平成20年度におきましては、国の医療制度改革すなわち前期、後期の高齢者医療制度が新たに創設されたことにより、およそ2,700人、1,100世帯の方々が移行したものの、依然として町全世帯の40.0%という多くの世帯が加入しており、町民の生命、身体あるいは暮らしを守るという大きな役割を果たしているものと考えます。

平成20年度決算数字につきましては、先の移行措置により一概に比較できないものの、一般退職被保険者が減少したにも関わらず、医療費全体では伸びている傾向にあり、一人当たり医療費に換算すると、前年比2.1%増の23万1,674円となったことに合わせまして、ぎりぎりの歳入歳出差引額をみましても、その運営については大変厳しいものであったと思われまます。

本保険制度につきましては、加入者が負担する国保税と、国からの負担金などの公費によって運営がなされております。

このうち、加入者からの国保税収納率につきましては、現年課税分で前年を0.06ポイント上回る95.45%でありました。

比較的、納税意識が高い高齢者の方々が、後期高齢者医療制度に移行した影響が大変懸念された中で、94%の収納率を6年連続で越えてきたことは、大いに評価するところであります。

しかし一方で、国保税の滞納額が一定程度あることは残念に思っております。

これまでの景気低迷に加え、世界的な不況の影響もある中で、家計のやりくり、苦勞している家庭も多いことは承知いたしております。

がしかし、本保険制度は公平な負担の元、相互扶助の精神に基づく支え合いが大きな柱であります。

滞納によって、多くの納税者との負担の公平という原則をくずし、ひいては制度の崩壊につながりかねません。

町、関係部署では連絡がつかない世帯や、納税誓約が果たされない世帯などへの訪問や、働き掛けを積極的に行い、接触や相談の機会を生み出すことに通年努力されてきたようであります。

一部国保税の支払いがみられない悪質な滞納者に対する資格証明書の発行については、納税を督促する上で、やもえない措置であると考えます。

滞納者への対応と、負担の公平性の確保については、今後も引き続き粘り強く努力していただきたいと思います。

また、保険税の徴収方法を、原則特別徴収から被保険の意向に合わせて普通徴収方式を選択をできるといった、一部条例改正の実施やあるいはまた町の一般会計より相当額の基準外繰出金措置が行われていることなど、厳しい町財政の中にあっても町として保険財政の支援に鋭意取組んでおり、そういった町行政の姿勢には敬意を表するところであります。

さらに加えまして、この年度より特定健康診査、及び保健指導、いわゆるメタボ予防対策が義務付けられたところでもあります。定められた年度目標に対し、特定検診実施率は27.8%、保健指導実施率は46.0%とそれぞれ目標数値をクリアしており、とりわけ70歳以上の高齢者に対する配慮、つまり自己負担なく無料で受診できる体制をとったことは、町民の生命や暮らしを守るという意思表示とも言えます。

医療費の適正化を図るという意味で、効果を期待しながらこの点もまた評価すべき項目であります。

このように国民健康保険事業が町民にとって、信頼できる制度であるためには、健全な財政運営が維持され、将来にわたって継続して安定的かつ円滑に運営されることが不可欠であります。

今後もこの国保事業によって、町民の信頼を高めながらすこやかにそして安心して日々の暮らしが送れるよう健全な運営に努めていただくようお願いいたしまして、平成20年度幕別町国民健康保険特別会計決算認定に対し、認定すべきとした委員長の報告のとおり賛成いたします。

○議長（古川 稔） ほかに討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

[採決]

○議長（古川 稔） 採決いたします。

お諮りいたします。

認定第2号、平成20年度幕別町国民健康保険特別会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり、認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（古川 稔） 起立多数であります。

したがって本件は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第3号、平成20年度幕別町老人保健特別会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり、認定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第4号、平成20年度幕別町後期高齢者医療特別会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり、認定することにご異議ありませんか。

（異議ありの声あり）

○議長（古川 稔） 異議がありますので、起立採決をいたします。

本件は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(古川 稔) 起立多数であります。

したがって本件は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

[討論]

○議長(古川 稔) 次に、認定第5号、平成20年度幕別町介護保険特別会計決算認定についての討論を行います。

最初に、委員長報告に反対者の発言を許します。

野原議員。

○7番(野原恵子) 日本共産党議員団を代表いたしまして、認定第5号、平成20年度介護保険特別会計決算認定について反対討論を行います。

後期高齢者医療制度や療養病床削減に代表される前政権の医療政策は、高齢者を病院や医療現場から在宅へと推し進めていくのが狙いだけに、受け皿となる公的介護制度の在り方に国民の関心は高まっています。

介護保険制度は、2000年4月に施行されましたが、政府は家族介護から社会が支える制度へ、在宅で安心できる介護へと国民に周知していました。

しかし3年ごとの事業計画の見直しでは、施設介護へのホテルコストの導入、新予防給付への移行、生活援助の大幅な削減などで、高い保険料を納めてもサービスを利用できないという状況になり、国民の期待を裏切る結果となっています。

幕別町の高齢化は年々進み、第1号被保険者は6,599人と人口の24.2%となっています。

高齢者の経済を支えているのは、ほとんどが年金収入ですが、100万円以下は56.5%、200万円以下は約80%と大変厳しいものになっています。

平成20年度決算では、保険料の滞納者は65人となっていますが、住民税非課税世帯が38.5%、本人が非課税を加えると63%になっています。

国は、①保険料の全額免除、②資産審査なしの一律減免、③一般会計からの繰り入れは認めないという三原則を自治体に導入しています。

しかし介護保険は、地方自治体の自治事務であり、三原則に法的な拘束力がないことは国会答弁でも確認されています。

三原則を跳ね返し、低所得者に対する町独自の保険料減免制度で対策を講じることが必要です。

次に、施設入所を希望している待機者は、特養札内寮で96人、忠類14人、老健あかしやで32人と142人にもなり希望する介護サービスを利用できないでいます。

札内寮では在宅介護では37人が待機し、特に要介護4、5と認定されながら家族の介護を受けている高齢者は18人にもなっています。

老老介護、認知症同士の認知介護など、在宅介護は高齢者の現状から見ても深刻です。

特養ホームは、高齢者や家族の寄りどころであり、地域の介護の拠点となる施設です。

町は、保険者としての責任を果たすために、国の施設抑制方針の押し付けを跳ね返し、施設整備を計画的に進めていくことが求められます。

介護保険が施行されたとき、介護に占める国庫負担の割合は、それまでの50%から25%に引き下げられました。

計画的に50%に向けて、国庫負担の割合を引き上げていくことを強く国に求めていくことです。

そうすれば保険料の負担を増やさず、制度の改善を図ることができます。

以上の点から平成20年度幕別町介護保険特別会計決算認定に対しまして反対討論といたします。

○議長(古川 稔) 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

前川雅志議員。

○6番(前川雅志) 認定第5号、平成20年度幕別町介護保険特別会計決算認定にあたり、私は委員長

報告に対し賛成の立場で討論を行います。

平成20年度から実施された介護保険制度は、介護を要する状態になってもできる限り自宅で自立した生活を営むことができるよう、真に必要な保険福祉サービス、及び医療サービスを安心して利用できることを基本とし、国民の共同連帯の理念に基づき制度化されたことは、皆さんご存知のとおりだと思います。

平成20年度は、平成18年3月に策定された第3期計画、幕別町高齢者保険福祉ビジョン2006に基づき、高齢になっても介護が必要とならないよう健康づくりや予防介護に力を入れると共に、介護が必要になっても安心した暮らしができるよう福祉施設を推進されてきたものと思います。

また平成20年度は、第3期計画を見直し、新たな第4期計画、幕別町高齢者福祉ビジョン2009の策定の年となりました。

今後、さらなる進展が予想される高齢化に向け、町が取組むべき高齢者福祉の施策を明らかにするとともに、介護保険制度で必要なサービスが受けられるように、介護サービスの目標を定め、第1号被保険者の保険料を算出するなど、介護保険制度の円滑な運営を計画的に実施するための計画が策定されました。

この計画の策定にあたり、高齢者生活アンケート、介護保険利用状況実態調査、介護サービス事業者参入意向調査を実施し、その調査結果の意向を十分踏まえ策定されたものと思います。

特に、要望の高かった介護サービスの基盤整備として、小規模多機能型住居介護と認知症対応型共同生活介護の併設事業所の参入の促進と、認知症対応型通所介護事業所の開設の促進が盛り込まれたことは、介護施設待機者の期待に応えられるものと高く評価いたします。

介護保険料については、低所得者に配慮した対策として、介護保険制度における軽減対策を実施し、新たに医療保険及び介護保険の自己負担の合計額が、一定の限度額を超える額を高額医療合算介護サービス費として保険給付を実施することと合わせ、社会福祉法人等利用者負担軽減事業、及び町独自の施策である訪問介護利用者負担軽減事業を実施することにより、負担軽減に努めてきたことを評価いたします。

第4期計画でも、引き続き低所得者の負担軽減を実施し、新たに第3期計画では6段階であった保険料を第4期計画では8段階9区分とし、保険料を軽減して低所得者に配慮する計画となりました。

しかし、基本的には月額500円の値上げとなっております。

町民の理解が得られるよう、さらなるご努力を期待いたします。

本町の財政状況は、ますます厳しさを増していますが、高齢者社会が進む中で町民が安心して老後暮らしを暮らせるよう今後も低所得者の状況把握や、住民の要望などを十分反映され介護保険制度の充実を図れることを期待し、私は委員長報告を可とするものとして討論を終わらせていただきます。

○議長（古川 稔） ほかに討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

[採決]

○議長（古川 稔） 採決をいたします。

お諮りいたします。

認定第5号、平成20年度幕別町介護保険特別会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり、認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（古川 稔） 起立多数であります。

したがって本件は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

審議の途中であります、この際15時15分まで休憩いたします。

(14 : 58 休憩)

(15 : 13 再開)

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、お諮りいたします。

認定第6号、平成20年度幕別町簡易水道特別会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり、認定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第7号、平成20年度幕別町公共下水道特別会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり、認定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第8号、平成20年度幕別町公共用地取得特別会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり、認定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第9号、平成20年度幕別町個別排水処理特別会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり、認定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第10号、平成20年度幕別町農業集落排水特別会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり、認定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

[討論]

○議長（古川 稔） 次に、認定第11号、平成20年度幕別町水道事業会計決算認定についての討論を行

います。

最初に、委員長報告に反対者の発言を許します。

増田議員。

○8番（増田武夫） 日本共産党議員団を代表して、平成20年度幕別町水道事業会計決算に対する反対討論を行います。

言うまでもなく、水は命と生活に欠くことができないものであります。

水道法では、その目的の中で、正常にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活改善に寄与するとしているところであります。

我々議員団では、幕別町が住みよい町として愛され、町民の福祉と生活向上に繋がり、ひいては本町の人口増にも結びつくためにも、水道料金の引き上げに反対したところであります。

その為には、水道会計に対する一般会計からの繰り入れが不可欠であると主張してきたところであります。

しかし、町は水道事業会計の独立採算制を理由に一般会計からの繰り入れは、良しとしない答弁に終始しています。

地方公営企業法の第17条の2では、一般会計または他の特別会計において、負担するものを除き当該地方公営企業に伴う収入をもって充てなければならないとしており、それが独立採算制の根拠とされています。

しかし同法の第3条の経営の基本原則では、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならないとされています。

地方公営企業の本来の目的は、公共の福祉の増進であると明記しているのであります。

しかるに、昨年度の水道料金の値上げは、所得の目減りが続く中であって、町民の生活を脅かすものとなっています。

一方、低所得者に対する値上がり分の助成措置がとられた点については、評価するところであります。

平成20年度の決算状況を見ますと、値上げしたにも関わらず、単年度の純損失は前年より約5,000万円多い、1億8,000万円を超え、累積欠損金は9億7,800万円となっています。

昨年示された将来予測をはるかに超える欠損金となっております。

決算審査の答弁にもあるように、平成22年ないしは23年頃の再値上げが避けられない事態となっています。

このことが示すように、料金の値上げによる水道会計の赤字解消は不可能と言わざるをえず、破たん状態となっております。

さらに、滞納者に対する給水停止は止めるべきと考えます。

また、前年度より悪化した有収率の改善は重要な課題であり、漏水による3,000万円近い損失の改善が求められます。

以上のことを考慮いたしますと、水道事業会計の体質改善のためには、他の少くない自治体が実施しているように一般会計からの繰入を含めた抜本的な措置を取る必要があると考えます。

ちなみに、数年前の調査によりますと埼玉県では20市町村が一般会計からの繰入を行っております。

町も体質改善のために、あらゆる努力を行うよう求めて、反対討論といたします。

○議長（古川 稔） 次に、委員長報告に賛成の方、または他の討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

[採決]

○議長（古川 稔） 採決をいたします。

お諮りいたします。

認定第11号、平成20年度幕別町水道事業会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり、認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（古川 稔） 起立多数であります。

したがって本件は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

[人事案件]

○議長（古川 稔） 日程第15、議案第65号、公平委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

説明を求めます。

岡田町長。

○町長（岡田和夫） 議案第65号、公平委員会委員の選任につき同意を求めることにつきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書15ページをお開きいただきたいと思います。

本件は、現公平委員会委員であります 山中宏司氏が、本年9月30日をもって任期満了となりますことから、後任の委員の選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

山中氏の12年間のご功勞に対しまして、ここに深く謝意を表するものであります。

後任といたしまして、相川地区で農業をなされておられます高井正行氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

任期につきましては、平成21年10月1日から平成25年9月30日までの4年間であります。

なお、同氏の経歴などにつきましては、議案説明資料の8ページに記載をいたしておりますのでご参照いただき、選任につき同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（古川 稔） 本件は人事案件でありますので、質疑討論を省略し、ただちに採決いたします。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

ただいまの出席議員は17人です。

投票用紙を配布いたさせます。

投票用紙の配布もれはありませんか。

(なしの声あり)

○議長（古川稔） 配布もれなしと認めます。

投票箱を点検させます。

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。

本案を可とする諸君は○印を、本案を否とする諸君は×印を記載の上、職員の点呼に応じて順次投票願います。

なお、重ねて申し上げます。

投票中賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により否とみなします。

点呼を命じます。

○局長（堂前芳昭） 議席番号とお名前を申し上げます。

1 番中橋議員、2 番谷口議員、3 番斉藤議員、4 番藤原議員、5 番堀川議員、6 番前川雅志議員、7 番野原議員、8 番増田議員、9 番牧野議員、10 番前川敏春議員、11 番中野議員、12 番乾議員、13 番芳滝議員、16 番大野議員、17 番杉坂議員、18 番助川議員、19 番千葉議員、以上です。

○議長（古川稔） 投票漏れはありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川稔） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

開票を行います。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に、谷口議員及び斉藤議員を指名いたします。

よって両議員の立会をお願いします。

投票の結果を報告いたします。

投票総数17票、これは先程の出席議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成17票。

以上のおおり、賛成多数であります。

よって、本案は同意することに決定いたしました。

日程第16、議案第66号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

説明を求めます。

岡田町長。

○町長（岡田和夫） 議案第66号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書16ページをご覧くださいと思います。

本件は、現教育委員会委員であります 金子隆司氏が、本年9月30日をもって任期満了となりますことから、同氏を再任いたしたく議会の同意を求めるものであります。

任期につきましては、平成21年10月1日から平成25年9月30日までの4年間であります。

なお、同氏の経歴などにつきましては、議案説明資料の9ページに記載をいたしておりますのでご参照いただき、任命につき同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（古川 稔） 本件は人事案件でありますので、質疑討論を省略し、ただちに採決いたします。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

ただいまの出席議員は17人です。

投票用紙を配布いたさせます。

投票用紙の配布もれはありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川稔） 配布もれなしと認めます。

投票箱を点検させます。

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。

本案を可とする諸君は○印を、本案を否とする諸君は×印を記載の上、職員の点呼に応じて順次投票願います。

なお、重ねて申し上げます。

投票中賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により否とみなします。

点呼を命じます。

○（堂前芳昭） 議席番号とお名前を申し上げます。

1 番中橋議員、2 番谷口議員、3 番斉藤議員、4 番藤原議員、5 番堀川議員、6 番前川雅志議員、7 番野原議員、8 番増田議員、9 番牧野議員、10番前川敏春議員、11番中野議員、12番乾議員、13番

芳滝議員、16番大野議員、17番杉坂議員、18番助川議員、19番千葉議員、以上です。

○議長（古川 稔） 投票漏れはありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

開票を行います。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に、藤原議員及び堀川議員を指名いたします。

よって両議員の立会をお願いいたします。

投票の結果を報告いたします。

投票総数17票、これは先程の出席議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成16票、反対1票。

以上のとおり、賛成が多数であります。

よって、本案は同意することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

（15：37 休憩）

（15：38 再開）

○議長（古川 稔） 休憩を解いて、再開をいたします。

〔教育委員挨拶〕

○議長（古川 稔） ここで、ただいま教育委員に任命されました、金子隆司君より発言を求められておりますので、これを許します。

金子隆司君。

○教育委員（金子隆司） 議長の許しをいただきましたので、一言お礼を申し上げます。

教育委員に選任されてから2年と5カ月が経過をいたしました。

この間、議員の皆様には、それぞれのお立場でご支援とご協力をいただきましたことに、心から厚く感謝とお礼を申し上げます。

また、ただいまは再度教育委員として再任の同意をいただきました。

身に余る光栄であり、重ねてお礼を申し上げます。

元より浅学菲才の身であり、その職務と職責の重さに、改めて身の引き締まる思いではありますが、私といたしましては、誠心誠意、幕別町の教育行政の振興と発展のために最大限の努力をいたす所存であります。

どうか議長をはじめ議員の皆様には、今まで通りのご指導とご鞭撻を賜りますよう切にお願いを申し上げます。

どうかよろしくお願いをいたします。

〔議員の派遣〕

○議長（古川 稔） 日程第17、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

来る、10月8日、幕別町で開催される十勝町村議会議長会主催による、十勝管内町村議会議員研修会に全議員を派遣いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、10月8日、幕別町で開催される十勝町村議会議長会主催による、十勝管内町村議会議員研修会に全議員を派遣することに決定いたしました。

[委員会報告]

○議長（古川 稔） 日程第18、常任委員会所管事務調査報告を議題といたします。

総務文教常任委員長、民生常任委員長、産業建設常任委員長より所管事務調査報告書が議長宛に提出され、お手元に配布済みであります。

なお本件は、説明を省略いたしますので、後刻ご覧いただきたいと思います。

[閉会中の継続調査の申出]

○議長（古川 稔） 日程第19、閉会中の継続調査の申し出を議題といたします。

総務文教常任委員長、民生常任委員長、産業建設常任委員長から所管事務調査に係る事件につき、会議規則第75条の規定により、お手元に配布した申し出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

[閉議・閉会宣告]

○議長（古川 稔） これで本日の日程は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって、平成21年第3回幕別町議会定例会を閉会いたします。

（15：41 閉会）